

はじめに

本県の情報公開制度は、昭和58年に神奈川県庁の機関の公文書の公開に関する条例を施行して以来21年間で、行政文書公開の請求件数が6万9千件を超えるなど、公正で開かれた県政の実現に向けて一歩ずつ着実に歩み続けてまいりました。

この間、国における情報公開法の制定など情報公開制度を取り巻く状況が大きく変化したため、平成12年3月に条例改正を行い、平成12年度から新たな情報公開条例を施行いたしました。新条例は、県民の皆様から寄せられた御意見も参考にさせていただくとともに、旧公文書公開運営審議会の答申を踏まえて、対象情報の範囲の拡大、実施機関の拡大、請求権者の範囲の拡大や出資団体等の情報公開の推進等を規定するなど、より充実した内容となっております。これを受けて、平成13年4月から、県主導の第三セクターがそれぞれ規程を整備し、情報公開制度を実施するとともに、同年10月からは公安委員会及び警察本部長の情報公開も開始されました。

また、平成2年10月の施行以来、試験結果の開示の請求などにより約22万5千人の方に利用されてまいりました個人情報保護条例も、情報公開条例の制定に併せて改正し、未成年者の法定代理人による開示請求があった場合、開示することがその未成年者の利益に反する場合には不開示とすることができるようにするなど、制度の充実を図っております。

本報告書は、情報公開制度の運営の公正性と透明性の向上を図り、また、個人情報保護制度の効果的推進を図るため、前年度の運用状況を年次報告書として取りまとめ、毎年公表しているものであります。

この冊子が、神奈川の情報公開・個人情報保護制度を理解していただく一助になれば幸いです。

目 次

【情報公開制度】

I 制度のあらまし	
1 制度のしくみ -----	1
2 行政文書公開制度の内容 -----	1
II 運用状況	
1 概要 -----	4
2 行政文書公開請求の状況 -----	4
3 県主導の第三セクター等の情報公開について -----	3 2
III 情報公開審査会の審議状況 -----	3 3
IV 情報公開運営審議会の審議状況 -----	3 8

【個人情報保護制度】

I 制度のあらまし	
1 制度のしくみ -----	4 0
2 個人情報保護制度の内容 -----	4 0
II 運用状況	
1 概要 -----	4 5
2 自己情報の開示、訂正請求、是正の申出の状況 -----	4 7
3 簡易開示の状況 -----	5 8
4 問い合わせ・苦情相談の状況 -----	6 1
5 実施機関の事務登録の状況 -----	6 3
6 事業者の業務登録の状況 -----	6 5
III 個人情報保護審査会の審議状況 -----	6 9
IV 個人情報保護審議会の審議状況 -----	7 2
V 制度の普及活動	
1 県民、事業者への広報活動 -----	7 8
2 職員への意識啓発 -----	7 9
3 個人情報保護啓発強調月間の実施 -----	7 9

【資 料】

1 情報公開審査会答申の概要 -----	8 0
2 個人情報保護審査会答申の概要 -----	1 4 9
3 個人情報保護審議会諮問書・答申書 -----	1 5 8
4 情報公開条例・個人情報保護条例等制定状況 -----	1 6 8

I 制度のあらまし

1 制度のしくみ

県政に対する県民の皆さんのご理解を深めていただくとともに、県民の皆さんと県との信頼関係を一層増進するために、昭和58年度から行政文書公開制度と情報提供システムを車の両輪とした「情報公開制度」を実施しています。県は、この「情報公開制度」を柱として、より一層開かれた県政の推進に努めています。

行政文書公開	情報提供		
県民の請求に基づいて行政文書を公開する。	県民のニーズに応じて行政情報を積極的又は義務的に提供する。		
行政文書公開制度	窓口による 情報提供	広報による 情報提供	行政手続等による 情報提供
行政文書そのものの公開 (みせる)	行政情報の収集・整理・加工・伝達・閲覧・広聴 (あつめる) (つくる) (つたえる) (みせる) (きく)		
開かれた県政の確立、県民との共同作品の県政の推進			
県政への理解と参加の促進			
県民と県との信頼関係の増進			

2 行政文書公開制度の内容

行政文書公開制度は、神奈川県情報公開条例に基づき行われています。条例の概要は次のとおりです。

(1) 制度の目的と基本的な考え方

民主的な開かれた社会を実現するためには、行政のもつ情報が広く県民に公開される必要があります。行政に対する県民の「知る権利」を保障し、行政に「原則公開」を義務づけるのが行政文書公開制度の基本的な考え方です。

この条例では、地方自治の本旨に即した県政を推進する上において、県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、行政文書の公開を請求する権利を明らかにし、それによって県政への県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を一層増進することを目的としています（条例第1条）。

このため、「原則公開」の精神に立って、非公開とする行政文書は必要最小限にとどめます。また逆に、個人の秘密、個人の私生活など個人のプライバシーがみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をします（条例第2条）。

(2) 公開請求ができる情報

ア 対象となる行政文書の範囲

制度の対象となる行政文書は、県の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録で、県が現に保管、保存しているものです（ただし、文書などの作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録で県が定めるものは除きます。）。制度発足後に作成、取得した行政文書が対象になりますが、30年保存の重要な行政文書は、制度実施前のものも対象になります。

イ 公開請求ができる県の機関

この制度を実施する県の機関は、次の13の機関です。これらの機関が管理している行政文書を公開請求することができます（条例第3条）。

知事、議会、公営企業管理者（企業庁）、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁業管理委員会

(3) 公開請求ができる人

県の行政文書の閲覧又は写し等の交付の請求ができる人は次のとおりです（条例第4条）。

- ① 県内に住所を有する人
- ② 県内に勤務又は在学する人
- ③ 県内に事務所、事業所を有する法人その他の団体
- ④ その他行政文書の公開を必要とする理由を明らかにして請求する人又は法人その他の団体

(4) 非公開とすることができる情報

「原則公開」の制度の中で、個人に関する情報など7項目の非公開とする情報が定められています（条例第5条）。

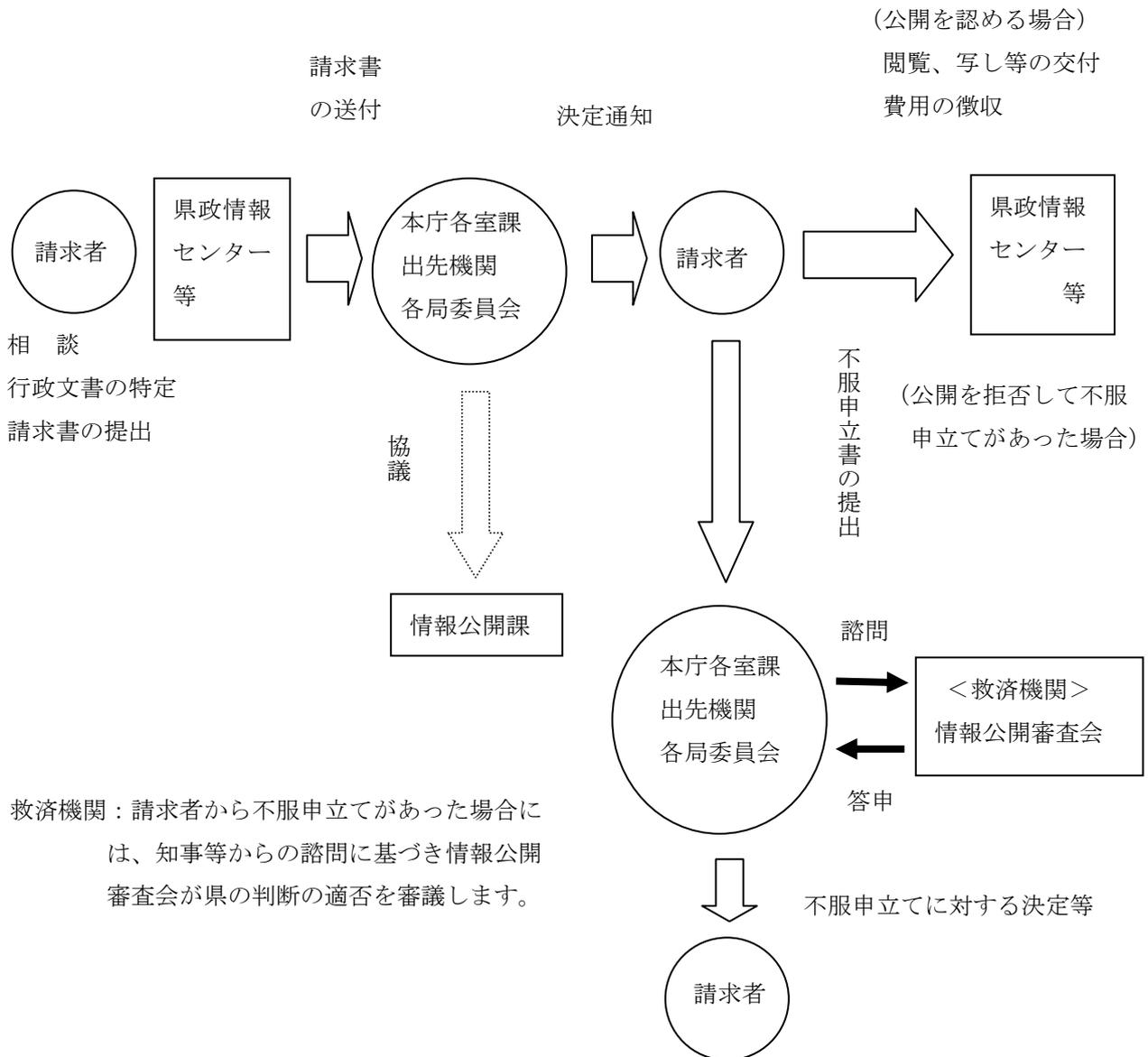
したがって、このいずれか一つに該当する行政文書は原則として非公開となりますが、この場合も非公開部分を容易に分離でき、しかも、残りの部分だけでも公開することが請求の趣旨に沿う場合は、一部公開します（条例第6条）。

また、行政文書によっては、文書が存在しているかどうかを答えることができない場合もあります（条例第8条）。

(5) この制度を利用される人の責務

行政文書公開制度は民主主義を根底にするものですから、この制度によって情報を得た人はその情報を適正に使用しなければなりません（条例第22条）。

(6) 行政文書の公開請求手続の流れ

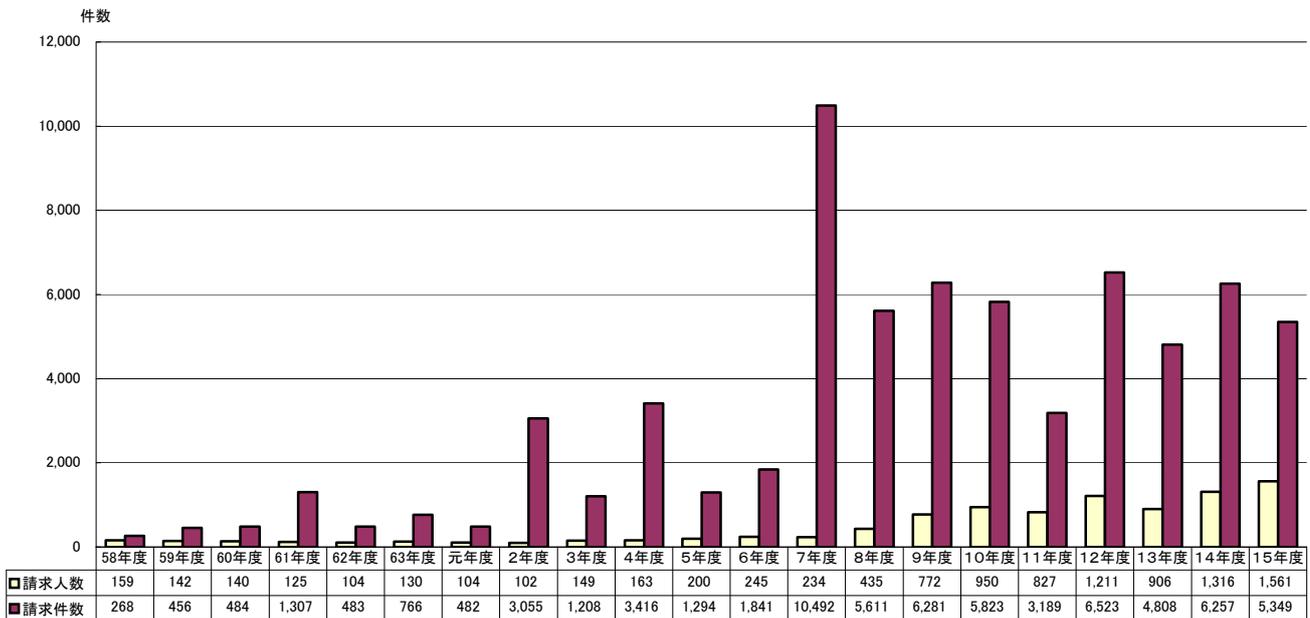


II 運用状況

1 概要

平成15年度は、行政文書公開の請求者数が1,561人、請求件数が5,349件でした(表—1)。

(表—1) 行政文書公開請求の年度別状況



2 行政文書公開請求の状況

(1) 請求者、請求件数

平成15年度の請求者数は1,561人(前年比+245人)、請求件数は5,349件(前年比-908件)で、請求者数は過去最多、請求件数は平成14年度より減少しましたが、過去7番目に多くなっています。

行政文書公開請求を分野別にみると、行政一般の2,263件、次いで都市基盤の956件、教育の738件、保健衛生の571件、交通・運輸の457件の順となっています(表—2)。

部局別内訳では、教育委員会が1,401件で最も多く、次いで県土整備部の979件、警察本部長の678件、衛生部の590件、議会の308件となっています(表—3)。

(表一) 行政文書公開請求件数の年度別分野別内訳 (単位: 件)

情報分野	58~10	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	計
人 口	1	—	—	—	—	—	1
土 地・自 然	116	3	8	12	9	—	148
資源・エネルギー	79	1	—	2	1	3	86
保 健 衛 生	4,686	306	240	253	447	571	6,503
社 会 福 祉	507	122	208	92	216	76	1,221
雇 用	173	—	1	5	15	9	203
消 費 生 活	24	—	17	4	4	—	49
教 育	1,787	957	3,034	1,195	1,213	738	8,924
文 化	150	6	22	152	33	17	380
防 災・防 犯	1,374	19	74	304	701	69	2,541
都 市 基 盤	11,400	867	683	363	524	956	14,793
交 通・運 輸	1,427	114	36	13	62	457	2,109
環 境	2,402	247	831	434	227	153	4,294
産 業	1,360	38	252	69	16	37	1,772
行 政 一 般	17,781	509	1,117	1,910	2,789	2,263	26,369
計	43,267	3,189	6,523	4,808	6,257	5,349	69,393

(表一3) 行政文書公開請求件数の年度別部局別内訳 (単位: 件)

部局名	58~10	改編前 小計	部局名	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	改編後 小計	
総務部	3,272	3,272	総務部	49	235	308	101	249	942	
企画部	705	705	企画部	159	175	52	113	45	544	
県民部	2,695	2,695	防災局	—	20	5	8	13	46	
環境部	1,681	1,681	県民部	157	349	544	290	296	1,636	
福祉部	1,562	1,562	環境農政部	250	777	317	302	198	1,844	
労働部	28	28	福祉部	178	248	92	254	98	870	
衛生部	6,749	6,749	衛生部	250	200	260	544	590	1,844	
農政部	793	793	商工労働部	6	7	5	64	31	113	
商工部	1,509	1,509	県土整備部	951	617	378	601	979	3,526	
土木部	14,626	14,626								
都市部	2,461	2,461								
渉外部	106	106								
国体局	134	134								
出納局	167	167	出納局	1	7	—	7	9	24	
地区行政 センター	917	917	地区行政 センター等	122	474	190	80	89	955	累 計
知事部局計	37,405	37,405	知事部局計	2,123	3,109	2,151	2,364	2,597	12,344	49,749
公営企業 管理者	697	697	公営企業 管理者	6	23	3	33	39	104	
議 会	2,325	2,325	議 会	16	162	101	27	308	614	
教育委員会	2,100	2,100	教育委員会	1,031	3,128	1,606	1,619	1,401	8,785	
人事委員会	33	33	人事委員会	—	2	—	6	25	33	
監査委員	581	581	監査委員	4	93	19	36	39	191	
地方労働 委員会	—	—	地方労働 委員会	—	—	—	4	9	13	
選挙管理 委員会	124	124	選挙管理 委員会	9	6	133	123	204	475	
収用委員会	2	2	収用委員会	—	—	24	6	9	39	
海区漁業 調整委員会	—	—	海区漁業 調整委員会	—	—	—	—	10	10	
内水面漁業 管理委員会	—	—	内水面漁業 管理委員会	—	—	—	—	11	11	
公安委員会	—	—	公安委員会	—	—	194	38	19	251	
警察本部長	—	—	警察本部長	—	—	577	2,001	678	3,256	累 計
その他計	5,862	5,862	その他計	1,066	3,414	2,657	3,893	2,752	13,782	19,644
合 計	43,267	43,267	合 計	3,189	6,523	4,808	6,257	5,349	26,126	69,393

(2) 行政文書公開請求件数の請求者別内訳

平成15年度の行政文書公開請求件数の請求者別内訳は、「県内に住所を有する人」からの請求が最も多く、全体の56.3%を占める3,011件、「公開を必要とする理由を明らかにして請求する人」からの請求が1,161件、「県内の法人その他団体」からの請求が979件、「県内に勤務する人」からの請求が197件となっています(表-4)。

(表-4) 行政文書公開請求件数の請求者別内訳

区 分	58~10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	計
県内在住	36,332	2,695	4,831	3,315	4,150	3,011	54,334
県内在勤	474	89	221	188	908	197	2,077
県内在学	285	—	2	3	1	1	292
法人・団体	6,098	397	1,247	1,059	893	979	10,673
理由明示者	78	8	222	243	305	1,161	2,017
計	43,267	3,189	6,523	4,808	6,257	5,349	69,393

(3) 県以外の第三者の情報の請求件数

個人、法人、市町村などの県以外の第三者の情報を含む行政文書については、公開・非公開の判断を慎重に行うために、諾否の決定に当たって第三者に意見書の提出を求めるなどの調査を行い、公開する場合はその旨を第三者に告知することとしています。

平成15年度の第三者情報を含む行政文書の公開請求件数は1,433件で、公開請求全体の27%を占めています。このうち、条例第12条に基づく意見書提出機会付与などの調査を行ったものは151件、告知を行ったものは148件です(表-5)。

(表-5) 行政文書公開請求件数の第三者情報に対する処理状況(単位:件)

区 分	58~10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	計
第三者情報の件数	32,763	787	2,499	2,646	3,305	1,433	43,433
調 査 件 数	4,069	395	294	627	224	151	5,760
告 知 件 数	5,861	443	252	482	200	148	7,386

(4) 請求の内容

平成15年度に請求が最も多かった行政文書は、「食品営業許可台帳等」でした。(表-6、表-7)。

(表一6) 分野別行政文書公開請求の内容

() 内の数字は請求件数

情報分野	件数	主な請求対象行政文書の内容と件数
資源・エネルギー	3	水源森林づくり推進協議会会議録 (3)
保健衛生	571	食品営業許可台帳等 (374)、診療所・歯科診療所の名称・所在地等 (67)、美容所・理容所の名称・所在地等 (18)、薬局等の名称・所在地等 (10)
社会福祉	76	社会福祉法人等決算書類 (37)、監査関係資料 (10) 国庫補助協議施設名簿等 (10)
雇用	9	職業技術校の選考問題 (8)
教育	738	学校法人収支計算書等 (90)、職員会議録 (75)、選抜判定会議会議録等 (46)、教員の異動関係書類 (43)
文化	17	宗教法人規則 (13)
防災・防犯	69	風俗営業届出関係文書 (29) 町名別・罪名別等犯罪発生件数 (3)
都市基盤	956	道路位置指定図等 (199)、建築計画概要書 (94) 建設業許可申請書 (88)
交通・運輸	457	H15年7～9月の普通二種免許等の各日毎の技能試験結果 (126)、標識設置工事に関する文書 (84)、交通違反取締り件数が分かる文書 (38)
環境	153	不法投棄対策協議会関係書類 (18) ダイオキシン類環境調査関係書類 (11)
産業	37	農業委員会等資料 (32) 財団法人報告書関係書類 (5)
行政一般	2,263	政務調査費収支報告書 (148)、情報公開条例等の制定に際して各機関を実施機関とすることについて検討した経過・内容がわかる文書 (146)
合計	5,349	

(表一七) 部局別行政文書公開請求の内容

() 内の数字は請求件数

部 局 名	件 数	主 な 請 求 対 象 行 政 文 書 の 内 容 と 件 数
総 務 部	249	秘書課の職員が神奈川県職員に発信又は受信した電子メールの内容 (61)、県顧問弁護士契約関係文書 (49)
企 画 部	45	神奈川ミルクプラント及び大観山通信施設関係文書 (11) 全国知事会等における配布資料 (5)
防 災 局	13	模型ロケット打上げ時の安全調査報告書 (3)
県 民 部	296	学校法人収支計算書等 (90) 宗教法人規則 (13)
環境農政部	198	農業委員会等資料 (32) ダイオキシン類環境調査関係書類 (9)
福 祉 部	98	社会福祉法人等決算書類 (37)、監査関係資料 (10) 国庫補助協議施設名簿等 (10)
衛 生 部	590	食品営業許可台帳等 (374)、診療所・歯科診療所の名称・所在地等 (67)、 美容所・理容所の名称・所在地等 (18)、薬局等の名称・所在地等 (10)
商工労働部	31	職業技術校の選考問題 (8)、財団法人報告書関係書類 (5)
県土整備部	979	道路位置指定図等 (199)、建築計画概要書 (94) 建設業許可申請書 (88)
出納局	9	前渡金管理精算票等 (6)
地区行政センター等	89	不法投棄対策協議会関係書類 (12)、治山工事に係る図面 (10)
知事部局計	2,597	
公営企業管理者	39	業務委託入札調書 (28)
議 会	308	政務調査費収支報告書 (148)
教育委員会	1,401	職員会議録 (75)、出勤簿 (55) 選抜判定会議会議録等 (46)、教員の異動関係書類 (43)
人事委員会	25	特定の口頭審理調書 (8)
監 査 委 員	39	監査結果関係文書 (30)
地方労働委員会	9	情報公開条例等の制定に際して各機関を実施機関とすることについて 検討した経過・内容がわかる文書 (9)
選挙管理委員会	204	政治資金収支報告書 (115)、選挙運動費用収支報告書 (26)
収用委員会	9	情報公開条例等の制定に際して各機関を実施機関とすることについて 検討した経過・内容がわかる文書 (9)
海区漁業調整委員会	10	情報公開条例等の制定に際して各機関を実施機関とすることについて 検討した経過・内容がわかる文書 (10)
内水面漁業管理委員会	11	情報公開条例等の制定に際して各機関を実施機関とすることについて 検討した経過・内容がわかる文書 (11)
公安委員会	19	公安委員会議事録 (5)
警察本部長	678	H15年7～9月の普通二種免許等の各日毎の技能試験結果 (126)、標識 設置工事に関する文書 (84)、交通違反取締り件数が分かる文書 (38)
合 計	5,349	

(5) 請求に対する処理の状況

5, 349 件の請求に対する諾否の決定状況は、全部を公開したものが、2, 652 件、一部を公開したものが2, 260 件、全部を非公開としたものは437 件でした（表—8）。

非公開437 件のうち、318 件は文書不存在によるもの、8 件は却下によるもの、3 件は文書が存在しているかどうかを答えることができない存否応答拒否によるものです。

（表—8）行政文書公開請求に対する処理状況（単位：件）

年 度	処理状況							合 計
	公 開	一部公開	非公開	小 計	不存在	存 否	却下	
58 年度	212	44	12	268			6	268
59 年度	359	73	24	456			—	456
60 年度	390	86	8	484			—	484
61 年度	1,212	70	25	1,307			—	1,307
62 年度	248	121	114	483			—	483
63 年度	370	160	236	766			—	766
元年度	401	58	23	482			—	482
2 年度	2,751	214	90	3,055			—	3,055
3 年度	918	191	99	1,208			—	1,208
4 年度	2,956	443	17	3,416			—	3,416
5 年度	906	353	35	1,294			—	1,294
6 年度	965	860	16	1,841			—	1,841
7 年度	848	9,464	180	10,492			—	10,492
8 年度	3,244	2,141	226	5,611			—	5,611
9 年度	3,208	2,983	90	6,281			—	6,281
10 年度	3,936	1,823	64	5,823			—	5,823
11 年度	1,629	1,157	403	3,189			—	3,189
12 年度	2,376	3,927	220	6,523	163	3	6	6,523
13 年度	1,079	3,558	171	4,808	152	3	4	4,808
14 年度	2,086	3,698	473	6,257	459	3	2	6,257
15 年度	2,652	2,260	437	5,349	318	3	8	5,349
計	32,746	33,684	2,963	69,393	1,092	12	20	69,393
構成比	47.2%	48.5%	4.3%	100%	—	—	—	

（注）不存在、存否、却下の件数は、非公開件数の内数

(6) 非公開情報の内訳

一部公開又は非公開とされたものの非公開理由を条例第5条の「非公開情報」別に見ると、一つの情報が複数の非公開情報に該当する場合もあり、延べ3, 389 項に該当しています。この中で特定の個人が識別される情報、すなわち個人に関する情報（第1号）が2, 157 項で最も多く、平成15年度の非公開情報全体の63.6%を占めています。次いで、未取得の

公共用地の情報などの事務等に関する情報（第4号）該当が574項、法人の生産技術上・販売上のノウハウなどの法人等に関する情報（第2号）該当が459項となっており、この三つの非公開情報の合計で全体の94.1%を占めています。（表一9）

（表一9）非公開（一部公開を含む）情報の非公開理由別内訳（単位：項）

非公開情報の類型	58～10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	合計
1号個人に関する情報	17,064	1,009	3,600	2,999	3,396	2,157	30,225
2号法人等に関する情報	13,020	420	1,771	2,251	1,282	459	19,203
3号審議等に関する情報	453	101	157	228	26	63	1,028
4号事務等に関する情報	3,712	796	936	1,637	2,232	574	9,887
5号任意に提供された情報	—	—	2	—	5	8	15
6号犯罪の予防等に関する情報	78	0	2	596	643	127	1,446
7号法令等の規定による情報	298	31	96	50	4	1	480
（旧条例3号） 国等からの依頼等に関する情報	110	21	—	—	—	—	131
計	34,735	2,378	6,564	7,761	7,588	3,389	62,415

(7) 公開拒否決定に対する不服申立て

非公開又は一部公開に対する不服申立てに係る神奈川県情報公開審査会への諮問は、30件ありました。内容としては、次ページ以降の表一11中の諮問第249号「火災報告一部非公開の件」から諮問第278号「県職員の給与等支払簿一部非公開の件」までで、平成16年3月末現在、情報公開審査会において審議中です。

また、前年度までに不服申立てがあり、15年度も引き続き情報公開審査会で審議されていた案件のうち、諮問第107号他39件については、「原処分相当」との答申が18件、「一部は公開すべきだが、大筋は原処分相当」との答申が15件、「一部を除いて公開すべき」との答申が5件、「全部公開すべき」との答申が2件出され、実施機関はすべて答申どおり決定しています。諮問第62号及び第64号については、不服申立人からの申出により審議が中断されています。今までの答申177件に係る審議回数は、平均6回、諮問から答申までの日数は、平均562日となっています。

なお、これらの審議の詳細は、「Ⅲ 情報公開審査会の審議状況」に掲載しています。

（表一10）制度発足以降の行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立て件数

不服申立て （諮問）件数	情報公開審査会				決定 件数
	答申件数	取下げ	中断	係属中	
278件	177件	14件	2件	85件	154件

(表-11) 制度発足以降の行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立て一覧表

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会				不服申立てに対する決定	
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
1	逗子市内マンション建築確認申請書等一部非公開の件	知事	S58.5.12	S58.5.21	S58.9.17	1	一部を除き原処分相当	S58.9.22	答申どおり(一部変更)
2	宗教法人規則変更認証申請書等一部非公開の件	知事	S58.6.14	S58.6.18	S58.9.17	2	一部を除き原処分相当	S58.9.22	答申どおり(一部変更)
3	昭和46年度平作川河道計画調査報告書非公開の件	知事	S58.6.16	S58.6.18	(H16.1.30 不服申立て却下、H16.1.30 諮問取り下げ)				
4	一時恩給簿非公開の件	知事	S58.6.17	S58.6.18	S58.9.17	3	原処分相当	S58.9.22	答申どおり(棄却)
5	57年12月、58年2月定例会厚生常任委員会における優生保護法に関する討議記録非公開の件	議会	S58.6.22	S58.7.9	S58.12.23	4	公開すべき	S59.3.22	答申どおり(変更)
6	昭和57年9月定例会県民環境常任委員会記録非公開の件	議会	S58.9.5	S58.9.17	S58.12.23	5	公開すべき	S59.3.22	答申どおり(変更)
7	酸化防止剤(BHA及びBHT)のうち収去品試験成績通知書一部非公開の件	知事	S58.10.15	S58.10.29	S59.4.7	6	一部を除き公開すべき	S59.4.17	答申どおり(一部変更)
8	第70回神奈川県都市計画地方審議会議事録一部非公開の件	知事	S59.1.9	S59.2.4	S59.7.7	7	公開すべき	S59.8.6	答申どおり(変更)
9	厚木市内県営住宅の標準設計図及び施工図非公開の件	知事	S59.9.27	S59.10.9	(S59.10.11 不服申立て取下げ、S59.10.17 諮問取下げ)				
10	三保ダム補償に係る土地売買契約書及び補償契約書非公開の件	公営企業管理者	S59.10.6	S59.10.17	S60.3.16	8	原処分相当	S60.3.26	答申どおり(棄却)
11	開発行為許可申請書添付の法面検討書非公開の件	知事	S60.10.7	S60.10.9	S61.2.15	9	一部を除き公開すべき	S61.2.25	答申どおり(一部変更)
12	昭和58年度通常砂防工事(柿ノ木平川、愛甲郡清川村煤ヶ谷地先)に係る丈量図一部非公開の件	知事	S61.6.16	S61.6.18	S61.12.13	10	一部を除き原処分相当	S62.1.8	答申どおり(一部変更)
13	昭和59年及び昭和60年に行われた義務教育費国庫負担金に係る会計検査院の現地検査の結果非公開の件	教育委員会	S61.7.27	S61.8.4	S62.2.14	11	原処分相当	S62.2.26	答申どおり(棄却)
14	全職員リストのうち特定の職員に係る記載部分非公開の件	人事委員会	S62.1.16	S62.1.21	S62.7.18	12	公開すべき	S62.7.22	答申どおり(変更)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会				不服申立てに対する決定	
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
15	昭和59年度通常砂防工事に係る残地求積図非公開の件	知事	S62.8.20	S62.8.25	S63.2.6	13	原処分相当	S63.2.25	答申どおり(棄却)
16	昭和58年度通常砂防工事に係る測量調査実施設計書一部非公開の件	知事	S62.8.22	S62.8.25	S63.2.6	14	一部を除き原処分相当	S63.2.25	答申どおり(一部変更)
17	国鉄清算事業団用地件名表及び付属図面一部非公開の件	知事	S63.4.19	S63.4.22	S63.12.24	15	一部を除き原処分相当	H1.1.24	答申どおり(一部変更)
18	事業団用地に関する地方公共団体の利用計画調査表及び添付資料非公開の件	知事	S63.4.19	S63.4.22	S63.12.24	16	一部を除き原処分相当	H1.1.24	答申どおり(一部変更)
19	昭和58年4月1日より昭和62年12月31日における単身者からの分家住宅に係る建築許可申請書及び申請者が結婚を証するための添付資料一部非公開の件	知事	S63.6.7	S63.6.9	H1.3.11	17	原処分相当	H1.4.10	答申どおり(棄却)
20	公共職業安定所に係る裁決書の決定がされるまでの調査記録非公開の件	知事	H1.2.6	H1.2.7	H1.6.17	18	一部を除き公開すべき	H1.7.4	答申どおり(一部変更)
21	労働者派遣事業指導監督分析結果非公開の件	知事	H1.8.14	H1.8.17	H2.3.3	19	原処分相当	H2.3.22	答申どおり(棄却)
22	職業安定法第44条及び労働基準法第6条等違反に関する申入れ又は申告の取扱いについて(労働省通達)非公開の件	知事	H1.8.14	H1.8.17	H2.3.3	20	原処分相当	H2.3.22	答申どおり(棄却)
23	川崎縦貫道路計画調整協議会・幹事会関係資料一式一部非公開の件	知事	H1.11.22	H1.12.1	H2.7.21	21	一部を除き原処分相当	H2.9.17	答申どおり(一部変更)
24	昭和55年及び昭和57年開催の優生保護審査会に係る①申請の内容②審議録③決定理由④決定通知書の写し非公開の件	知事	H2.1.26	H2.1.31	H2.7.21	22	一部を除き原処分相当	H2.8.29	答申どおり(一部変更)
25	校則の見直し状況について非公開の件	教育委員会	H2.1.26	H2.2.13	(H2.7.2 不服申立て取下げ、H2.7.5 諮問取下げ)				
26	給水装置新設(改造)工事申請及び施行承認願並びに給水装置所有者変更届非公開の件	公営企業管理者	H2.3.27	H2.4.27	(H2.9.19 不服申立て取下げ、H2.9.25 諮問取下げ)				

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会			不服申立てに対する決定		
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
27	即位礼正殿の儀及び大嘗宮儀の出席者と同行者に係わる旅行命令簿非公開の件	議会	H3.1.19	H3.1.31	H3.6.12	23	一部を除き公開すべき	H3.7.10	答申どおり(一部変更)
28	神奈川東部方面線調査報告書(平成元年12月作成)非公開の件	知事	H3.11.14	H3.11.18	H5.1.26	24	一部を除き公開すべき	H5.2.22	答申どおり(一部変更)
29	平成2年ゴルフ場農薬使用実績報告書一部非公開の件	知事	H4.4.30	H4.5.13	H5.1.26	25	公開すべき	H5.2.22	答申どおり(変更)
30	平成2年度東京都市圏総合都市交通体系調査報告書・計画編非公開の件	知事	H4.9.8	H4.9.17	H5.8.27	26	原処分相当	H5.9.22	答申どおり(棄却)
31	業務取扱要領・職業安定行政手引7-2(雇用保険適用関係)一部非公開の件	知事	H4.10.19	H4.10.27	H5.9.16	27	原処分相当	H5.10.6	答申どおり(棄却)
32	知事交際費に係る前渡金管理状況表及び領収書等綴り一部非公開の件	知事	H4.12.25	H5.1.5	H6.7.22	28	一部を除き公開すべき	H6.7.29	答申どおり(一部変更)
33	産業廃棄物処理業許可申請書及び添付書類一部非公開の件	知事	H5.2.8	H5.2.12	H6.7.22	29	一部を除き公開すべき	H6.7.29	答申どおり(一部変更)
34	産業廃棄物処理業変更許可申請書及び添付書類一部非公開の件	知事	H5.5.10	H5.5.14	H6.7.22	30	原処分相当	H6.7.29	答申どおり(棄却)
35	神奈川県立厚木高等学校職員会議録非公開の件	教育委員会	H5.5.28	H5.6.8	H6.10.21	31	一部を除き公開すべき	H6.12.26	答申どおり(一部変更)
36	神奈川県立厚木高等学校職員会議録非公開の件	教育委員会	H5.6.11	H5.6.24	H6.10.21	32	一部を除き公開すべき	H6.12.26	答申どおり(一部変更)
37	神奈川県立養護学校教諭の懲戒処分についての伺い一部非公開の件	教育委員会	H5.9.30	H5.10.19	H7.3.27	33	一部を除き公開すべき	H7.5.29	答申どおり(一部変更)
38	神奈川県立外語短期大学教授会議事録非公開の件	教育委員会	H5.11.17	H5.11.29	H7.3.27	34	一部を除き公開すべき	H7.5.29	答申どおり(一部変更)
39	犬、猫等に係る学術研究用譲渡申請書及び学術用譲渡施設調査票一部非公開の件	知事	H5.12.16	H5.12.28	H7.3.27	35	一部を除き原処分相当	H7.4.18	答申どおり(一部変更)
40	村岡・深沢地域整備計画策定調査報告書等一部非公開の件	知事	H6.2.16	H6.2.23	H8.3.27	38	一部を除き公開すべき	H8.7.25	答申どおり(一部変更)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会			不服申立てに対する決定		
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
41	村岡・深沢地域整備計画策定調査報告書等一部非公開の件	知事	H6.2.16	H6.2.23	H8.3.27	39	一部を除き公開すべき	H8.7.25	答申どおり(一部変更)
42	村岡・深沢地域整備計画策定調査報告書等一部非公開の件	知事	H6.2.16	H6.2.23	H8.3.27	40	一部を除き公開すべき	H8.7.25	答申どおり(一部変更)
43	村岡・深沢地域整備計画策定調査報告書等一部非公開の件	知事	H6.3.8	H6.3.16	H8.3.27	41	一部を除き公開すべき	H8.7.25	答申どおり(一部変更)
44	村岡・深沢地域整備計画策定調査報告書等一部非公開の件	知事	H6.3.8	H6.3.16	H8.3.27	42	一部を除き公開すべき	H8.7.25	答申どおり(一部変更)
45	村岡・深沢地域整備計画策定調査報告書等一部非公開の件	知事	H6.3.22	H6.3.30	H8.3.27	43	一部を除き公開すべき	H8.7.25	答申どおり(一部変更)
46	神奈川県立高等学校生徒反省文非公開の件	教育委員会	H6.9.16	H6.9.30	H7.10.26	36	原処分相当	H7.11.14	答申どおり(棄却)
47	綾瀬市早川城山特定土地整理組合設立認可申請書等一部非公開の件	知事	H6.12.22	H7.1.5	H7.10.26	37	一部を除き原処分相当	H7.11.16	答申どおり(一部変更)
48	県立病院病棟当直日誌、看護管理当直日誌及び勤務時間割振表一部非公開の件	知事	H7.3.8	H7.3.29	H8.3.27	44	原処分相当	H8.5.10	答申どおり(棄却)
49	神奈川県立高等学校事故報告書一部非公開の件	教育委員会	H7.5.29	H7.6.12	H8.3.27	45	一部を除き原処分相当	H8.4.24	答申どおり(一部変更)
50	神奈川県環境影響評価制度検討委員会議事録及び会議資料非公開の件	知事	H7.11.14	H7.11.17	H8.10.16	46	公開すべき	H8.11.18	答申どおり(変更)
51	学校法人財務計算書類非公開の件	知事	H8.1.31	H8.2.7	H8.11.26	47	一部を除き公開すべき	H9.1.22	答申どおり(一部変更)
52	特定病院からの報告書非公開の件	知事	H8.3.18	H8.3.25	H8.11.26	48	一部を除き公開すべき	H9.1.13	答申どおり(一部変更)
53	犬の所有者名簿非公開の件	知事	H8.7.1	H8.7.16	H9.7.25	49	一部を除き原処分相当	H9.8.28	答申どおり(一部変更)
54	旅行命令簿非公開の件	知事	H8.7.10	H8.7.25	(H8.11.7 不服申立て取下げ、H8.11.7 諮問取下げ)				
55	信用組合の救済支援に関する協定書等非公開の件	知事	H8.7.17	H8.7.29	H10.3.27	52	一部を除き原処分相当	H10.5.1	答申どおり(一部変更)
56	退職手当支給調書一部非公開の件	教育委員会	H8.8.30	H8.9.9	H9.10.29	50	公開すべき	H9.12.16	答申どおり(変更)
57	道路用地の購入価格に関する書類非公開の件	知事	H9.1.9	H9.1.27	H10.6.15	53	一部を除き原処分相当	H10.7.24	答申どおり(一部変更)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会				不服申立てに対する決定	
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
58	神奈川県東部方面線地質概査報告書等一部非公開の件	知事	H9.2.17	H9.2.26	H10.8.18	54	一部を除き原処分相当	H10.9.18	答申どおり(一部変更)
59	神奈川県東部方面線地質概査報告書等一部非公開の件	知事	H9.2.17	H9.2.26	H10.8.18	55	一部を除き原処分相当	H10.9.18	答申どおり(一部変更)
60	社会福祉法人設立認可申請書の添付書類一部非公開の件	知事	H9.2.17	H9.2.26	H10.12.24	56	一部を除き原処分相当	H11.2.23	答申どおり(一部変更)
61	非常勤講師勤務状況調書等一部非公開の件	教育委員会	H9.2.18	H9.2.27	H9.10.29	51	一部を除き原処分相当	H9.12.16	答申どおり(一部変更)
62	産業廃棄物の処分実績報告書一部非公開の件	知事	H9.3.11	H9.3.17			(中断)		
63	信用組合に係る不祥事件報告書及び検査関係書類一部非公開の件	知事	H9.6.18	H9.6.27	H10.12.24	57	原処分相当	H11.1.26	答申どおり(棄却)
64	指定工場変更許可申請書及び添付書類一部非公開の件	知事	H9.7.9	H9.7.28			(中断)		
65	火災報告非公開の件	知事	H9.10.13	H9.10.30	H11.5.21	58	一部を除き公開すべき	H11.8.19	答申どおり(一部変更)
66	宅地建物取引紛争相談申込書等非公開の件	知事	H9.10.15	H9.10.31	(H11.1.18 不服申立て取下げ、H11.2.4 諮問取下げ)				
67	国民体育大会旅費随時監査に係る関係人調査の実施に関する文書等一部非公開の件	監査委員	H9.11.17	H9.11.25	H11.6.15	59	一部を除き公開すべき	H11.7.16	答申どおり(一部変更)
68	開発行為等の許可に係る相談表一部非公開の件	知事	H9.11.17	H9.12.10	(H10.9.28 不服申立て取下げ、H10.10.13 諮問取下げ)				
69	知事交際費に係る前渡金管理状況表及び領収書等綴り一部非公開の件	知事	H9.12.4	H9.12.10	H11.11.29	60	一部を除き原処分相当	H11.12.24	答申どおり(一部変更)
70	休暇制度全国状況一覧非公開の件	知事	H10.8.4	H10.8.12	H12.7.24	61	一部を除き原処分相当	H12.8.25	答申どおり(一部変更)
71	学校法人消費収支計算書等非公開の件	知事	H10.9.14	H10.9.30	H12.7.24	62	一部を除き公開すべき	H13.2.14	答申どおり(一部変更)
72	住民監査請求関係書類一部非公開の件	監査委員	H10.11.9	H10.11.20	H12.11.2	63	一部を除き公開すべき	H12.12.4	答申どおり(一部変更)
73	県立射撃場改築工事支出関係書類一部非公開の件	知事	H10.11.30	H10.12.7	H13.2.16	71	一部を除き公開すべき	H13.3.30	答申どおり(一部変更)
74	県立射撃場リフト設置工事支出関係書類一部非公開の件	教育委員会	H10.11.30	H10.12.7	H13.2.16	72	一部を除き公開すべき	H13.3.13	答申どおり(一部変更)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会			不服申立てに対する決定		
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
75	神奈川県立高等学校事故報告書一部非公開の件	教育委員会	H10.12.8	H10.12.28	H12.11.2	64	一部を除き原処分相当	H12.12.28	答申どおり(一部変更)
76	神奈川県立高等学校職員会議録一部非公開の件	教育委員会	H10.12.8	H10.12.28	H12.11.2	65	原処分相当	H12.12.28	答申どおり(棄却)
77	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書等一部非公開の件	知事	H11.1.21	H11.2.1	H12.11.2	66	一部を除き公開すべき	H13.1.4	答申どおり(一部変更)
78	特定の産業廃棄物処理業者に関する在日米海軍厚木航空施設基地司令官からの要望書非公開の件	知事	H11.3.19	H11.3.26	H12.11.2	67	一部を除き公開すべき	H12.12.21	答申どおり(一部変更)
79	特定の産業廃棄物処理業者に関する在日米海軍司令官からの要望書非公開の件	知事	H11.3.19	H11.3.26	H12.11.2	68	公開すべき	H12.12.21	答申どおり(変更)
80	特定の産業廃棄物処理業者に関する在日米海軍厚木航空施設基地司令官からの要望書非公開の件	知事	H11.4.22	H11.4.28	H12.11.2	69	一部を除き公開すべき	H12.12.21	答申どおり(一部変更)
81	特定の産業廃棄物処理業者に関する在日米海軍司令官からの要望書非公開の件	知事	H11.4.22	H11.4.28	H12.11.2	70	公開すべき	H12.12.21	答申どおり(変更)
82	公立中学校教員の体罰に係る事故報告書等一部非公開の件	教育委員会	H11.6.29	H11.7.21	H13.8.28	79	一部を除き原処分相当	H13.10.23	答申どおり(一部変更)
83	陳情書に対する回答の伺い一部非公開の件	教育委員会	H11.8.23	H11.9.1	H13.10.17	84	原処分相当	H13.12.26	答申どおり(棄却)
84	公立小学校教員に係る事故報告書一部非公開の件	教育委員会	H11.8.16	H11.9.10	H13.8.28	80	一部を除き原処分相当	H13.10.23	答申どおり(一部変更)
85	真鶴港活性化計画調査書等一部非公開の件	知事	H11.8.19	H11.9.16	H13.4.26	73	一部を除き原処分相当	H13.7.17	答申どおり(一部変更)
86	真鶴港再整備計画策定調査報告書非公開の件	知事	H11.8.19	H11.9.16	H13.4.26	74	公開すべき	H13.7.17	答申どおり(変更)
87	真鶴港臨海部活性化調査報告書非公開の件	知事	H11.8.19	H11.9.16	(H12.10.23 諮問取下げ)				
88	公立中学校教員の人事上の措置書類等一部非公開の件	教育委員会	H11.9.27	H11.10.1	H14.8.7	119	一部を除き公開すべき	H14.9.11	答申どおり(一部変更)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会				不服申立てに対する決定	
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
89	公立小学校教員の人事案件に係る教育委員会会議録一部非公開の件	教育委員会	H11.9.27	H11.10.6	(H11.11.4 不服申立て取下げ、H11.11.12 諮問取下げ)				
90	県立高等学校教員に対する懲戒請求申立書等一部非公開の件	教育委員会	H11.10.20	H11.11.11	(H11.11.16 不服申立て取下げ、H11.11.19 諮問取下げ)				
91	特定の産業廃棄物処理業者から提出された要望書一部非公開の件	知事	H11.11.9	H11.11.19	H13.9.17	82	一部を除き公開すべき	H13.10.26	答申どおり(一部変更)
92	県立高等学校教員に対する懲戒請求申立書等一部非公開の件	教育委員会	H11.12.2	H11.12.6	H13.9.17	83	一部を除き原処分相当	H13.10.29	答申どおり(一部変更)
93	国庫補助金等の不適正経理額返還に関する書類一部非公開の件	教育委員会	H12.2.3	H12.2.15	H14.3.14	111	一部を除き原処分相当	H14.4.26	答申どおり(一部変更)
94	国旗掲揚及び国歌斉唱取組状況調査に対する回答非公開の件	教育委員会	H12.2.3	H12.2.15	H13.8.28	81	原処分相当	H13.10.2	答申どおり(棄却)
95	公立小学校教員に係る事実確認に関する書類一部非公開の件	教育委員会	H12.2.4	H12.2.16	H14.1.10	107	一部を除き公開すべき	H14.3.1	答申どおり(一部変更)
96	公立小学校教員に係る事故報告書一部非公開の件	教育委員会	H12.2.25	H12.3.9	H14.1.10	108	一部を除き公開すべき	H14.3.1	答申どおり(一部変更)
97	特定の病院の開設許可申請書等不存在の件	知事	H12.4.17	H12.4.25	H13.4.26	75	原処分相当	H13.6.6	答申どおり(棄却)
98	特定の病院の病院台帳不存在の件	知事	H12.4.17	H12.4.25	H13.4.26	76	原処分相当	H13.6.7	答申どおり(棄却)
99	特定の法人と健康保険組合との診療契約書等不存在の件	知事	H12.4.17	H12.4.28	H13.4.26	77	原処分相当	H13.6.8	答申どおり(棄却)
100	特定の健康保険組合に対する補助金交付関係書類等不存在の件	知事	H12.4.17	H12.4.28	H13.4.26	78	原処分相当	H13.6.9	答申どおり(棄却)
101	国民体育大会派遣旅費に係る預金通帳等一部不存在の件	教育委員会	H12.4.10	H12.5.10	H15.3.12	128	原処分相当		
102	預貯金通帳等一部非公開の件	教育委員会	H12.5.15	H12.5.24	H15.3.12	129	原処分相当		
103	県立高等学校教諭の通勤手当不正受給に係る処分関連文書一部非公開の件	教育委員会	H12.5.11	H12.5.26	(H12.10.3 不服申立て取下げ、H12.10.6 諮問取下げ)				

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会			不服申立てに対する決定		
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
104	広域幹線道路都市計画意見書内容分析委託関係書類一部非公開の件	知事	H12.5.26	H12.6.9	H14.6.12	118	一部を除き公開すべき	H14.7.12	答申どおり(一部変更)
105	教育庁経理課が管理する預貯金通帳等一部非公開の件	教育委員会	H12.6.7	H12.6.20	H15.3.12	130	原処分相当	H15.4.14	答申どおり(棄却)
106	特定の公立中学校教員の体罰に係る事故報告書一部非公開の件	教育委員会	H12.6.12	H12.6.27	H15.2.4	125	一部を除き公開すべき	H15.3.5	答申どおり(一部変更)
107	県立高等学校転編入試験合否判定会議録等一部非公開の件	教育委員会	H12.6.29	H12.7.13	H15.10.9	149	一部を除き公開すべき		
108	教育庁経理課が管理する預貯金通帳等一部非公開の件(その2)	教育委員会	H12.6.30	H12.7.13	H15.3.12	131	原処分相当	H15.4.14	答申どおり(棄却)
109	教育庁経理課に係る執行伺票兼支出命令票等一部非公開の件	教育委員会	H12.6.30	H12.7.13	H15.3.12	132	原処分相当	H15.4.14	答申どおり(棄却)
110	産業廃棄物処理業許可等に係る相談票一部非公開の件	知事	H12.6.28	H12.7.18	H14.3.14	112	一部を除き公開すべき	H14.4.26	答申どおり(一部変更)
111	教育庁スポーツ課に係る執行伺票兼支出命令票等一部非公開の件	教育委員会	H12.6.29	H12.7.25	H16.2.12	154	一部を除き原処分相当		
112	国民体育大会派遣旅費に係る執行伺等一部非公開の件	教育委員会	H12.7.10	H12.7.25	H16.2.12	155	原処分相当		
113	教育庁経理課に係る会議等開催通知一部非公開の件	教育委員会	H12.7.17	H12.7.28	H15.3.12	133	一部を除き原処分相当	H15.4.14	答申どおり(一部変更)
114	教育庁が所管する特定の団体の会計簿等一部非公開の件	教育委員会	H12.7.17	H12.8.8	H16.2.12	156	原処分相当		
115	県立高等学校転編入試験の合否判定に係る意思決定関連書類不存在の件	教育委員会	H12.7.27	H12.8.8	H15.10.9	150	原処分相当		
116	国民体育大会派遣旅費調査結果の算出根拠に係る書類一部非公開の件	教育委員会	H12.8.8	H12.8.23			(審議中)		
117	教育庁が所管する特定の団体に係る支出命令票等不存在の件	教育委員会	H12.8.8	H12.9.19	H16.2.12	157	原処分相当		
118	教育庁における職務専念義務免除申請許可書等一部非公開の件	教育委員会	H12.9.7	H12.9.20	H16.2.12	158	一部を除き原処分相当	H16.3.19	答申どおり(一部変更)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会			不服申立てに対する決定		
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
119	国民体育大会旅費随時監査職員に係る旅行命令簿一部非公開の件	教育委員会	H12.9.18	H12.9.22	H16.2.12	159	原処分相当	H16.3.5	答申どおり(棄却)
120	政治資金収支報告書非公開の件	選挙管理委員会	H12.9.21	H12.9.28	H14.5.30	116	原処分相当	H14.6.17	答申どおり(棄却)
121	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等(環境農政総務室)一部非公開の件	知事	H12.9.18	H12.10.4	H16.3.22	165	一部を除き原処分相当		
122	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等(環境計画課)一部非公開の件	知事	H12.9.18	H12.10.4	H16.3.22	166	一部を除き原処分相当		
123	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等(大気水質課)一部非公開の件	知事	H12.9.18	H12.10.4	H16.3.22	167	一部を除き原処分相当		
124	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等(廃棄物対策課)一部非公開の件	知事	H12.9.18	H12.10.4	H16.3.22	168	一部を除き原処分相当		
125	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等(緑政課)一部非公開の件	知事	H12.9.18	H12.10.4	H16.3.22	169	一部を除き原処分相当		
126	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等(林務課)一部非公開の件	知事	H12.9.18	H12.10.4	H16.3.22	170	一部を除き原処分相当		
127	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等(水源の森林推進課)一部非公開の件	知事	H12.9.18	H12.10.4	H16.3.22	171	一部を除き原処分相当		
128	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等(農業振興課)一部非公開の件	知事	H12.9.18	H12.10.4	H16.3.22	172	一部を除き原処分相当		
129	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等(農地課)一部非公開の件	知事	H12.9.18	H12.10.4	H16.3.22	173	一部を除き原処分相当		
130	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等(畜産課)一部非公開の件	知事	H12.9.18	H12.10.4	H16.3.22	174	一部を除き原処分相当		
131	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等(水産課)一部非公開の件	知事	H12.9.18	H12.10.4	H16.3.22	175	一部を除き原処分相当		

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会				不服申立てに対する決定	
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
132	体育指導員大会に係る国庫補助金支出関係書類一部非公開の件	教育委員会	H12.8.31	H12.10.6			(審議中)		
133	かながわ駅伝競走大会に係る支出関係書類等一部非公開の件	教育委員会	H12.8.31	H12.10.6			(審議中)		
134	横浜環状北線環境影響評価書等作成に関する書類不存在の件	知事	H12.10.26	H12.11.9	H13.12.19	102	原処分相当	H14.2.13	答申どおり(棄却)
135	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(横浜立野)非公開の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	85	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
136	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(横浜日野)非公開の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	86	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
137	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(汲沢)非公開の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	87	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
138	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(上鶴間)非公開の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	88	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
139	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(新磯)非公開の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	89	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
140	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(七里ガ浜)不存在の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	90	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
141	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(深沢)不存在の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	91	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
142	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(湘南)不存在の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	92	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会			不服申立てに対する決定		
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
143	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(湘南台)不存在の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	93	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
144	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(小田原城内)不存在の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	94	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
145	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(逗子)不存在の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	95	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
146	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(相模原)不存在の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	96	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
147	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(秦野曾屋)不存在の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	97	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
148	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(大和東)不存在の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	98	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
149	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(大和西)不存在の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	99	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
150	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(有馬)不存在の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	100	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
151	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(寒川)不存在の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	101	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
152	真鶴港再整備計画策定調査報告書に基づく検討会議資料等不存在の件	知事	H12.11.13	H12.11.24	H13.12.19	103	原処分相当	H14.2.12	答申どおり(棄却)
153	真鶴港臨海部活性化調査報告書に基づく検討会議資料等不存在の件	知事	H12.11.13	H12.11.24	H13.12.19	104	原処分相当	H14.2.12	答申どおり(棄却)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会			不服申立てに対する決定		
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
154	真鶴港活性化計画調査報告書に基づく検討会議資料等不存在の件	知事	H12.11.13	H12.11.24	H13.12.19	105	原処分相当	H14.2.12	答申どおり(棄却)
155	真鶴港活性化計画調査報告書に基づく検討会議(民間を除く)資料等不存在の件	知事	H12.11.13	H12.11.24	H13.12.19	106	原処分相当	H14.2.12	答申どおり(棄却)
156	生涯スポーツ振興会議に係る事業費補助金執行伺一部非公開の件	教育委員会	H12.9.8	H12.12.20			(審議中)		
157	生涯スポーツ振興会議に係る事業報告書等不存在の件	教育委員会	H12.9.29	H12.12.20			(審議中)		
158	神奈川県体育指導委員大会講師謝金領収書等一部非公開の件	教育委員会	H12.9.29	H12.12.20			(審議中)		
159	生涯スポーツ振興会議運営費補助金執行伺票等一部非公開の件	教育委員会	H12.10.10	H12.12.20			(審議中)		
160	かながわ・ゆめ国体記念スポーツ振興基金補助金執行伺一部非公開の件	教育委員会	H12.10.10	H12.12.20			(審議中)		
161	神奈川県体育指導委員連合会に係る支出命令票等一部非公開の件	教育委員会	H12.10.3	H12.12.27			(審議中)		
162	県立伊勢原射撃場に係る県公安委員会公認手数料執行伺等一部不存在の件	教育委員会	H12.10.25	H12.12.27	H16.2.12	161	原処分相当		
163	神奈川県体力づくり推進委員会等支出関係書類不存在の件	教育委員会	H12.11.7	H12.12.27			(審議中)		
164	国体旅費執行伺票及び支出命令票等一部非公開の件	教育委員会	H12.11.27	H12.12.27			(審議中)		
165	国体ユニフォーム代執行伺票及び支出命令票等一部非公開の件	教育委員会	H12.11.27	H12.12.27			(審議中)		
166	生涯スポーツ振興会議謝金及び旅費に関する文書不存在の件	教育委員会	H12.11.27	H12.12.27	H16.2.12	162	原処分相当		
167	公立小学校職員に係る事故報告書等一部非公開の件	教育委員会	H12.12.25	H13.1.5	H14.5.30	117	原処分相当	H14.6.14	答申どおり(棄却)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会			不服申立てに対する決定		
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
168	教育庁スポーツ課が所管する国庫補助金収入関係書類一部非公開の件	教育委員会	H12.12.28	H13.1.9			(審議中)		
169	国体スケート・アイスホッケー競技会旅費等一部非公開の件	教育委員会	H12.12.28	H13.1.9			(審議中)		
170	神奈川県体育・スポーツ振興期成会預金通帳一部非公開の件	教育委員会	H13.1.30	H13.2.6			(審議中)		
171	海岸保全区域一時使用届一部非公開の件	知事	H13.1.26	H13.2.7	H14.1.10	109	公開すべき	H14.2.14	答申どおり(変更)
172	海岸保全区域一時使用届一部非公開の件(その2)	知事	H13.1.26	H13.2.7	H14.1.10	110	公開すべき	H14.2.14	答申どおり(変更)
173	神奈川県体育・スポーツ振興期成会に関する支払通知合計票等不存在の件	教育委員会	H13.1.30	H13.2.21			(審議中)		
174	神奈川県体育・スポーツ振興期成会分担金に係る執行伺票・支出命令票一部不存在の件	教育委員会	H13.1.30	H13.2.21			(審議中)		
175	住民監査請求関係書類一部非公開の件	監査委員	H13.2.26	H13.3.6	H16.2.12	163	原処分相当	H16.3.5	答申どおり(棄却)
176	県教育委員会に対する質問書等一部非公開の件	教育委員会	H13.2.26	H13.3.8			(審議中)		
177	教育庁教職員課職員が持参した文書不存在の件	教育委員会	H13.2.26	H13.3.8			(審議中)		
178	市町村立学校教職員の組合活動に係る職務専念義務免除承認関連文書不存在の件	教育委員会	H13.2.26	H13.3.8			(審議中)		
179	訴訟代理人選任何い一部非公開の件	知事	H13.2.26	H13.3.13			(審議中)		
180	国民体育大会派遣旅費調査委員会副委員長あてに送付された文書等不存在の件	教育委員会	H13.3.6	H13.3.13			(審議中)		
181	鎌倉都市計画市街化区域及び市街化調整区域に関する素案不存在の件	知事	H13.3.8	H13.3.22	H14.5.13	113	原処分相当	H14.6.25	答申どおり(棄却)
182	特定の証券会社に係る消費生活相談関係書類一部非公開の件	知事	H13.2.13	H13.3.22	H14.5.13	114	原処分相当	H14.6.18	答申どおり(棄却)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会				不服申立てに対する決定	
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
183	教育公務員特例法第20条第2項の研修に関する文書等不存在の件	教育委員会	H13.3.12	H13.3.26			(審議中)		
184	公立中学校教員の体罰に係る事故報告書一部非公開の件	教育委員会	H13.3.12	H13.3.26	H15.8.4	143	一部を除き公開すべき	H15.11.26	答申どおり(一部変更)
185	教育庁教職員課が管理する職務専念義務免除承認を受けた県立学校等教職員に係る出勤簿等不存在の件	教育委員会	H13.3.19	H13.3.28			(審議中)		
186	他の教育委員会等から入手した勤務中組合活動に関する文書一部不存在の件	教育委員会	H13.3.29	H13.4.9			(審議中)		
187	教職員組合との覚書等不存在の件	教育委員会	H13.4.13	H13.5.2			(審議中)		
188	給与減額報告書一部非公開の件	教育委員会	H13.4.6	H13.5.2			(審議中)		
189	職務専念義務免除等承認簿一部非公開の件	教育委員会	H13.4.6	H13.5.2			(審議中)		
190	市町村スポーツ主管係長会議に関する文書他一部非公開の件	教育委員会	H13.4.24	H13.5.16			(審議中)		
191	弁護士相談に関する文書等一部非公開の件	教育委員会	H13.4.24	H13.5.16			(審議中)		
192	陳情書に対する回答の伺い一部非公開の件	教育委員会	H13.4.24	H13.5.16			(審議中)		
193	県立伊勢原射撃場リフト設置工事執行関係書類一部非公開の件	教育委員会	H13.4.24	H13.5.24			(審議中)		
194	弁護士との訴訟委託契約に関する文書一部非公開の件	教育委員会	H13.5.16	H13.5.24			(審議中)		
195	図書館の複写サービスに関する文書一部非公開の件	教育委員会	H13.4.16	H13.5.25	H14.9.12	120	原処分相当	H14.11.9	答申どおり(棄却)
196	県立伊勢原射撃場改築工事に関する執行関係書類一部非公開の件	知事	H13.4.19	H13.5.29			(審議中)		
197	特定の教員からの聞き取り調査報告書不存在の件	教育委員会	H13.6.19	H13.6.27	H14.9.12	121	原処分相当	H14.10.3	答申どおり(棄却)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会			不服申立てに対する決定		
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
198	県立高校教員が虚偽研修を自認する文書等一部非公開の件	教育委員会	H13.6.4	H13.7.2	H15.3.27	136	一部を除き公開すべき	H15.6.2	答申どおり(一部変更)
199	特定の県立高校教員に係る出勤簿非公開の件	教育委員会	H13.6.4	H13.7.2	H15.2.4	126	一部を除き公開すべき	H15.4.1	答申どおり(一部変更)
200	県立高校教員の虚偽研修に関する調査報告書等一部非公開の件	教育委員会	H13.6.4	H13.7.2	H15.3.27	137	一部を除き公開すべき	H15.6.2	答申どおり(一部変更)
201	県立伊勢原射撃場改築工事に関する図面一部非公開の件	教育委員会	H13.6.29	H13.7.18			(審議中)		
202	駅伝競走大会支出関係書類等一部非公開の件	教育委員会	H13.6.29	H13.7.18			(審議中)		
203	体育指導委員連合会支出書類一部非公開の件	教育委員会	H13.7.25	H13.8.10			(審議中)		
204	法人事業税確定申告書非公開の件	知事	H13.3.29	H13.8.17	H14.11.13	122	原処分相当		
205	生涯スポーツ振興費補助金に係る文書一部非公開の件	教育委員会	H13.8.27	H13.9.12			(審議中)		
206	国体派遣旅費の通帳不存在の件	教育委員会	H13.8.27	H13.9.12			(審議中)		
207	国体派遣旅費の通帳不存在の件(その2)	教育委員会	H13.8.27	H13.9.12			(審議中)		
208	県体育指導委員連合会の支出命令書一部非公開の件	教育委員会	H13.9.26	H13.10.3			(審議中)		
209	県体育スポーツ振興期成会の支出命令票等不存在の件	教育委員会	H13.9.26	H13.10.3			(審議中)		
210	特定の県立学校教職員任用の文書一部非公開の件	教育委員会	H13.10.15	H13.10.24	H14.11.13	123	公開すべき	H14.12.5	答申どおり(変更)
211	国体旅費に係る差額の通帳等不存在の件	教育委員会	H13.10.15	H13.11.8			(審議中)		
212	特定の団体等に係る視察結果報告書等非公開(存否応答拒否)の件	公安委員会	H13.11.14	H13.11.14	H14.5.13	115	原処分相当	H14.6.19	答申どおり(棄却)
213	行政事務監察の結果報告一部非公開の件	教育委員会	H13.11.19	H13.12.7	H15.5.14	138	一部を除き公開すべき	H15.7.3	答申どおり(一部変更)
214	事情聴取記録一部非公開の件	教育委員会	H13.11.19	H13.12.7	H15.5.14	139	一部を除き公開すべき	H15.7.3	答申どおり(一部変更)
215	全国体育施設研究協議大会の文書等一部非公開の件	教育委員会	H13.11.30	H13.12.27			(審議中)		

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会				不服申立てに対する決定	
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
216	旅費執行伺一部非公開の件	教育委員会	H13.11.29	H13.12.26			(審議中)		
217	スポーツ・ボランティアバンク関係書類一部非公開の件	教育委員会	H13.11.29	H13.12.26			(審議中)		
218	特定教諭の出勤簿非公開の件	教育委員会	H14.1.7	H14.2.7	H14.12.17	124	一部を除き公開すべき	H15.3.26	答申どおり(一部変更)
219	特定の警察署送致に係る脅迫事件について捜査概要が分かる文書一部非公開の件	公安委員会	H14.3.7	H14.3.13	H15.5.14	140	原処分相当	H15.6.11	答申どおり(棄却)
220	食糧費に係る支出関係書類一部非公開の件	教育委員会	H14.3.18	H14.3.25	H15.3.12	134	公開すべき	H15.3.31	答申どおり(変更)
221	予防治山事業設計書等不存在の件	知事	H14.1.15	H14.3.26	H15.3.18	135	原処分相当	H15.4.9	答申どおり(棄却)
222	県立伊勢原射撃場リフト維持管理費用に関する文書等不存在の件	教育委員会	H14.4.3	H14.4.30			(審議中)		
223	速度取締り結果の統計一部非公開の件	公安委員会	H14.5.2	H14.5.8	H15.2.4	127	原処分相当	H15.2.26	答申どおり(棄却)
224	特定の警察署が取り扱った恐喝事件の捜査に係る指揮伺い一部非公開の件	公安委員会	H14.5.17	H14.5.23	H15.5.14	141	一部を除き原処分相当	H15.6.11	答申どおり(一部変更)
225	情報公開課に係る事務分担表不存在	知事	H14.6.10	H14.6.14			(審議中)		
226	特定の県立高等学校教員に係る服務宣誓書不存在の件	教育委員会	H14.6.1	H14.6.18	(H14.10.11 不服申立て取下げ、H14.10.31 諮問取下げ)				
227	特定の県立高等学校教員に係る勤務評定書非公開の件	教育委員会	H14.6.1	H14.6.18	(H14.10.11 不服申立て取下げ、H14.10.31 諮問取下げ)				
228	損害賠償請求事件の被告訴訟代理人弁護士に関する訴訟委任関係文書一部非公開の件	知事	H14.6.19	H14.7.2			(審議中)		
229	特定の県立高等学校教員の人事案件に係る教育委員会会議録一部非公開の件	教育委員会	H14.7.9	H14.7.25			(審議中)		
230	懲戒処分された県立高等学校教員(3名)に係る文書一部非公開の件	教育委員会	H14.7.9	H14.7.25			(審議中)		
231	懲戒処分された特定の県立高等学校教員に係る文書一部非公開の件	教育委員会	H14.7.9	H14.7.25			(審議中)		

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会				不服申立てに対する決定	
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
232	主任事務主査等昇任選考基準不存在の件	教育委員会	H14.7.17	H14.7.30	H15.7.15	142	原処分相当	H15.8.19	答申どおり(棄却)
233	特定の県立高等学校職員会議録一部非公開の件	教育委員会	H14.6.18	H14.8.12	H15.8.4	144	一部を除き原処分相当	H15.9.16	答申どおり(一部変更)
234	民間退職金支給実態調査資料等一部非公開の件	知事	H14.8.21	H14.9.9	H15.9.1	147	原処分相当	H15.10.3	答申どおり(棄却)
235	特定の県立高等学校の貸与施設等に係る文書不存在の件	教育委員会	H14.6.1	H14.9.26	(H14.10.11 不服申立て取下げ、H14.10.24 諮問取下げ)				
236	道路使用許可申請書等一部非公開の件	公安委員会	H14.9.13	H14.10.2	H15.9.1	148	原処分相当	H15.10.8	答申どおり(棄却)
237	県立高等学校教員補助者選考に係る面接文書様式非公開の件	教育委員会	H14.8.21	H14.10.7	H16.2.12	164	公開すべき	H16.3.23	答申どおり(変更)
238	伊勢原射撃場土壌調査等業務委託に係る執行関係書類一部非公開の件	教育委員会	H14.9.27	H14.10.7			(審議中)		
239	県立高等学校教員(4名)の懲戒処分に係る文書一部非公開の件	教育委員会	H14.9.27	H14.10.16			(審議中)		
240	県立高等学校等教員(12名)の懲戒処分等に係る文書一部非公開の件	教育委員会	H14.10.25	H14.10.31			(審議中)		
241	県立高等学校等教員(3名)の懲戒処分に係る文書一部非公開の件	教育委員会	H14.11.13	H14.11.19			(審議中)		
242	採石業務管理者変更届一部非公開の件	知事	H14.12.3	H14.12.11	H15.8.4	145	公開すべき	H15.8.29	答申どおり(変更)
243	名誉毀損事件に係る事件指揮簿一部非公開の件	公安委員会	H14.12.13	H14.12.18	H15.11.20	151	原処分相当	H15.12.17	答申どおり(棄却)
244	通信傍受法に基づく令状請求に係る文書等不存在の件	公安委員会	H14.12.16	H14.12.25	H15.12.18	152	原処分相当	H16.1.28	答申どおり(棄却)
245	特定の労働組合に係る労働組合資格の立証に関する書類等不存在の件	知事	H15.1.15	H15.1.17	H16.3.22	176	原処分相当		
246	特定の2法人の業務管理者等に係る調査報告書一部非公開の件	知事	H15.1.16	H15.1.23	H15.8.4	146	原処分相当	H15.9.5	答申どおり(棄却)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会				不服申立てに対する決定	
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
247	特定植物の分布調査資料一部非公開の件	教育委員会	H15.2.26	H15.3.11			(審議中)		
248	火薬類(煙火)消費許可申請書等一部非公開の件	知事	H15.3.10	H15.3.24	H16.1.14	153	一部を除き公開すべき	H16.2.20	答申どおり(一部変更)
249	火災報告一部非公開の件	知事	H15.4.3	H15.4.14			(審議中)		
250	図書館司書採用試験問題、正誤表及び論文試験問題非公開の件	人事委員会	H15.4.25	H15.5.1			(審議中)		
251	特定の2法人に関する調査確認事項公開の件	知事	H15.5.2	H15.5.13			(審議中)		
252	県立高等学校教員の人事異動に関する検討資料等一部非公開の件	教育委員会	H15.4.30	H15.5.21			(審議中)		
253	県立高等学校教員の人事異動に関する検討資料等一部非公開の件(その2)	教育委員会	H15.5.2	H15.5.21			(審議中)		
254	特定の2法人の岩石採取認可等に係る調査報告書一部非公開の件	知事	H15.5.16	H15.5.21			(審議中)		
255	特定の2法人の採石法に係る顛末書及び指導書一部非公開の件	知事	H15.5.16	H15.5.27			(審議中)		
256	特定の2法人の採石法に係る指導書公開の件	知事	H15.5.16	H15.5.27			(審議中)		
257	特定の審査請求に関する県税事務所長の知事説明書類存否応答拒否の件	知事	H15.2.20	H15.5.29			(審議中)		
258	特定の事案に係る口頭審理内容に関する文書一部非公開の件	人事委員会	H15.6.5	H15.6.12			(審議中)		
259	特定の警察署交通課全職員の年齢・本給等非公開の件	公安委員会	H15.6.2	H15.6.11	H16.3.22	177	原処分相当		
260	傷害、威力業務妨害罪の現行犯逮捕事件に係る事件指揮簿一部非公開の件	公安委員会	H15.6.17	H15.6.18			(審議中)		

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会			不服申立てに対する決定		
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
261	公立学校施設整備費国庫補助金に係る交付申請書等一部非公開の件	教育委員会	H15.5.30	H15.6.23			(審議中)		
262	県立高等学校教員の出張票不存在の件	教育委員会	H15.6.9	H15.6.23			(審議中)		
263	特定の農地転用違反に関する資料非公開の件	知事	H15.7.4	H15.7.25			(審議中)		
264	県立高等学校教員に関する昇格推薦調書非公開の件	教育委員会	H15.7.24	H15.8.6			(審議中)		
265	県立高等学校教員等が参加した協議会に関する資料不存在の件	教育委員会	H15.7.24	H15.8.6			(審議中)		
266	特定の2法人の岩石採取認可に係る指導書等一部公開の件	知事	H15.7.24	H15.8.12			(審議中)		
267	県立高等学校教員の引継記録不存在の件	教育委員会	H15.7.24	H15.8.27			(審議中)		
268	県立高等学校における人事異動関係書類不存在の件	教育委員会	H15.8.12	H15.8.27			(審議中)		
269	急傾斜地崩壊防止工事施工同意書一部非公開の件	知事	H15.9.11	H15.10.6			(審議中)		
270	県立高等学校の運動部に係る活動計画・活動報告等不存在の件	教育委員会	H15.10.9	H15.10.15			(審議中)		
271	県立高等学校教員に係る人事上の措置関係書類等一部非公開の件	教育委員会	H15.10.5	H15.10.20			(審議中)		
272	県立高等学校職員に係る出張伺・復命書一部非公開の件	教育委員会	H15.9.18	H15.11.12			(審議中)		
273	海岸保全区域一時使用届等一部非公開の件	知事	H15.12.1	H15.12.19			(審議中)		
274	高等学校正規教諭数等を明示する統計資料等不存在の件	教育委員会	H16.1.26	H16.2.6			(審議中)		
275	特定の県立高等学校で実施された事情聴取に係る報告書不存在の件	教育委員会	H16.1.26	H16.2.6			(審議中)		

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立 年 月 日	情報公開審査会			不服申立てに対する決定		
				諮問 年月日	答申 年月日	答申 番号	答申の内容	決定 年月日	決定内容
276	県立高等学校教職員 需給調査表等不存在 の件	教育 委員会	H16.2.16	H16.2.23			(審議中)		
277	特定の宗教法人に係 る事務所備付書類一 部非公開の件	知 事	H16.2.14	H16.2.26			(審議中)		
278	県職員の給与等支払 簿一部非公開の件	教育 委員会	H16.2.20	H16.3.25			(審議中)		

3 県主導の第三セクター等の情報公開について

県主導の第三セクター等41団体においても、各団体が規程を作って情報公開制度を運用しています（表－12）。

15年度は、6団体に対して35件の公開申出がありました（表－13）。

（表－12）情報公開制度を実施している県主導の第三セクター等（平成16年3月31日現在）

(財) 神奈川県厚生福利振興会	(財) あしがら勤労者いこいの村
(財) かながわ学術研究交流財団	(職訓) 神奈川能力開発センター
(株) 湘南国際村協会	(財) 神奈川県都市整備技術センター
(財) 神奈川科学技術アカデミー	神奈川県土地開発公社
(財) 神奈川県国際交流協会	(財) 神奈川県公園協会
(財) 神奈川芸術文化財団	(株) 湘南なぎさパーク
(財) 神奈川文学振興会	神奈川県道路公社
(財) 国際生態学センター	(財) 神奈川県下水道公社
(財) 地球環境戦略研究機関	神奈川県住宅供給公社
(財) かながわ海岸美化財団	(財) 神奈川県企業庁サービス協会
(財) かながわトラストみどり財団	(財) 神奈川県教育福祉振興会
(社) かながわ森林づくり公社	(財) 神奈川県ふれあい教育振興協会
(社) 神奈川県農業公社	(財) かながわ考古学財団
(財) 神奈川県栽培漁業協会	(財) 神奈川県暴力追放推進センター
三崎マリン (株)	(財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
(社福) 神奈川県社会福祉事業団	(社福) 神奈川県社会福祉協議会
(社福) 神奈川県総合リハビリテーション事業団	(社) 神奈川県産業貿易振興協会
(財) かながわ健康財団	(財) 神奈川県労働福祉協会
(財) 神奈川中小企業センター	(財) 神奈川県雇用開発協会
(株) ケイエスピー	(財) 神奈川県体育協会
(財) 神奈川高度技術支援財団	

（表－13）県主導の第三セクターに対する公開申出処理状況

団 体 名	請求件数	処理状況		
		公 開	一部公開	非公開
(財) 神奈川芸術文化財団	1	1		
(財) 神奈川県都市整備技術センター	7	7		
神奈川県土地開発公社	1	1		
神奈川県道路公社	18	14	4	
神奈川県住宅供給公社	4	2	1	1
(財) 神奈川県教育福祉振興会	4	4		

*非公開1件は、文書不存在

III 情報公開審査会の審議状況

神奈川県情報公開条例は、「原則公開」の精神に立って解釈、運用がなされており、公開することにより個人の権利利益を侵害する情報や、法人の競争上の地位を害する情報のように、条例第5条各号等の規定に照らして公開を拒むことに合理的な理由のある情報を除いて、公開しなければならないとされています。

平成15年度中に行政文書の一部又は全部の公開を拒むとの決定をしたものは、併せて2,697件ありました。公開拒否決定に対しては、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができますが、この条例では、不服申立てを受けた実施機関は、神奈川県情報公開審査会の審議を経てから決定を行わなければならない旨の手続を定めています。審査会は、附属機関の設置に関する条例によって設置され、7人以内の委員で構成される知事の附属機関ですが、知事以外の実施機関も条例の規定に基づいて審査会に諮問することとなっています。

審査会は、立法の趣旨から、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されており、その審議手続についても、行政不服審査法の審査請求に準じた方式がとられています。実施機関から諮問があった場合、審査会は、条例第5条各号等の非公開情報の適用についての実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになりますが、この審議に当たっては、非公開とされた行政文書はもとより、審査会が必要と認める書類について、実施機関その他の関係者に提出を求めた上で、判断が行えるようになっています。さらに、当時者から口頭による意見や説明を求めることもできます。このように、審査会では、非公開とされた情報について具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。

不服申立件数の増加に対応するため、平成13年度から、原則として部会において調査審議することとし、審査会に3つの部会を設置しています。各部会では、前年度からの係属案件と新たに諮問を受けた不服申立案件を調査審議し、審査会として40件の答申を行いました。開催回数は、審査会（全体会）が1回、部会が37回となっており、その開催状況及び審議案件の概要は次のとおりです。

なお、審査会設置の趣旨にかんがみ、審査会の答申は最大限尊重することとしており、答申の行われた不服申立案件について、実施機関は答申どおりの決定を行っています。

神奈川県情報公開審査会委員名簿 (50音順) (平成16年3月31日現在)

氏名	現職	備考
金子正史	獨協大学法学部教授	
鈴木敏子	横浜国立大学教育人間科学部教授	
竹森裕子	弁護士（横浜弁護士会所属）	
田中隆三	弁護士（横浜弁護士会所属）	
玉巻弘光	東海大学法学部教授	
千葉準一	東京都立大学経済学部教授	会長職務代理者
堀部政男	中央大学法学部教授	会長（部会長を兼ねる）

情報公開審査会の開催状況

(全体会)

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第201回	平成15年4月7日(月) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・会長については、堀部委員が選出され、会長職務代理者については、千葉委員が指名された。 ・各部会所属委員の割り振りについて、決定した。 ・平成14年度情報公開審査会の審議状況について、事務局より説明を受けた。 ・今後の審議予定について、決定した。 ・第10期情報公開運営審議会報告について、事務局より説明を受けた。 ・情報公開条例の一部改正について、事務局より説明を受けた。

(第一部会)

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第21回	平成15年4月17日(木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第184号について、審議した。 ・諮問第107号及び第115号について、審議した。 ・諮問第111号、第112号、第114号及び第117号について、審議した。
第22回	平成15年5月6日(火) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第184号について、審議した。 ・諮問第107号及び第115号について、審議した。
第23回	平成15年6月3日(火) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第184号について、審議した。 ・諮問第107号及び第115号について、指名委員から意見聴取等の報告を受けた後、審議した。
第24回	平成15年7月15日(火) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第184号について、審議した結果、答申することとした[答申第143号]。 ・諮問第107号について、審議した。
第25回	平成15年8月7日(木) かながわ労働プラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第107号及び第115号について、審議した。 ・諮問第111号、第112号、第114号及び第117号について、指名委員から意見聴取等の報告を受けた後、審議した。
第26回	平成15年9月3日(水) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第107号及び第115号について、審議した結果、答申することとした[答申第149号及び第150号]。 ・諮問第111号、第112号、第114号及び第117号について、審議した。
第27回	平成15年10月20日(月) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第111号及び第117号について、審議した。
第28回	平成15年11月17日(月) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第111号について、審議した。 ・諮問第245号について、審議した。
第29回	平成15年12月25日(木) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第111号について、審議した。 ・諮問第112号、第114号及び第117号について、審議した結果、答申することとした[答申第155号～第157号]。 ・諮問第245号について、審議した。

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第30回	平成16年1月20日(火) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第111号について、審議した結果、答申することとした[答申第154号]。 ・諮問第245号について、審議した。 ・諮問第247号について、審議した。
第31回	平成16年2月17日(火) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第245号について、審議した結果、答申することとした[答申第176号]。 ・諮問第247号について、指名委員から意見聴取等の報告を受けた後、審議した。 ・諮問第252号及び第253号について、審議した。
第32回	平成16年3月18日(木) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第247号について、審議した結果、答申することとした[答申第178号]。 ・諮問第252号及び第253号について、審議した。

(第二部会)

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第21回	平成15年4月14日(月) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第232号について、審議した。 ・諮問第233号について、審議した。 ・諮問第242号及び第246号について、審議した。
第22回	平成15年5月19日(月) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第232号について、審議した。 ・諮問第233号について、審議した。 ・諮問第242号及び第246号について、審議した。
第23回	平成15年6月5日(木) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第232号について、指名委員から意見聴取等の報告を受けた後、審議した結果、答申することとした[答申第142号]。 ・諮問第233号について、指名委員から意見聴取等の報告を受けた後、審議した。 ・諮問第242号及び第246号について、指名委員から意見聴取等の報告を受けた後、諮問第242号について、審議した。
第24回	平成15年7月10日(木) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第233号について、審議した結果、答申することとした[答申第144号]。 ・諮問第242号及び第246号について、審議した結果、答申することとした[答申第145号及び第146号]。
第25回	平成15年8月8日(金) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第118号、第119号及び第175号について、審議した。 ・諮問第157号、第162号及び第166号について、審議した。 ・諮問第237号について、審議した。
第26回	平成15年9月1日(月) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第237号について、審議した。 ・諮問第118号、第119号及び第175号について、審議した。 ・諮問第157号、第162号及び第166号について、審議した。
第27回	平成15年10月9日(木) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第118号、第119号及び第175号について、指名委員から意見聴取等の報告を受けた後、審議した。 ・諮問第157号、第162号及び第166号について、指名委員から意見聴取等の報告を受けた後、審議した。

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第28回	平成15年11月20日(木) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第157号、第162号及び第166号について、審議した。 ・諮問第118号、第119号及び第175号について、審議した。 ・諮問第237号について、審議した。
第29回	平成15年12月18日(木) 横浜市開港記念会館	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第118号、第119号及び第175号について、審議した結果、答申することとした[答申第158号、第159号及び第163号]。 ・諮問第157号、第162号及び第166号について、審議した結果、答申することとした[答申第160号～第162号]。 ・諮問第237号について、審議した。
第30回	平成16年1月8日(木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第237号について、審議した結果、答申することとした[答申第164号]。 ・諮問第250号について、審議した。
第31回	平成16年2月12日(木) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第250号について、審議した。 ・諮問第249号について、審議した。 ・諮問第251号、第255号及び第256号について、審議した。
第32回	平成16年3月26日(金) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第250号について、審議した結果、答申することとした[答申第179号]。 ・諮問第251号、第255号及び第256号について、指名委員から意見聴取等の報告を受けた後、審議した。 ・諮問第249号について、審議した。

(第三部会)

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第20回	平成15年4月16日(水) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第224号について、審議した結果、答申することとした[答申第141号]。 ・諮問第219号について、審議した結果、答申することとした[答申第140号]。 ・諮問第234号について、審議した。
第21回	平成15年5月14日(水) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第234号について、審議した。 ・諮問第236号について、審議した。 ・諮問第243号について、審議した。
第22回	平成15年6月2日(月) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第234号について、審議した。 ・諮問第236号について、審議した。 ・諮問第243号について、審議した。
第23回	平成15年7月14日(月) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第234号について、指名委員から意見聴取等の報告を受けた後、審議した。 ・諮問第236号について、指名委員から意見聴取等の報告を受けた後、審議した。
第24回	平成15年8月4日(月) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第234号について、審議した結果、答申することとした[答申第147号]。 ・諮問第236号について、審議した。 ・諮問第243号について、指名委員から意見聴取等の報告を受けた後、審議した。

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第25回	平成15年8月28日(木) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第236号について、審議した結果、答申することとした[答申第148号]。 ・諮問第243号について、審議した。 ・諮問第244号について、審議した。 ・諮問第248号について、審議した。
第26回	平成15年10月8日(木) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第243号について、審議した結果、答申することとした[答申第151号]。 ・諮問第244号について、指名委員から意見聴取等の報告を受けた後、審議した。 ・諮問第248号について、指名委員から意見聴取等の報告を受けた後、審議した。
第27回	平成15年11月19日(水) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第244号について、審議した結果、答申することとした[答申第152号]。 ・諮問第248号について、審議した。 ・諮問第121号～131号について、審議した。
第28回	平成15年12月17日(水) 横浜市開港記念会館	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第248号について、審議した結果、答申することとした[答申第153号]。 ・諮問第259号について、審議した。
第29回	平成16年1月14日(水) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第121号～第131号について、審議した。
第30回	平成16年2月2日(月) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第259号について、指名委員から意見聴取等の報告を受けた後、審議した。 ・諮問第121号～第131号について、審議した。
第31回	平成16年2月19日(木) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第259号について、審議した結果、答申することとした[答申第177号]。 ・諮問第121号～第131号について、審議した結果、答申することとした[答申第165号～第175号]。
第32回	平成16年3月22日(月) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第258号について、審議した。 ・諮問第263号について、審議した。

(注) 部会の開催回数については、条例等の一部改正に伴い、条例上位置づけられた部会として、第199回全体会以降に開催された部会から改めて第1回と数えている。

IV 情報公開運営審議会の審議状況

第10期運営審議会では、情報公開条例運用上の今後の課題として、「情報公開手続等の電子化」、「県出資団体等の情報公開の推進」、「諾否決定の迅速化」について、知事に提言しました。

第11期（平成15年4月～平成17年3月）運営審議会では、第10期運営審議会から提言された事項への対応状況等について審議するほか、情報公開請求に係る不服申立ての現状と課題及びその対応策について、また、地方自治法が改正され、公の施設の管理に指定管理者制度が導入されたことに伴う指定管理者への情報公開制度の導入についての対応策等について審議しています。

情報公開運営審議会の開催状況（平成15年度）

開催回等	開催日・場所	審議内容
第70回	H15.7.25 神奈川中小企業センター	<ul style="list-style-type: none">・ 第11期情報公開運営審議会の運営について・ 第10期情報公開運営審議会報告書の提言について・ 情報公開請求に係る不服申立てについて・ 情報公開条例の運用状況について・ その他
部会	H16.2.24 神奈川中小企業センター	<ul style="list-style-type: none">・ 情報公開請求に係る不服申立てについて・ 指定管理者制度における情報公開について・ その他
第71回	H16.3.24 神奈川中小企業センター	<ul style="list-style-type: none">・ 指定管理者制度と情報公開について・ 情報公開請求に係る不服申立てについて・ 存否応答拒否事例の報告について・ その他

第 11 期神奈川県情報公開運営審議会委員名簿

平成 16 年 3 月 31 日現在 (50 音順)

氏 名	現 職	備 考	部 会
磯 部 力	東京都立大学教授	会 長	部会長
岩 澤 直 捷	神奈川県中小企業団体中央会専務理事		
大 胡 文 夫	神奈川新聞社編集局長	副会長	○
大 澤 洋一郎	神奈川県自然保護協会理事		
川 島 志 保	横浜弁護士会弁護士		○
川 瀬 豊 子	神奈川県社会福祉協議会経営者部会委員		
北 村 喜 宣	上智大学教授		○
栗 山 覚	神奈川県医師会副会長		
小 西 正 典	日本労働組合総連合会神奈川県連合会副事務局長		
早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学教授		○
藤 原 静 雄	國學院大学教授		○
星 野 勝 司	座間市長		
松 岡 文 子	かながわ女性会議副代表		
森 本 豊	神奈川県立高等学校 P T A 連合会会長		
山 口 昇 士	箱根町長		
若 林 冴 子	神奈川県消費者団体連絡会幹事		

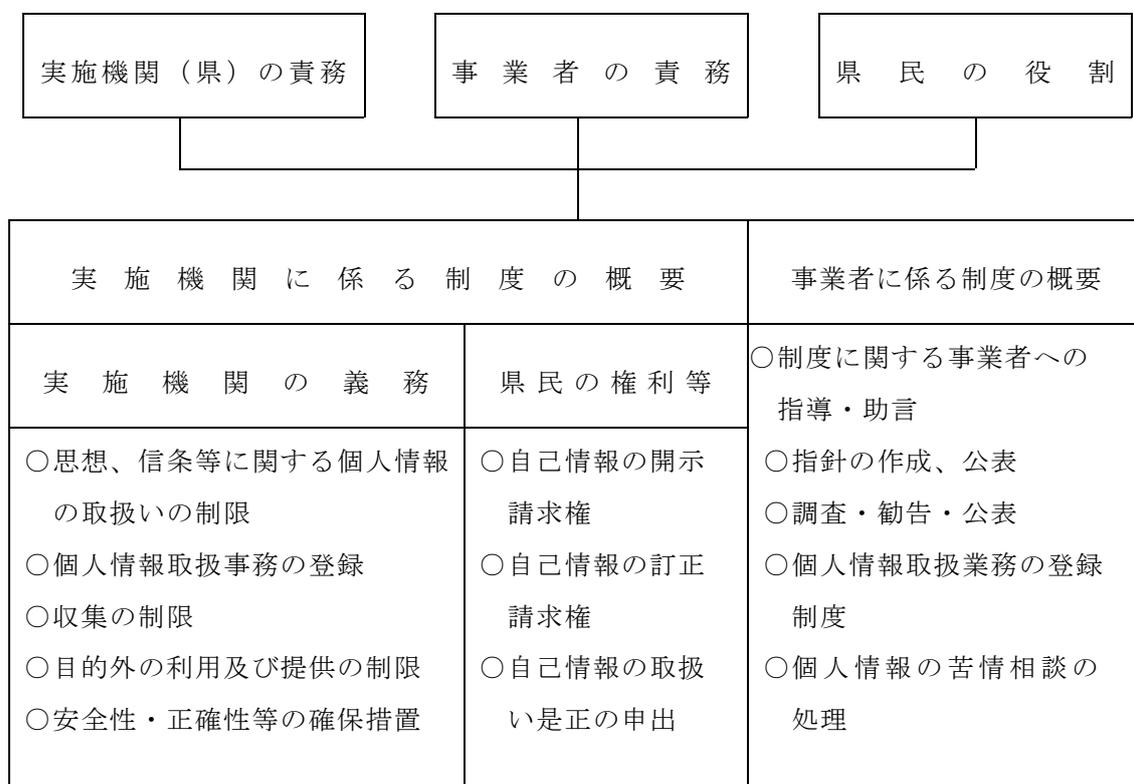
I 制度のあらまし

1 制度のしくみ

人々の生活が便利で豊かになってきている反面、個人情報の取扱いに伴って個人の権利利益の侵害のおそれが生じてきており、県民の間にも不安感が生じていました。

こうしたことから、県では、個人情報の取扱いについて、社会的なルールの確立をめざして平成2年10月1日、都道府県で初めて「神奈川県個人情報保護条例」を施行しました（平成2年3月30日公布）。

この制度は、県、事業者そして県民のそれぞれがその責務や役割を果たすことにより、積極的に個人情報保護の社会的なルールづくりに貢献していこうとするもので、条例のあらまきは、次の図のとおりです。



2 個人情報保護制度の内容

(1) 制度の目的と特徴

この条例は、個人の尊厳を保つうえで個人情報の保護が重要であることから、県の機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、県内における個人情報の取扱いに伴う個人の権利利

益の侵害の防止を図り、そのことによって基本的人権の擁護及び公正で民主的な県政の推進に資することを目的としています（条例第1条）。

その目的を達成するために、県が保有する個人情報の保護を図るばかりでなく、民間事業者が保有する個人情報の保護についても対象としていること、電子計算機により処理される個人情報だけでなく、手作業により処理される個人情報も対象としていること、事業者が行う個人情報の取扱いの概要を県に登録し、これを県民に明らかにすることによって事業者の個人情報の取扱いの社会的ルール化を図ることを目的とした、個人情報取扱業務登録制度を実施していることなどの特徴があります。

(2) 制度に関する基本的事項

ア 対象となる個人情報の範囲（条例第2条）

個人情報とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものです。

イ 対象となる県の機関及び責務（条例第2条、第3条）

県の機関とは、この制度を実施する県の機関（「実施機関」といいます。）で、次の11の機関です。

知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会

実施機関は、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、県民及び事業者の意識啓発に努めなければなりません。

ウ 事業者及び責務（条例第2条、第4条）

事業者とは、事業を営む法人その他の団体又は事業を営む個人です。

事業者は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに県の施策に協力する責務を有し、保有する個人情報について、本人にその存在及び内容を知るための機会を提供するよう努めなければなりません。

エ 県民の役割（条例第5条）

県民は、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすようにしなければなりません。

(3) 実施機関に係る制度の概要

ア 実施機関の義務

個人情報を保護するため、実施機関には様々な義務が課せられていますが、そのうち主なものは、次のとおりです。

(ア) 思想、信条等に関する個人情報の取扱いの制限（第6条）

基本的な人権を侵害する危険性が高いことなどから、法令の規定に基づいて取り扱うときなど一定の場合を除き、思想、信条及び宗教、人種及び民族、犯罪歴並びに社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報を取り扱ってはなりません。

(イ) 個人情報取扱事務の登録（第7条）

県民に自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自己の情報に関与することができるように、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめその事務の名称及び概要等一定の事項を、個人情報事務登録簿に登録し、一般の縦覧に供さなければなりません。

また、登録した事項を神奈川県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければなりません。

(ウ) 取扱目的及び手段等による収集の制限（第8条）

誤った個人情報や、不必要な個人情報を収集することのないように、個人情報を収集するときは、取り扱う目的を明確にし、目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならないこととするとともに、法令の規定に基づき収集するとき、本人の同意に基づき収集するときなど一定の場合を除き、本人から収集しなければなりません。

(エ) 目的外の利用及び提供の制限（第9条）

法令の規定に基づくとき、本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、収集したときの目的以外の目的に個人情報を利用し、または提供してはなりません。

(オ) オンライン結合による提供（第10条）

公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益の侵害のおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合による個人情報の提供を行ってはならないこととするとともに、提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければなりません。

(カ) その他

安全性、正確性等の確保措置（第11条）、職員の義務（第12条）、取扱い等の委託（第13条）、廃棄（第14条）について、条例で実施機関等に義務が課せられています。

イ 自己情報をコントロールする権利（開示及び訂正の請求権）

県民等に対し、自己情報をコントロールする権利を保障するため、条例では、自己情報の開示及び訂正の請求権について規定しており、その概要は、次のとおりです。

(ア) 自己情報の開示請求権（第15条～第20条）

何人も、実施機関が保有する自己の個人情報について、請求書を提出して開示を請求することができます。開示の請求があったときは、その個人情報を開示することにより、請求者以外の個人の正当な利益を侵すことになるとき、法人等が有する競争上の正当な利益を侵すことになるとき、個人の指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるときなど一定の事由がある場合を除き、その個人情報を開示しなければなりません。

開示の請求があったときは、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して15日以内に開示又は不開示の決定をしなければなりません。また、開示の決定をしたときは、速やかに行政文書の閲覧又は写しの交付等の方法により個人情報を開示します。

試験結果等の個人情報については、口頭による簡易開示の方法により行うことができます。

(イ) 自己情報の訂正請求権（第21条～第23条）

何人も、実施機関が保有する自己の個人情報について事実には誤りがあると認めるときは、請求書を提出してその訂正を請求することができます。

訂正の請求があったときは、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して30日以内に訂正をする旨又はしない旨の決定をしなければなりません。

実施機関は、訂正をする旨の決定をしたときは当該請求に係る個人情報の訂正をしてその内容等を、訂正をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を請求者に書面で通知しなければなりません。

(ウ) 決定に対する救済（神奈川県個人情報保護審査会（第24条））

開示又は訂正の請求に対する決定について不服申立てがあった場合は、審査の公正を保つため、神奈川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の議を経て当該不服申立てについての決定を行わなければなりません。

ウ 自己情報の取扱いの是正の申出（第26条）

実施機関が行う自己の個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、申出書を提出してその取扱いの是正を申し出ることができます。

実施機関は、是正の申出を受けたときは、遅滞なく、必要な調査を行い、審議会の意見を聴いた上で、当該是正の申出に対する処理を行い、その内容を申出者に書面で通知しなければなりません。

(4) 事業者に係る制度の概要

個人情報を保護するため、条例では、事業者に対し、個人情報の保護について自主的な努力を助長することを旨として、必要な施策を講じていますが、その概要は、次のとおりです。

ア 制度に関する事業者への指導・助言（第28条）

知事は、事業者が個人情報の保護のための措置を適切に講ずることができるように、指導助言等を行わなければなりません。

イ 個人情報の取扱いに関する指針の作成、公表（第29条）

知事は、審議会の意見を聴いた上で、事業者が行う個人情報の取扱いのよりどころとなる指針を作成し、公表することができます。

なお、平成2年10月に「事業者の保有する個人情報の取扱いに関する指針」を作成し、公表しています。

ウ 個人情報取扱業務の登録制度

(ア) 事業者は、県内で行う個人情報の取扱いに係る業務に関し、業務の名称及び目的、個人情報の取扱いの概要その他一定の事項について、知事の登録を受けることができます。また、知事は、当該事項を登録した登録簿を一般の縦覧に供さなければなりません（第30条）。

(イ) 業務の登録を受けた事業者に対する調査の要請（第31条）

知事は、登録を受けた事業者に対して、当該登録を受けた業務に関して説明又は資料の提出を要請することができます。

(ウ) 業務の登録の表示（第32条）

登録を受けた事業者は、当該登録を受けた業務に係る個人情報の取扱いについて、「登録済マーク（PDマーク）」を表示することができます。

エ 調査、勧告及び公表

(ア) 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、当該事業者に対して、説明又は資料の提出を要請することができます。また、当該事業者が正当な理由なく要請を拒んだときは、その事実を公表することができます（第36条）。

(イ) 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対して、当該取扱いの是正を勧告することができます。また、当該事業者が勧告に従わないときは、その事実を公表することができます（第37条）。

(ウ) 意見の聴取等

知事は、前述の(ア)又は(イ)により公表しようとするときは、事業者から意見の聴取をした上で、審議会の意見を聴かなければなりません（第38条）。

オ 苦情相談の処理（第39条）

知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、必要に応じ、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を要請し、迅速かつ適正に処理しなければなりません。

II 運用状況

1 概要

「かながわの個人情報保護制度」は、平成2年10月1日に発足してから平成16年3月31日までに225,295人が利用し、利用件数は225,510件になりました。(表-1) そのうち平成15年度の利用者は10,340人、利用件数は10,345件で、利用人数、件数とも平成14年度より約2,000件減少しています。

利用件数の内訳は、自己情報の開示請求関係が最も多く9,968件に達しています。開示請求書を提出して行う自己情報の開示請求件数は99件で、口頭で請求できるいわゆる簡易開示の請求件数は9,867件でした。また、自己情報の訂正の請求件数は2件あり、自己情報の取扱いが不適正であるとした是正の申出はありませんでした。

個人情報の保護に関する問い合わせ・照会は375件あり、その主な内容は、事業者の個人情報取扱業務登録に関するものが356件、業務登録以外の事業者が保有する個人情報の取扱いに関するものが6件、制度全般に関するものが6件となっています。

個人情報の取扱いについての相談等は2件あり、事業者に関する苦情相談が2件でした。

実施機関の個人情報取扱事務の登録については、平成15年3月31日現在、事務数が2,050件、類型数^{*1}が2,528件、文書件名数^{*2}が5,649件となっています。

^{*1} 類型数とは、個人情報事務登録簿に定められている「個人情報記録から検索しうる個人の類型」の数であり、その事務が対象とする個人情報の種類(例えば、講師、受講者、申請者等)の数です。

^{*2} 文書件名数とは、個人情報事務登録簿に定められている「使用する主な個人情報記録」の数であり、その事務で使用される行政文書の種類(申請書、許可台帳、廃止届等)の数です。

また、事業者の個人情報取扱業務の登録については、平成15年度中は301事業者から498業務について新規の登録申請があり、15事業者から34業務の廃止の届出がありました。この結果、平成16年3月31日現在、7,674事業者、13,640業務が登録されています。

(表-1)

個人情報保護制度の運用状況について

(平成2年10月1日～平成16年3月31日現在)

項 目	本 庁 (県政情報センター等)			出 先 (地区行政センター等)			合 計			
	2～14年 度	15年度	計	2～14年 度	15年度	計	2～14年 度	15年度	計	
利用者数	来 訪	37,529人	2,486	40,015	173,878人	7,535	181,413	211,407人	10,021	221,428
	文書郵送	3	0	3	8	12	20	11	12	23
	電 話	2,001	279	2,280	1,536	28	1,564	3,537	307	3,844
	小 計	39,533	2,765	42,298	175,422	7,575	182,997	214,955	10,340	225,295
利 求	開示請求(簡易開示 除く)	320	43	363	221	56	277	541	99	640
	簡易開示	36,879	2,412	39,291	172,856	7,455	180,311	209,735	9,867	219,602
	訂正	17	2	19	4	0	4	21	2	23
	小 計	37,216	2,457	39,673	173,081	7,511	180,592	210,297	9,968	220,265
用 問 合 せ 件 照 会 数 相 談 等	是正申出	4	0	4	0	-	0	4	0	4
	開示請求関係	118	0	118	76	5	81	194	5	199
	その他県保有関係	51	0	51	24	0	24	75	0	75
	指針関係	135	1	136	42	1	43	177	2	179
	事業者登録関係	1,742	298	2,040	1,960	58	2,018	3,702	356	4,058
	その他民間保有関係	177	6	183	50	0	50	227	6	233
	制度全般	177	6	183	211	0	211	388	6	394
	小 計	2,400	311	2,711	2,363	64	2,427	4,763	375	5,138
事業者に関する苦 情相談	52	2	54	9	0	9	61	2	63	
その他の苦情相談	33	0	33	7	0	7	40	0	40	
小 計	85	2	87	16	0	16	101	2	103	
合 計	39,705	2,770	42,475	175,460	7,575	183,035	215,165	10,345	225,510	
実施機関の個人情報取扱登録件数(累計)	事務数 2,050件			類型数 2,528件			文書件名数 5,649件			
事業者の個人情報取扱業務	平成2～14年度登録数			平成15年度登録数			累 計			
登録件数	新規登録件数	13,399件(7,502事業者)			498件(301事業者)			13,897件(7,803事業者)		
	廃止件数(△)	△223件(△114[△17]事業者)			△34件(△15[△1]事業者)			△257件(△129[△18]事業者)		
	登録簿登録件数	13,176件(7,388事業者)			464件(286事業者)			13,640件(7,674事業者)		

※事業者の個人情報取扱業務登録件数の廃止件数欄に該当する事業者数の[]内(外数)は、廃止業務以外に登録業務があり、登録事業者の合計数に変わりはありません。

2 自己情報の開示、訂正請求、是正の申出の状況

(1) 開示請求の件数

平成15年度の自己情報の開示請求の件数は99件で、平成14年度と比べ2割余り減少しました。部局別内訳では、教育委員会が46件(全体の46.5%)、衛生部が26件(同26.3%)などとなっています。
(表-2) 年度別部局別内訳 (単位: 件)

部 局 名	2～10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	合 計
総 務 部	15	1	4	2	3	3	28
県 民 部	12	1	6	11	10	4	44
環 境 農 政 部	5	4	0	1	0	0	10
福 祉 部	12	2	1	2	5	8	30
衛 生 部	37	10	18	22	36	26	149
商 工 労 働 部	1	0	2	0	0	1	4
県 土 整 備 部	4	3	8	5	4	7	31
行政センター	3	0	0	1	0	1	5
知 事 部 局 計	89	21	39	44	58	52	303
公営企業管理者	3	0	0	0	1	0	4
教 育 委 員 会	87	48	24	27	75	46	307
人 事 委 員 会	23	1	0	1	0	1	26
計	202	70	63	72	134	99	640

(2) 開示請求の内容

請求内容は、医療関係が23件(全体の23.2%)、試験関係が9件、その他が67件(うち教育委員会関係が37件)となっています。
(表-3) 内容別内訳 (単位: 件)

内 容	2～10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	合 計
試 験 情 報 等	62	5	6	2	12	9	96
医 療 情 報 等	42	7	17	20	32	23	141
その他(うち教育委員会)	98(63)	58(46)	40(21)	50(27)	90(67)	67(37)	403(261)
計	202	70	63	72	134	99	640

(3) 開示請求に対する処理の状況

開示請求のあった134件の決定状況は、開示が65件(全体の65.7%)、一部開示が20件(同20.2%)、不開示(請求された情報が存在しない場合も含む)が14件となっています。

(表-4) 処理状況の内訳 (単位: 件)

処理状況別	2～10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	合計
開示(うち不存在)	136(22)	45(12)	32	40	93	65	411(34)
一部開示(うち不存在)	57	22	23(4)	22(3)	28(3)	20(2)	172(12)
不開示(うち不存在)	8	2	7(4)	8(5)	10(10)	14(14)	49(33)
取 下 げ	1	1	1	2	3	0	8
計	202	70	63	72	134	99	640

(備考1) 不存在は、条例改正により、平成12年度以降は不開示決定に含まれることとなった。

(備考2) 平成13年度の不開示件数には、却下1件を含む。

(備考) 1件の請求に対し、同日付けで複数の決定を行っている場合は、1件として計上した。

(4) 不開示理由別内訳

一部開示又は不開示とされた34件の不開示理由についてみると、条例第15条第4項第1号、第3号及び第5号並びに不存在で全体の不開示理由の91.8%を占めています。

(表-6) 不開示(一部開示を含む)情報等の不開示理由別内訳 (単位: 項)

不開示理由の項目	2～10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	合計
1号他の個人に関する情報	38	12	10	14	20	13	107
2号法人等に関する情報	2	0	2	0	9	0	13
3号指導、診断、評価、選考等に関する情報	51	14	14	13	5	8	105
4号審議、検討、調査研究等に関する情報	4	4	1	0	0	0	9
5号事業の実施に関する情報	38	17	10	15	9	8	97
6号犯罪捜査等に関する情報	0	0	0	0	0	1	1
7号法令の定めによる情報	0	0	0	0	1	2	3
8号未成年者に関する情報	—	—	0	2	0	0	2
不 存 在	—	—	8	8	13	16	45
存 否 応 答 拒 否	—	—	0	0	0	1	1
却 下 (請求対象外文書)	—	—	—	1	—	0	1
計	133	47	45	53	57	49	384

(備考1) 1つの決定が複数の不開示理由に該当する場合は、各々の項目に1項ずつ計上した。

(備考2) 条例改正前の決定については、相当する改正後の不開示理由の項目に計上した。

(5) 訂正請求の状況

訂正請求は2件(すべて教育委員会)あり、決定状況は、訂正が1件、取下げが1件となっています。

(表-7) 訂正請求に対する処理状況

番号	請求月日	請求の内容	内容別	所管部局等	決定内容	不服申立て	不訂正部分の内容
1	6/11	特定の教員に関する報告書	その他	教育委員会	一部削除		事実認定

(6) 開示等の請求拒否処分に対する不服申立て

開示等の請求拒否処分に対する不服申立てに係る個人情報保護審査会への諮問は、平成15年度には7件ありました。今までの答申60件に係る審議回数は、平均4.1回、諮問から答申までの日数は、平均321.1日(中断日数控除後は、平均288.7日)となっています。(審議の詳細は、Ⅲ参照)

(表-8a) 制度発足以降の不服申立て総括表

(表-8b) 答申(60件)の内容別内訳

不服申立て	処 理 状 況			取下げ	決 定
	諮 問	答 申	係 属		
67件	67件	60件	6件	1件	51件

処分庁の判断どおり	36件
大筋は処分庁の判断どおり	8件
大筋は処分庁の判断を覆す	8件
処分庁の判断を覆す	8件

*H15答申6件は全て決定済

(表-8c) 制度発足以降の不服申立て一覧表

(平成16年3月31日現在)

諮問	年月日		案件名	実施機関	答申内容	審議回数・日数*	決定内容
1	申立	2.12.26	カルテ等(病院からの紹介書を含む。)不開示の件	知事	原処分妥当(①) [答申第1号]	6回 196日	答申 どおり (棄却)
	諮問	2.12.27					
	答申	3.7.10					
	決定	3.7.22					
2	申立	3.5.21	診療録、看護記録及び診療報酬明細書不開示の件	知事	一部を除いて開示が妥当(③) [答申第2号]	7回 219日	答申 どおり 一部 変更
	諮問	3.5.22					
	答申	3.12.26					
	決定	4.1.24					
3	申立	3.12.6	措置入院に関する診断書及び精神保健法第23条に基づく申請書不開示の件	知事	原処分妥当(①) [答申第3号]	8回 229日	答申 どおり (棄却)
	諮問	3.12.9					
	答申	4.7.24					
	決定	4.8.5					
4	申立	5.7.23	平成4年2月24日付け事故報告書(メモ)部分不開示の件	教育委員会	一部を除いて開示が妥当(③) [答申第5号]	9回 359日	答申 どおり 一部 変更
	諮問	5.8.5					
	答申	6.7.29					
	決定	6.8.31					
5	申立	5.8.4	県立高等学校生徒指導要録部分不開示の件	教育委員会	開示が妥当(④) [答申第4号]	8回 241日	答申 どおり (変更)
	諮問	5.8.11					
	答申	6.4.8					
	決定	6.6.6					
6	申立	6.1.13	県立学校教員の人事上の措置等部分不開示の件	教育委員会	一部を除いて開示が妥当(②) [答申第8号]	7回 416日	答申 どおり 一部 変更
	諮問	6.1.26					
	答申	7.3.17					
	決定	7.5.29					
7	申立	6.1.13	県立学校教員の人事上の措置等部分不開示の件	教育委員会	一部を除いて開示が妥当(②) [答申第9号]	7回 416日	答申 どおり 一部 変更
	諮問	6.1.26					
	答申	7.3.17					
	決定	7.5.29					

諮問	年月日		案 件 名	実 施 機 関	答 申 内 容	審議回数・日数*	決 定 内 容
8	申立	6. 2. 23	県立学校教員の人事 上の措置等部分不開 示の件	教 育 委員会	一部を除いて開 示が妥当(②) [答申第10号]	7回	答 申 どおり 一部 変更
	諮問	6. 3. 8				375日	
	答申	7. 3. 17					
	決定	7. 5. 29					
9	申立	6. 6. 3	退院請求に係る精神 医療審査会資料等部 分不開示の件	知 事	原処分妥当(①) [答申第6号]	6回	答 申 どおり (棄却)
	諮問	6. 6. 8				269日	
	答申	7. 3. 3					
	決定	7. 3. 20					
10	申立	6. 8. 15	精神保健相談記録部 分不開示の件	知 事	原処分妥当(①) [答申第7号]	6回	答 申 どおり (棄却)
	諮問	6. 8. 16				200日	
	答申	7. 3. 3					
	決定	7. 3. 20					
11	申立	6. 9. 16	県立高等学校生徒反 省文不開示の件	教 育 委員会	原処分妥当(①) [答申第11号]	5回	答 申 どおり (棄却)
	諮問	6. 9. 30				294日	
	答申	7. 7. 20					
	決定	7. 8. 10					
12	申立	7. 10. 25	措置入院に関する診 断書等部分不開示の 件	知 事	原処分妥当(①) [答申第12号]	6回	答 申 どおり (棄却)
	諮問	7. 11. 1				265日	
	答申	8. 7. 22					
	決定	8. 9. 10					
13	申立	7. 10. 31	県立高等学校進級判 定会議録部分不開示 の件	教 育 委員会	原処分妥当(①) [答申第13号]	6回	答 申 どおり (棄却)
	諮問	7. 11. 8				258日	
	答申	8. 7. 22					
	決定	8. 8. 19					
14	申立	8. 3. 25	県立高等学校進級判 定会議録部分不開示 の件	教 育 委員会	原処分妥当(①) [答申第14号]	4回	答 申 どおり (棄却)
	諮問	8. 4. 2				213日	
	答申	8. 10. 31					
	決定	8. 11. 20					

諮問	年月日		案 件 名	実施機関	答 申 内 容	審議回数・日数*	決 定 内 容
15	申立	8. 4. 1	県立高等学校進級判定会議資料不訂正の件	教 育 委員会	請求された訂正の内容を付記すべき(③) [答申第15号]	7回	答 申 どおり 一部 変更
	諮問	8. 4. 15				311日	
	答申	9. 2. 19					
	決定	9. 3. 28					
16	申立	8. 4. 17	措置入院に関する診断書等一部不開示の件	知 事	一部を除いて開示が妥当(③) [答申第24号]	6回	答 申 どおり 一部 変更
	諮問	8. 4. 26				1663日	
	答申	12. 11. 13				中 断 1319日 を含む	
	決定	13. 1. 30					
17	申立	10. 2. 24	県立高等学校生徒指導要録一部開示の件	教 育 委員会	開示が妥当(④) [答申第16号]	5回	答 申 どおり (変更)
	諮問	10. 3. 10				193日	
	答申	10. 9. 18					
	決定	10. 10. 5					
18	申立	10. 4. 30	県立外語短期大学教授会議事録一部不開示の件	教 育 委員会	一部を除いて開示が妥当(③) [答申第17号]	8回	答 申 どおり 一部 変更
	諮問	10. 5. 7				357日	
	答申	11. 4. 28					
	決定	11. 5. 31					
19	申立	10. 8. 27	公立中学校教員の人事上の措置等一部不開示の件	教 育 委員会	原処分妥当(①) [答申第18号]	5回	答 申 どおり (棄却)
	諮問	10. 9. 7				326日	
	答申	11. 7. 29					
	決定	11. 10. 15					
20	申立	10. 12. 8	県立高等学校事故報告書等一部不開示の件	教 育 委員会	一部を除いて開示が妥当(③) [答申第25号]	5回	答 申 どおり 一部 変更
	諮問	10. 12. 28				747日	
	答申	13. 1. 12				中 断 214日 を含む	
	決定	13. 3. 9					
21	申立	10. 12. 8	県立高等学校職員会議録等一部不開示の件	教 育 委員会	一部を除いて開示が妥当(②) [答申第26号]	5回	答 申 どおり 一部 変更
	諮問	10. 12. 28				747日	
	答申	13. 1. 12				中 断 214日 を含む	
	決定	13. 5. 21					

諮問	年 月 日		案 件 名	実 施 機 関	答 申 内 容	審議回数・日数*	決 定 内 容
22	申立	11. 7. 16	看護記録不開示の件	知 事	原処分妥当(①) [答申第19号]	6回 285日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	11. 7. 30					
	答申	12. 5. 9					
	決定	12. 5. 26					
23	申立	11. 7. 27	公立中学校教員の体 罰に係る事故報告書 不訂正の件	教 育 委 員 会	原処分妥当(①) [答申第20号～ 答申第22号]	3回 329日	答 申 どおり (棄却)
24	諮問	11. 8. 6					
25	答申	12. 6. 29					
	決定	12. 7. 21					
26	申立	11. 8. 2	県立高等学校教員に 係る事故報告書等一 部不開示の件	教 育 委 員 会	一部を除いて開 示が妥当(②) [答申第23号]	4回 397日	答 申 どおり 一部 変更
	諮問	11. 8. 9					
	答申	12. 9. 8					
	決定	12. 10. 3					
27	申立	11. 10. 18	県立高等学校生徒に 係る事故報告書不訂 正の件	教 育 委 員 会	原処分妥当(①) [答申第27号]	3回 453日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	11. 11. 15					
	答申	13. 2. 9					
	決定	13. 3. 9					
28	申立	12. 3. 23	県立高等学校生徒指 導要録一部不開示の 件	教 育 委 員 会	開示が妥当(④) [答申第28号]	4回 443日	答 申 どおり (変更)
	諮問	12. 4. 3					
	答申	13. 6. 19					
	決定	13. 6. 29					
29	申立	12. 6. 19	県立高等学校「学校 保健日誌」一部不開 示の件	教 育 委 員 会	(14. 2. 14 諮問取下げ)		
	諮問	12. 6. 28					
	答申	—					
	決定	—					
30	申立	12. 7. 28	県立高等学校生徒緊 急連絡網一部不開示 の件	教 育 委 員 会	原処分妥当(①) [答申第29号]	4回 327日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	12. 8. 15					
	答申	13. 6. 19					
	決定	13. 9. 11					

諮問	年月日		案件名	実施機関	答申内容	審議回数・日数*	決定内容
31	申立	12. 8. 18	県立外語短期大学人事委員会議事録一部不開示の件	教育委員会	原処分妥当(①) [答申第30号]	3回 306日	答申 どおり (棄却)
	諮問	12. 8. 25					
	答申	13. 6. 19					
	決定	13. 7. 26					
32	申立	13. 3. 6	県税事務所への申立て及び不動産取得税の課税に関する申立て不訂正の件	知事	原処分妥当(①) [答申第32号～ 答申第34号]	4回 303日	(未決定)
33	諮問	13. 3. 29					
34	答申	14. 1. 25					
	決定	(未決定)					
35	申立	13. 3. 29	調査書原簿及び指導要録不訂正の件	教育委員会	記載事項の基準を見直し加筆訂正すべき(④) [答申第31号]	3回 176日	答申 どおり (変更)
	諮問	13. 4. 27					
	答申	13. 10. 19					
	決定	13. 12. 19					
36	申立	13. 4. 13	国旗・国歌に関する調査の回答文不訂正の件	教育委員会	不訂正とした処分を取り消し、削除すべき(④) [答申第40号]	4回 386日	答申 どおり (削除)
	諮問	13. 4. 27					
	答申	14. 5. 17					
	決定	14. 7. 5					
37	申立	13. 6. 8	生徒指導要録及び調査書原簿一部不開示の件	教育委員会	開示が妥当(④) [答申第42号]	2回 403日	答申 どおり (変更)
	諮問	13. 6. 19					
	答申	14. 7. 26					
	決定	14. 9. 30					
38	申立	13. 6. 19	特定の教諭からの聞き取り調査報告書不 存在の件	教育委員会	原処分妥当(①) [答申第35号～ 答申第36号]	3回 297日	答申 どおり (棄却)
39	諮問	13. 6. 27					
	答申	14. 4. 19					
	決定	14. 5. 27					
40	申立	13. 7. 31	特定の県立高等学校長報告書不訂正の件	教育委員会	訂正請求書及び意見書を資料と して添付することもって、訂正措置とすべき(③) [答申第37号～ 答申第38号]	4回 256日	答申 どおり 一部 変更
41	諮問	13. 8. 7					
	答申	14. 4. 19					
	決定	14. 5. 27					

諮問	年 月 日		案 件 名	実 施 機 関	答 申 内 容	審議回数・日数*	決 定 内 容
42	申立	13. 8. 1	自己情報不訂正決定 に係る文書一部不開 示の件	教 育 委 員 会	開示が妥当(④) [答申第39号]	3回 256日	答 申 どおり (変更)
	諮問	13. 8. 7					
	答申	14. 4. 19					
	決定	14. 5. 27					
43	申立	13. 9. 20	措置入院の決定等に 関する文書一部不開 示の件	知 事	原処分妥当(①) [答申第41号]	4回 232日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	13. 9. 28					
	答申	14. 5. 17					
	決定	14. 7. 12					
44	申立	13. 11. 16	措置入院に対する審 査請求に係る文書一 部不開示の件	知 事	原処分妥当(①) [答申第55号]	3回 505日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	13. 11. 27					
	答申	15. 4. 15					
	決定	15. 6. 17					
45	申立	13. 11. 26	指導要録一部不開示 の件	教 育 委 員 会	開示が妥当(④) [答申第43号]	2回 320日	答 申 どおり (変更)
	諮問	13. 12. 10					
	答申	14. 10. 25					
	決定	15. 1. 22					
46	申立	14. 5. 9	行政文書一部公開決 定に係る起案文書一 部不開示の件	教 育 委 員 会	原処分妥当(①) [答申第44号]	2回 164日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	14. 6. 5					
	答申	14. 11. 15					
	決定	14. 12. 20					
47 48	申立	14. 6. 17	行政文書一部公開決 定に係る起案文書不 存在の件	教 育 委 員 会	原処分妥当(①) [答申第45号～ 答申第46号]	2回 143日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	14. 6. 26					
	答申	14. 11. 15					
	決定	14. 12. 10					
49 ～ 55	申立	14. 6. 18	行政文書一部公開決 定に係る起案文書一 部不開示の件	教 育 委 員 会	原処分妥当(①) [答申第47号～ 答申第53号]	1回 208日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	14. 6. 28					
	答申	15. 1. 21					
	決定	15. 2. 27					

諮問	年 月 日		案 件 名	実 施 機 関	答 申 内 容	審議回数・日数*	決 定 内 容
56	申立	14. 8. 2	行政文書一部公開決定に係る起案文書一部不開示の件	教 育 委 員 会	原処分妥当(①) [答申第54号]	1 回 151日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	14. 9. 13					
	答申	15. 2. 10					
	決定	15. 3. 18					
57	申立	14. 9. 10	教員の指導力判定調査等不訂正の件	教 育 委 員 会	不訂正ただし、訂正請求書及び不訂正理由説明書の添付保管(②) [答申第56号]	3 回 208日	答 申 どおり (変更)
	諮問	14. 9. 20					
	答申	15. 4. 15					
	決定	15. 5. 23					
58	申立	14. 9. 26	特定教員の文書訓告関係文書一部不開示の件	教 育 委 員 会	一部を除いて開示が妥当(②) [答申第57号]	5 回 342日	答 申 どおり (変更)
	諮問	14. 10. 16					
	答申	15. 9. 22					
	決定	15. 11. 13					
59	申立	14. 9. 26	特定教員の文書訓告関係文書一部不開示の件	教 育 委 員 会	一部を除いて開示が妥当(②) [答申第58号]	5 回 342日	答 申 どおり (変更)
	諮問	14. 10. 16					
	答申	15. 9. 22					
	決定	15. 11. 13					
60	申立	15. 2. 26	推薦入試面接カード一部不開示の件	教 育 委 員 会	原処分妥当(①) [答申第59号]	7 回 261日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	15. 3. 24					
	答申	15. 12. 9					
	決定	16. 1. 16					
61	申立	15. 5. 29	定期人事異動において請求者本人が昇格を見送られた理由等に係る自己情報の一部開示の件	知 事	原処分妥当(①) [答申第60号]	5回 242日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	15. 6. 20					
	答申	16. 2. 16					
	決定	16. 3. 15					
62	申立	15. 6. 14	特定の高校通信制の職員会議録一部不開示の件	教 育 委 員 会			
	諮問	15. 7. 17					
	答申						
	決定						

3 簡易開示の状況

(1) 簡易開示の対象

実施機関があらかじめ定めた個人情報、口頭で開示を請求し、その場で閲覧することができます。この制度を簡易開示といい、試験結果だけを対象としています。平成16年3月31日現在で、知事部局45試験、教育委員会7試験、人事委員会9試験の合計61試験について、試験の性質に応じて個々に得点、順位またはランクを簡易開示の対象とする個人情報として定めています。

平成15年度に、簡易開示を実施した試験数は46試験でした。

(2) 簡易開示の請求件数

平成15年度の簡易開示の請求件数は、9,867件でした。各試験の中で最も請求が多かったのは、高等学校入学者選抜（学力検査）で、全日制の一次募集及び二次募集、定時制の件数を合わせて6,707件と全体の68.0%となっています。その他、請求の多かった試験は、公立学校教員採用候補者選考試験が487件、保育士試験が418件、調理師試験が345件となっています。

また、開示の対象者数（受験者数等）に対して、どのくらいの請求があったかについては、全体で64,795人の対象者に対して、請求者の割合は15.2%になっております。

平成15年度 簡易開示の実施状況
(表一9)

(平成16年3月31日現在)

番号	試験の名称	所管部局等	所管室課所	請求件数	開示開始	開示場所	内 訳
1	職員（現業）採用選考	総務部	人事課	—	—		15年度は実施せず
2	職員（現業）身体障害者採用選考	〃	〃	—	—		15年度は実施せず
3	任期付職員採用選考	〃	〃	1	15年4月28日	県政情報センター	総合ランク
4	任期付研究員採用選考	〃	〃	1	16年3月1日	〃	総合ランク
5	臨時的任用職員登録選考試験	〃	〃	—	—		15年度は実施せず
6	神奈川県特別研究員採用選考	企画部	科学技術振興課	—	—		15年度は実施せず
7	狩猟免許試験	環境農政部	緑政課	4	15年7月31日	県政情報センター	科目別得点
8	保育士試験	福祉部	児童福祉課	418	15年10月27日	〃	科目別得点
9	産業技術短期大学校入学試験	商工労働部	産業技術短期大学校	17	15年3月13日	産業技術短期大学校	科目別得点、総合得点
10	高等職業技術校入校選考学科試験	〃	各高等職業技術校	217	15年3月10日	各高等職業技術校	科目別得点、総合得点
11	神奈川障害者職業能力開発校入校選考学科試験	〃	神奈川障害者職業能力開発校	2	15年3月25日	神奈川障害者職業能力開発校	科目別得点、総合得点
12	職業訓練指導員試験	〃	産業人材課	17	15年11月25日	産業人材課	科目別得点
13	技能検定試験	〃	〃	54	15年3月25日	〃	科目別得点

番号	試験の名称	所管部局等	所管室課所	請求件数	開示開始	開示場所	内 訳
14	保健福祉大学保健福祉学部入学試験	保健福祉大学	保健福祉大学	262	15年10月21日	保健福祉大学	総合得点、順位
15	保健福祉大学実践教育センター入学試験	〃	〃	42	16年 2月10日	保健福祉大学実践教育センター	順位
16	外語短期大学入学試験（推薦入学試験を除く。）	県 民 部	外語短期大学	—	—		15年度は実施せず
17	歯 科 技 工 士 試 験	衛 生 部	医療整備課	119	15年 3月20日	県政情報センター	科目別得点、総合得点
18	准 看 護 師 試 験	〃	〃	272	15年 3月13日	〃	科目別得点、総合得点
19	よこはま看護専門学校入学試験（推薦入学試験）	〃	よこはま看護専門学校	15	15年11月25日	よこはま看護専門学校	総合ランク
20	よこはま看護専門学校入学試験（第1次試験）	〃	〃	36	16年 1月23日	〃	科目別得点、総合得点
21	よこはま看護専門学校入学試験（第2次試験）	〃	〃	12	16年 2月13日	〃	総合ランク
22	よこはま看護専門学校入学試験（社会人入学第1次試験）	〃	〃	13	15年 9月26日	〃	科目別ランク、学科試験得点
23	よこはま看護専門学校入学試験（社会人入学第2次試験）	〃	〃	8	15年10月10日	〃	総合ランク
24	平塚看護専門学校入学試験（推薦入学試験）	〃	平塚看護専門学校	0	15年11月14日	平塚看護専門学校	科目別ランク
25	平塚看護専門学校入学試験（第1次試験）	〃	〃	31	16年 1月23日	〃	科目別得点、総合得点
26	平塚看護専門学校入学試験（第2次試験）	〃	〃	12	16年 2月13日	〃	科目別ランク
27	平塚看護専門学校入学試験（社会人入学第1次試験）	〃	〃	13	15年 9月26日	〃	科目別ランク、学科試験得点
28	平塚看護専門学校入学試験（社会人入学第2次試験）	〃	〃	6	15年10月10日	〃	総合ランク
29	調 理 師 試 験	〃	生活衛生課	345	15年 8月11日	県政情報センター	科目別得点、総合得点
30	製 菓 衛 生 師 試 験	〃	〃	65	15年 8月13日	〃	科目別得点、総合得点
31	ふ ぐ 包 丁 師 学 科 試 験	〃	〃	88	15年 8月11日	〃	科目別得点、総合得点
32	ク リ ー ニ ン グ 師 試 験	〃	〃	15	15年 3月19日	〃	科目別得点、総合得点
33	毒 物 劇 物 取 扱 者 試 験	衛 生 部	薬 務 課	44	15年 7月10日	県政情報センター	科目別得点、総合得点
34	県立病院付属看護専門学校入学試験（推薦入学試験）	〃	県立病院付属看護専門学校	—	—		15年度は実施せず
35	県立病院付属看護専門学校入学試験（第1次試験）	〃	〃	—	—		15年度は実施せず
36	県立病院付属看護専門学校入学試験（第2次試験）	〃	〃	—	—		15年度は実施せず
37	農薬管理指導士認定試験	環境農政部	農業振興課	3	16年 2月27日	農業振興課	総合得点
38	農業機械士認定試験	〃	〃	0	16年 2月 9日	〃	総合得点
39	改良普及員資格試験	〃	〃	14	15年 9月24日	〃	総合得点
40	農業青年海外派遣選考試験	〃	〃	1	15年 8月29日	〃	総合得点
41	かながわ農業アカデミー入校試験	〃	かながわ農業がみ	5	15年12月12日	かながわ農業がみ	総合得点
42	水産業改良普及員資格試験	〃	水 産 課	—	—		15年度は実施せず
43	林業改良指導員資格試験	〃	林 務 課	—	—		15年度は実施せず
44	採石業務管理者試験	県土整備部	砂防海岸課	2	15年10月17日	県政情報センター	科目別得点、総合得点
45	砂利採取業務主任者試験	〃	〃	1	15年11月14日	〃	科目別得点、総合得点

番号	試験の名称	所管部局等	所管室課所	請求件数	開示開始	開示場所	内 訳
46	職員（現業）採用選考	教 育 庁	総 務 室	—	—		15年度は実施せず
47	公立学校教員採用候補者選考試験	教 育 庁	教 職 員 課	4 8 7	15年 7月 29日	県政情報センター	総合ランク*
48	県立学校教員（実習助手及び寄宿舎指導員を含む） 採用候補者臨時選考試験	”	”	—	—		15年度は実施せず
49	高等学校入学者選抜（学力検査）	”	各高等学校	6,707	15年 3月 4日	各高等学校	科目別得点、総合得点
50	高等学校転入学者選抜（学力検査）	”	”	5 7	15年 3月 20日	”	科目別得点、総合得点
51	平塚盲学校高等部入学者選抜（学力検査）	”	平塚盲学校	—	—		15年度は実施せず
52	平塚ろう学校高等部入学者選抜（学力検査）	”	平塚ろう学校	—	—		15年度は実施せず
53	職員採用Ⅰ種試験	人事委員会	総 務 課	1 5 1	15年 5月 2日	県政情報センター	順位、総合得点*
54	職員採用Ⅱ種試験	”	”	—	—		15年度は実施せず
55	職員採用Ⅲ種試験	”	”	8	15年10月10日	県政情報センター	順位、総合得点*
56	公立小中学校等事務職員採用試験	”	”	1 2	15年 7月 4日	”	順位、総合得点*
57	免許資格職職員採用試験	”	”	1 9	15年 7月 4日	”	順位、総合得点*
58	経験者採用試験	”	”	1 3	15年 7月 4日	”	順位、総合得点*
59	警察事務職員採用試験	”	”	1 0	15年 7月 4日	”	順位、総合得点★
60	警察官採用試験	”	”	2 1 7	15年 5月 30日	”	順位、総合得点★
61	職員採用選考（書類選考のみによるものを除く。）	”	”	3 1	15年 3月 10日	”	総合ランク*
計	61試験			9,867			

◎（平成2年10月1日～16年3月31日）

合計	◎219,602件	平成2～13年度 197,824件	14年度 11,911件	15年度 9,867件
----	-----------	-------------------	--------------	-------------

*印の第1次考査（選考、試験）結果については、不合格者に係るものに限る。

★印の結果については、第1次試験の不合格者に係るものに限る。

4 問い合わせ・苦情相談の状況

個人情報の取扱いに伴う苦情相談や個人情報保護についての問い合わせに応じるため、県庁の情報公開課及び各地区行政センター内に個人情報相談窓口を平成2年10月から設置しています。

平成15年度の相談の状況は次のとおりです。

なお、相談は内容によって、問い合わせと苦情相談に分けました。

(1) 相談者数

相談者数は表-10のとおりで372人です。そのうち相談窓口へ来訪した相談者が53人、電話による相談者が307人、文書郵送による相談者が12人となっており、83%が電話による相談者となっています。

相談者の内訳としては、県民が14人、事業者が358人となっています。

また、相談を内容別に見ますと、問い合わせが370人、苦情相談が2人となっており、ほとんどが問い合わせとなっています。

(表-10) 相談者数一覧 (単位:人)

項目	県民	事業者	合計
合計	14	358	372
方法	来訪	52	53
	文書郵送	12	12
	電話	294	307
内容	問い合わせ	358	370
	苦情相談	0	2

(2) 相談件数

相談件数を内容別に見ると、表-11のとおりです。

相談件数は、全部で377件となっており、一人が複数の相談をしているため、件数が人数を上回っています。

問い合わせでは、事業者からの問い合わせが、362件で96%を占めています。また、内容別に見ると、事業者登録関係が最も多く356件となっています。

苦情相談については、事業者に対する県民からの苦情が2件あり、その内容は本人の同意のない個人情報の提供に関するもの及び個人情報の安全性についての確保措置に関するものでした。

なお、事業者からの苦情相談はありませんでした。

(表-11) 問い合わせ、苦情相談件数一覧 (単位: 件)

項 目	県 民	事 業 者	合 計	
問 い 合 わ せ	開示請求等関係	3	2	5
	その他県保有関係	0	0	0
	指針関係	0	2	2
	事業者登録関係	3	353	356
	その他民間保有関係	2	4	6
	制度全般	5	1	6
	小 計	13	362	375
苦相 情談	事業者への苦情	2	0	2
	その他の苦情	0	0	0
	小 計	2	0	2
合 計	15	362	377	

5 実施機関の事務登録の状況

平成15年度末の実施機関における個人情報取扱事務の登録事務数は2,050件となっています。

登録の対象となる事務は、個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（以下「個人情報記録」といいます。）を使用し、取り扱う事務が対象となります。なお、例外として、県等の職員の個人情報で専ら職務の遂行に関するもの及び一般に入手し得る刊行物等の個人情報記録は登録の対象から除いています。

登録された2,050件の事務の内訳は、知事部局が1,567件、その他実施機関が483件となっています。

次に類型数ですが、2,528件となっており、一事務あたり平均約1.2件の類型数となっています。この類型数とは、個人情報記録から検索し得る個人の類型をいい、例えば、講習の事務において講師の個人情報と受講者の個人情報がある場合は、一事務に二つの類型があることとなり、登録簿にはこの二つの類型のそれぞれについて、個人情報の項目名等取扱いの内容を記載することとなります。

また、文書件名数は5,649件となっています。この文書件名数とは、個人情報記録の主なものがその事務に何件あるかということで、例えば、許認可の事務で個人情報記録に申請書、許可台帳、廃止届の3件の文書（名称）がある場合には、文書件名数は3件となります。なお、実施機関別の登録事務数等の内訳は、表-12のとおりです。

登録された事務は、個人情報事務登録簿に登載され、県政情報センター及び地区県政情報コーナーに配架され、県民の皆さんが自由に見ることができます。

(表-12) 個人情報取扱事務登録件数一覧 (実施機関別・部局別)

(平成16年3月31日現在)

実施機関名	事務数	類型数	文書件名数
知 事	1,567	1,956	4,017
総 務 部	87	107	264
企 画 部	70	80	121
防 災 局	27	37	81
県 民 部	187	246	375
環 境 農 政 部	259	284	437
福 祉 部	232	296	727
衛 生 部	292	385	947
商 工 労 働 部	155	202	361
県 土 整 備 部	231	284	607
出 納 局	14	16	61
地区行政センター	10	16	26
かながわ県民活動サポートセンター	3	3	10
議 会	38	39	105
公営企業管理者	70	76	242
教 育 委 員 会	192	251	732
選挙管理委員会	31	41	64
人 事 委 員 会	45	53	148
監 査 委 員 会	32	32	66
地方労働委員会	30	30	94
収 用 委 員 会	15	20	74
海区漁業調整委員会	23	23	87
内水面漁場管理委員会	7	7	20
合 計	2,050	2,528	5,649

6 事業者の業務登録の状況

(1) 登録の件数

平成15年度の個人情報取扱業務登録制度の登録件数は、廃止届の件数を差引後、事業者数286、業務数464でした。(既に登録した業務のある事業者が、別の業務を登録した場合には、再度事業者数には計上していません。)この結果、平成15年度末に業務登録簿に登録してある件数は、事業者数7,674、業務数13,640となりました。

なお、個人情報取扱業務登録は、事業者の業務ごとに登録されることから、一事業者で複数の業務を登録している場合があります。

(2) 登録の内訳

個人情報取扱業務の登録状況は表-13のとおりですが、平成15年度は介護保険関係の事業者及び建築士事務所からの登録が多くありました。これは、庁内関係課や関係業界団体などの協力を得て、登録の働きかけを行ったことによるものです。

制度開始以来今までに登録のあった事業者及び業務で特に件数の多いものは、不動産取引業者の「不動産売買仲介業務」や「不動産賃貸借仲介業務」等及び設備工事業者(水道工事業者)の「給水装置・排水設備工事施工に関する業務」の登録があげられます。

(3) 登録事務の流れ

事業者から登録申請を受けた県は、各申請について個人情報保護審議会に諮問し、意見を聴いたうえで登録をしています。登録事業者には、登録のあった業務ごとに個人情報取扱業務登録済証が交付されますので、事業者は店頭等に掲示することができます。また、登録済マーク(通称PDマーク)を登録した業務に関係する書類等に使用することもできます。登録業務に関して個人情報の取扱いの概要が記載された申請書の別紙は、登録簿として綴られ、県政情報センター及び地区県政情報コーナーに配架され、県民の皆さんが自由に見ることができます。これにより、県民の皆さんには情報の所在と取扱いの概要を知ることができ、自己情報等への関与や、事業者を選択する上でのひとつの目安としても利用できるようになっていきます。

(表 - 1 3)
 個人情報取扱業務の登録状況

(平成16年3月31日現在)

業種	平成15年度		合計		備考
	事業者	業務	事業者	業務	
○農業 ・園芸サービス業	1	3	1	3	あしがら園芸
○漁業 ・水産養殖業			1	2	神奈川県栽培漁業協会
○建設業 ・設備工事業	25	26	1,213	1,219	神奈川県水道工事業協同組合組合員事業者等給・排水設備工事業業者、電気工事業業者
・総合工事業			10	14	奈良建設、三洋建設、パナホーム神奈川南、谷津建設、グローバル、東洋建販、桜建築事務所プロットK
・職別工事業			1	1	ロックシステム
○製造業 ・化学工業等	3	3	28	37	富士写真フィルム、イセト紙工、神奈川県農協茶業センター、法文社、アコター・ビジネスフォーム、光ビジネスフォーム、山本秀一等
○電気・ガス・水道・熱供給業 ・電気業			1	1	東京電力
・ガス業			4	4	東京瓦斯、小田原瓦斯、二宮ガス、秦野瓦斯
・水道業			1	1	神奈川県下水道公社
○運輸・通信業 ・鉄道業			8	17	小田急電鉄、京王帝都電鉄、京浜急行電鉄、相模鉄道、東京急行電鉄、江ノ島電鉄、箱根登山鉄道、湘南モノレール
・道路旅客運送業等	4	4	12	16	神奈川県観光、箱根登山ハイヤー、神奈川中央交通、川崎鶴見臨港バス、金港交通
・旅行業等			16	23	横浜シティ・エア・ターミナル、光陽観光企画、日本交通公社、阪急交通社等旅行業者、箱根町観光協会、相模湖観光協会、藤澤亀二郎等
・通信業			5	5	東日本電信電話、国際電信電話、日本高速通信、第二電電、日本テレコム
○卸売・小売業、飲食店 ・繊維・衣服等卸売業	△1	△1	4	7	ダイハツ業販神奈川、日商エレクトロニクス、日立京商、東陽実業
・各種商品等小売業	2	2	16	26	丹沢アクアボートリヤ、生協神奈川ゆめコープ、全日本海員生協、和田電気、さいか屋、小田急商事、横浜そごう、京急百貨店等
・コンビニエンスストア			110	110	スリーエフ、ファミリーマート、セブン-イレブン・ジャパン、ローソン及びフランチャイズ店
・自動車小売業			19	19	ホンダベルノ横浜、ボルボカーズジャパン、座間三菱自動車販売、西湘三菱自動車販売等神奈川県自動車販売店協会会員事業者
・LPガス販売業等	1	2	553	567	神奈川県エルピーガス協会会員事業者、ガソリンスタンド
・薬局	14	18	71	87	ササヤ薬局、ノバ・ファーマシー、ヘルスアンドヘルス、ナレッジ、ヘルスケア、江ヶ崎薬局、吉山 守等

業種	平成15年度		合計		備考
	事業者	業務	事業者	業務	
○卸売・小売業、飲食店 (続き) ・飲食料品小売業 ・その他の小売業 ・一般飲食店	9 3	9 3	1 18 3	3 18 3	ジェックサービス(介護保険事業) 協立マリン、インテック、向井秀人、メディピア イケダ興産、宮古寿司、若葉寿司
○金融・保険業 ・銀行・信託業 ・農林水産金融業 ・信用金庫・信用組合・労働金庫・貸金業 ・補助的金融業等 ・保険業等	15	15	10 2 68 1 69	12 3 74 1 71	横浜銀行、駿河銀行、清水銀行、中部銀行、東海銀行、静岡中央銀行、住友信託銀行、第四銀行、安田信託銀行等 神奈川県信用農業協同組合連合会、神奈川県信用漁業協同組合連合会 湘南信用金庫、中南信用金庫、神奈川県労働金庫、さがみ信用金庫、平塚信用金庫、中栄信用金庫、芝信用金庫等 神奈川県労働者信用基金協会 青沼俊雄(保険媒介代理業)、地方公務員災害補償基金県支部、神奈川県農業共済組合連合会、協栄生命保険、日産火災海上等
○不動産業 ・不動産取引業 ・不動産賃貸・管理業	42	123	2,888 3	6,478 3	神奈川県宅地建物取引業協会会員事業者、全日本不動産協会会員事業者等 小田原地下街、シスコム・ジャパン、横濱不動産管理
○サービス業 ・物品賃貸業 ・旅館、ホテル等 ・理・美容業等 ・その他の個人サービス業 ・映画業 ・娯楽業 ・放送業 ・クレジットサービス ・協同組合 ・情報サービス業等 ・事業サービス業 ・専門サービス業 ・生活関連サービス業	1 3 8 1 △ 2 10 66 3	1 3 8 1 △5 13 66 3	11 429 78 143 2 6 1 5 49 112 71 305 4	12 430 81 151 2 6 1 5 94 150 107 316 4	イーグル、レザン(ビデオレンタル業者)、柴橋商会、介護用品アイワ、日昌医療、レンタルカジタ、相模サービス等 神奈川県旅館環境衛生同業組合組合員事業者等旅館、ホテル業者 神奈川県美容環境衛生同業組合組合員美容院、エステティックサロン、ビューロジェネロ、桐ヶ谷工業所等 結婚相談仲介サービス業者、在宅入浴サービス業者、在宅介護サービス業者、霊園経営業者 ビデオアイランド(ビデオ制作販売業者) 神奈川県公園協会、三崎マリン、四季等 寒川ケーブルテレビ エヌシーヨコハマ、横浜専門店会、第一専門店会、エヌシーヨコスカ、全川崎専門店会 箱根温泉協同組合、大島デパート商業協同組合、農業協同組合、管工事業協同組合等 販促情報サービス、マリオネット、電算サトウ、TOKAI SOFTLAND、神奈川電算、小田原データセンター、小田原電算等 神奈川県雇用開発協会、神奈川県土地建物保全協会、湘南国際村協会、労働保険事務組合、高齢者生きがい事業団等 神奈川県職業能力開発協会、神奈川県都市整備技術センター、神奈川県農業公社、EMCI(英会話塾)、カルチャー、日本着物着付士協会等 清水康益社

業 種	平成15年度		合 計		備 考
	事業者	業務	事業者	業務	
○サービス業（続き）					
・医療業	△1	14	184	399	日本赤十字社県支部、川崎・横浜公害保健センター、県腎・アイバンク、共共生会、藤沢市保健医療財団、徳洲会、保健科学研究所等
・保健衛生			4	7	かながわ健康財団、神奈川県予防医学協会、神奈川県労働衛生福祉協会、結核予防会神奈川県支部
・廃棄物処理業			4	4	かながわ海岸美化財団、小田原市清掃協会、藤沢市興業公社、川崎市リサイクル環境公社
・学校教育			36	38	東海大学、朗峰学園、東京工芸大学、文教大学学園、浅野工学園、石綿和裁学院、大谷学園、金子教育団、川瀬学園等
・職業訓練、社会教育等			8	18	神奈川県工業技術研修センター、神奈川能力開発センター、神奈川青少年工作指導協会、前場資料館、山本民俗資料館等
・社会保険			3	25	神奈川県国民健康保険団体連合会、公立学校共済組合神奈川支部、地方職員共済組合神奈川支部
・社会福祉協議会			37	458	松田町、神奈川県、開成町、小田原市、逗子市、山北町、大井町、中井町、南足柄市、寒川町、二宮町、箱根町等社会福祉協議会
・社会福祉施設等	77	150	842	1,984	老人福祉・身体障害者更生援護・精神薄弱者援護施設、保育所、介護保険関係業務の提供等
・学術研究機関			6	18	神奈川科学技術アカデミー、神奈川高度技術支援財団、国際生態学センター、かながわ学術研究交流財団等
・政治・経済・文化団体			176	469	神奈川文学振興会、県中小企業団体中央会、県商工会連合会、県商工会議所連合会、県看護協会、ピースデポ等
・その他の事業サービス業	2	3	11	15	訪問介護サービス提供事業者、湘南写真工芸社（マイクロフィルム職）
・その他のサービス業			10	21	神奈川県工業協会、神奈川県企業庁サービス協会、ケイエスピー、山北町環境整備公社、神奈川県国際交流協会等
合 計	286	464	7,674	13,640	

（注）平成15年度の事業者及び業務数は、年度中の廃止件数を控除したものです。

III 個人情報保護審査会の審議状況

神奈川県個人情報保護条例は、第15条第1項で自己情報の開示を請求する権利を保障し、実施機関には原則として開示を義務づけています。しかし、開示すると請求者以外の個人の正当な利益を侵すことになると認められる場合など第15条第4項の不開示情報に該当すると認められる場合等は、不開示の決定をすることになります。また、第21条第1項で自己情報の訂正を請求する権利を保障していますが、これについても事実の認定によっては不訂正の決定をする場合があります。

不開示又は不訂正の処分に対しては、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことができますが、この条例では、不服申立てを受けた実施機関は、神奈川県個人情報保護審査会の審議を経てから決定を行わなければならないという特別の手続を定めています。審査会は、「附属機関の設置に関する条例」によって設置された知事の附属機関で、次の5人の委員で構成されています。知事以外の実施機関も条例の規定に基づいて直接審査会に諮問することになっています。

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿（平成16年3月31日現在、50音順）

氏名	現職	備考
影山清四郎	横浜国立大学教育人間科学部教授	会長職務代理者
佐久間哲雄	弁護士（横浜弁護士会所属）	
常岡孝好	学習院大学法学部教授	
都村敦子	中京大学経済学部教授	
濱田純一	東京大学教授	会長

諮問を受けた審査会は、条例第15条第4項の各号に規定する不開示情報等や不訂正についての実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになります。この審議に当たっては、不開示等とされた情報が記録されている個人情報のもとより、審査会が必要と認める書類については実施機関その他の関係者に提出を求めて判断ができるようになっています。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。不開示等とされた情報について、こうした具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。また、審査会は、行政不服審査法の趣旨からも、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されているものであり、審議手続についても同法の審査請求に準じた方式がとられています。

平成15年度中に、審査会は12回開催され、前年度からの継続案件と新たに諮問を受けた案件の審議をし、6件の答申を行いました。その開催状況及び審議案件の概要は、次のとおりです。

個人情報保護審査会の開催状況

回数	開催年月日及び開催場所	審 議 内 容
第117回	平成15年4月15日（火） かながわ県民センター	○諮問第58号（特定教員の文書訓告関係文書一部不開示の件その1）及び諮問第59号（特定教員の文書訓告関係文書一部不開示の件その2）について次の手続を行った後、審議した。 (1) 異議申立人から意見を聴取した。 (2) 実施機関の職員から不開示理由の説明を受けた。
第118回	平成15年5月23日（金） 神奈川県庁新庁舎	○諮問第58号及び諮問第59号について、審議した。 ○諮問第60号（推薦入試面接カード一部不開示の件）について、事務局から概要説明が行われた。
第119回	平成15年6月23日（月） かながわ県民センター	○諮問第58号及び諮問第59号について、審議した。 ○諮問第60号について、審議した。
第120回	平成15年7月22日（火） 神奈川県庁新庁舎	○諮問第58号及び諮問第59号について、答申案を審議した。 ○諮問第60号について次の手続を行った後、審議した。 (1) 異議申立人から意見を聴取した。 (2) 実施機関の職員から不開示理由の説明を受けた。
第121回	平成15年8月27日（水） かながわ県民センター	○諮問第58号及び諮問第59号について、答申案を審議し、その内容を決定した。〔答申第57号及び第58号〕 ○諮問第60号について、審議した。
第122回	平成15年9月22日（月） かながわ県民センター	○諮問第60号について、審議した。 ○諮問第61号（定期人事異動において請求者本人が昇格を見送られた理由等に係る自己情報の一部開示の件）について、事務局から概要説明が行われた。
第123回	平成15年10月21日（火） かながわ県民センター	○諮問第60号について、答申案を審議した。 ○諮問第61号について、実施機関の職員から不開示理由の説明を受けた後、審議した。
第124回	平成15年11月18日（火） かながわ県民センター	○諮問第60号について、答申案を審議し、その内容を決定した。〔答申第59号〕 ○諮問第61号について、審議した。
第125回	平成15年12月9日（火） かながわ県民センター	○諮問第61号について、答申案を審議した。 ○諮問第62号（特定の通信制高校の職員会議録一部不開示の件）について、事務局から概要説明が行われた。

回数	開催年月日及び開催場所	審 議 内 容
第126回	平成16年1月13日（水） かながわ労働プラザ	○諮問第61号について答申案を審議し、その内容を決定した。〔答申第60号〕 ○諮問第62号について審議した。
第127回	平成16年2月16日（月） かながわ労働プラザ	○諮問第62号について審議した。 ○諮問第63号「県立高等学校教員に関する引継記録不存在の件」、第66号「陳情書等への対応関係文書一部不開示の件」、諮問第64号「特定教員の人事上の措置関係文書一部不開示の件その1」及び諮問第65号「特定教員の人事上の措置関係文書一部不開示の件その2」について、事務局から概要説明が行われた。
第128回	平成16年3月9日（火） かながわ県民センター	○諮問第62号について審議した。 ○諮問第63号及び第66号について、事務局から、改めて概要説明が行われ、審議した。

IV 個人情報保護審議会の審議状況

神奈川県個人情報保護審議会は、附属機関の設置に関する条例によって設置され、平成2年10月1日の神奈川県個人情報保護条例の全面施行に先だち、同年4月、会長に成田頼明横浜国立大学教授（現横浜国立大学名誉教授）を選出し、学識経験者、県民各界代表者等15名により発足しました。審議会委員の任期は2年であり、平成14年4月には、第7期の委員として13名が再任、2名が新任され、会長に兼子仁東京都立大学名誉教授を選出しました。

審議会には、①県の実施機関が保有する個人情報に係る事案について専門的に審議する県保有部会、②事業者の保有する個人情報の取扱いに係る事案について専門的に審議する民間保有部会、③住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護について審議する住基部会（平成14年9月12日設置）及び④個人情報保護制度の充実について審議する制度検討部会（平成15年7月17日設置）の4部会が置かれています。

平成15年度は、審議会（全体会）4回、県保有部会4回、民間保有部会6回、住基部会1回及び制度検討部会5回が開催され、本人外収集（条例第8条）、オンライン結合による提供（条例第10条）、個人情報の取扱業務の登録（条例第30条）及び登録事項の変更（条例第33条）について答申が行われました。また、実施機関に関する個人情報取扱事務の登録（条例第7条）等について、各実施機関からの報告に基づいて審議が行われた他、個人情報保護制度の充実について、知事あてに中間報告がなされました。

1 審議会の開催状況

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 8 7 回 民間保有部会	平成15年 5月8日(木)	1 条例第30条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について
第 5 1 回 全 体 会	7月17日(木)	1 個人情報保護制度の充実に係る諮問について 2 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について 3 条例第30条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について
第 6 6 回 県保有部会	7月17日(木)	1 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について
第 8 8 回 民間保有部会	7月17日(木)	1 条例第30条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について
第 1 回 制度検討部会	8月29日(金)	1 部会長職務代理者の選任について 2 論点の抽出について 3 今後の検討スケジュールについて

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 8 9 回 民間保有部会	平成15年 9月11日(木)	1 条例第30条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について
第 2 回 制度検討部会	10月16日(木)	1 実施機関関係（県警察関係を除く）について
第 5 2 回 全 体 会	11月13日(木)	1 条例第8条の規定に基づく本人外収集に係る諮問について 2 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について 3 条例第30条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について
第 6 7 回 県 保 有 部 会	11月13日(木)	1 条例第8条の規定に基づく本人外収集に係る諮問について 2 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について
第 9 0 回 民間保有部会	11月13日(木)	1 条例第30条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について
第 2 回 住 基 部 会	11月13日(木)	1 本人確認情報提供状況の開示制度について
第 3 回 制度検討部会	12月25日(木)	1 実施機関関係（県警察関係）の論点について
第 5 3 回 全 体 会	平成16年 1月15日(木)	1 条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供に係る諮問について 2 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について 3 条例第30条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について 4 神奈川県個人情報保護審議会制度検討部会における検討状況について
第 6 8 回 県 保 有 部 会	1月15日(木)	1 条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供に係る諮問について 2 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について
第91回 民間保有部会	平成16年 1月15日(木)	1 条例第30条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 4 回 制度検討部会	2月18日(水)	1 民間事業者関係の論点について
第 5 回 制度検討部会	3月8日(月)	1 中間報告案について
第 5 4 回 全 体 会	3月25日(木)	1 条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供に係る 諮問について 2 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報 告について 3 条例第30条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮 問について 4 制度の充実に係る中間報告について
第 6 9 回 県 保 有 部 会	3月25日(木)	1 条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供に係る 諮問について 2 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報 告について
第 9 2 回 民 間 保 有 部 会	3月25日(木)	1 条例第30条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録及び同第 33条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録事項の変更に係る 諮問について

2 審議会の審議状況

(1) 実施機関の保有する個人情報に関する審議状況

ア 平成15年11月7日付けで知事から諮問された条例第8条第3項の基づく個人情報の本人外収集について、第67回の県保有部会において審議しました。

その内容は、知事が、県民から請求された本人確認情報提供状況を開示するために、開示の対象となる本人確認情報提供状況の記録を指定情報処理機関（財団法人地方自治情報センター）から収集するというものです。

審議の結果、諮問の内容について適当である旨、答申（第150号）を受けました。

イ 平成16年1月7日付け人委第249号で人事委員会から諮問された条例第10条に基づくオンライン結合による提供について、第68回県保有部会において審議しました。

その内容は、人事委員会において、今後、インターネット等を活用した県民への行政情報提供事務の増大が予想されることから、「県民への行政情報提供」を「類型」化し、一定の要件を満たす場合には、個別の事務事業ごとに審議会へ諮問を行うことなく、オンライン結合による個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容について適当である旨、答申（第151号）を受けました。

ウ 平成16年3月17日付け企総第78号で公営企業管理者から諮問された条例第10条に基づくオンライン結合による提供について、第69回県保有部会において審議しました。

その内容は、公営企業管理者において、今後、インターネット等を活用した県民への行政情報提供事務の増大が予想されることから、「県民への行政情報提供」を「類型」化し、一定の要件を満たす場合には、個別の事務事業ごとに審議会へ諮問を行うことなく、オンライン結合による個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容について適当である旨、答申（第153号）を受けました。

エ その他、条例第7条に基づく個人情報の取扱事務の登録については、各実施機関からの事務登録を受けて審議会に4回報告し、審議の結果報告どおり了承されました。

(2) 事業者の保有する個人情報に関する審議状況

条例第30条の個人情報の取扱業務の登録及び第33条の登録事項の変更について、合計6回の諮問が知事からありました。

審議の結果、事業者の業務登録に係る301事業者、498業務について、すべて登録可とする答申（第146号外5件）を得て、業務の登録及び登録事項の変更を行いました。

(3) 個人情報保護制度の充実に係る審議状況

平成15年5月の個人情報保護法制の公布を受け、知事から諮問された個人情報保護制度の充実について専門的に審議するため、平成15年7月に制度検討部会を設置しました。平成15年度中に5回の部会を開催し、平成16年3月、知事あてに中間報告が提出されました。

平成16年度に、さらに審議を重ねた後、審議会答申を得て、制度の改正を行う予定です。

なお、審議会から出された答申文、中間報告の概要等については、資料編に掲載しました。

神奈川県個人情報保護審議会委員名簿

氏名	現職	部会	備考
小野 一 恵	神奈川県消費者団体連絡会幹事	民間	
小幡 純 子	上智大学法学部教授	県◎ 住基○ 制度	
兼子 仁	東京都立大学名誉教授	住基◎ 制度◎ (県オブザーバー)	会長
久保 博 道	弁護士（横浜弁護士会所属）	民間	
小西 正 典	日本労働組合総連合会神奈川県連合会 副事務局長	民間	
鈴木 泰 浩	神奈川県商工会議所連合会常務理事	民間	
円谷 峻	横浜国立大学大学院国際社会科学部 教授	民間○ 制度	
長島 一 由	逗子市長	県 住基	
羽芝 博 美	神奈川県立高等学校PTA連合会副会長	県	
橋本 宏 子	神奈川大学法学部教授	県○ 住基 制度	
平本 邦 夫	(社福) 神奈川県社会福祉協議会 事務局次長	県 住基	
保坂 正 和	(社) 日本ダイレクト・メール協会 事務局長	民間	
堀部 政 男	中央大学法学部教授	民間◎ 制度○ (住基アドバイザー)	副会長
松沢 雄 一	(株) 神奈川新聞社メディア局長	県 住基	
山中 博 子	神奈川県地域婦人団体連絡協議会会長	県 住基	

(50音順、平成16年3月31日現在)

県：県保有部会、民間：民間保有部会、住基：住基部会、制度：制度検討部会

◎：部会長、○：部会長職務代理者

任期 平成14年4月1日～平成16年3月31日

(表-14)

神奈川県個人情報保護審議会への諮問事案件数等整理表

(平成2年4月1日～平成16年3月31日現在)

区分 実施機関	県保有関連案件													民間保有関連案件				住基関連案件			
	第6条		第8条			第9条			第10条			計				第26条	第29条		第30条		第33条
	取扱い	制限	本人外	収集	本人通知	目的外	利用	本人通知	オンライン	結合	個人	変更	個人	変更	本人通知				省略	業務登録数	
類型	個別	類型	個別	本人通知省略類型	類型	個別	本人通知省略類型	類型	個別	変更	類型	個別	変更	本人通知省略類型	正しいの申出	個人情報の扱いの指針	諮問した登録業務	登録変更			
知事	7	17	11	33	5 (1)	7	21	4	1	5	2	26	76	2	9 (1)	1	2	86 (6)	[件数] 13,897 (498) [事業者数] 7,803 (301)	6 (1)	1
公営企業 管理者	6	-	7	9	4	7	4	4	1 (1)	2	-	21 (1)	15	-	8	-					
議会	6	1	7	2	2	7	-	4	-	1	-	20	4	-	6	-					
教育 委員会	7	4	11	10	4	7	-	4	1	4	1	26	18	1	8	3					
人事 委員会	6	-	7	2	2	6	-	4	1 (1)	1	-	20 (1)	3	-	6	-					
監査委員	4	-	8	4	2	5	-	2	-	1	-	17	5	-	4	-					
地方労働 委員会	7	-	11	1	4	7	-	4	-	-	-	25	1	-	8	-					
選挙管理 委員会	7	-	11	2	4	7	-	4	1	2	-	26	4	-	8	-					
収用 委員会	7	-	11	2	4	7	-	4	-	-	-	25	2	-	8	-					
海区漁業 調整委員	7	-	11	1	4	7	-	4	-	1	-	25	2	-	8	-					
内水面漁 場管理委	7	-	11	1	4	7	-	4	-	-	-	25	1	-	8	-					
合計 (延べ数)	71	22	106	67	39 (1)	74	25	42	5 (2)	17	3	256 (2)	131	3	81 (1)	4	2	86 (6)	[件数] 13,897 (498) [事業者数] 7,803 (301)	6 (1)	1

* () は、内数で平成15年度の諮問件数です。

V 制度の普及活動

1 県民、事業者への広報活動

(1) 県民に対する意識啓発

個人情報保護制度が、県民の間に十分に浸透し、着実に成長して行くためには、県民に対する意識啓発のための広報活動が重要であると考え、積極的に広報活動を行いました。また、個人情報保護条例においても、第3条で実施機関は、個人情報の保護の重要性について県民及び事業者の意識啓発に努めなければならないことが特に明記されています。

平成15年度の広報活動としては、啓発ポスターを作成し県内の行政機関や駅等に掲示したほか、「神奈川県ホームページ」や「かながわハローファクス」等の広報媒体を利用し、制度の概要や運用状況、事業者の業務登録制度やPDマークの紹介を行い、県民の皆さんへの意識啓発を図りました。また、啓発パネルの展示を県政情報センターや地区行政センターで行うほか、市町村主催のイベント会場でも行うなど、市町村と連携した啓発活動にも取り組みました。さらに、「守ります。あなたの情報」や、「個人情報の保護をめざして」のリーフレット等を、県民が参加するイベントで配布するとともに、各地区行政センターを通じて配布を行いました。

(2) 事業者に対する意識啓発

情報化が進み、さまざまな情報が大量かつ迅速に処理されるようになった今日、個人情報の不適正な取扱いによる県民の権利侵害を引き起こさない事業活動を展開していくためには、事業者の方々が個人情報保護の必要性を認識して、積極的に個人情報の保護に取り組むことが重要です。

県は、事業活動における個人情報保護の推進を図るため、条例で、「事業者が保有する個人情報の取扱いに関する指針」の作成、公表や個人情報取扱業務の登録制度を定めています。これらの施策を事業者の方々に理解していただき、県の登録制度への参加を呼びかけるとともに、指針に基づき個人情報が取り扱われるよう、事業者の方々への意識啓発を行いました。

個人情報取扱業務の登録制度については、より多くの事業者の方々に参加してもらうため、事業者向けパンフレットを利用して日常的に個々の事業者に登録制度の説明を行うとともに、登録制度とPDマークの紹介をかながわハローファクスや神奈川県のホームページを活用して広報を行いました。県のホームページ「かながわの個人情報保護制度」の中に「個人情報に関する情報コーナー」を設け、登録事業者以外の方々に対しても参考となる情報をご覧いただけるようにするなどしています。この他に特に平成15年度は、従来県政情報センター等で閲覧して頂いていた個人情報取扱業務登録簿を県のホームページを活用して検索と閲覧ができるようにするなどの充実を図りました。

また、個人情報保護制度が事業者の方々に普及していくためには、各種会議等の機会をとらえて県の施策について理解と協力を求めることが重要であると考え、説明を実施しました。

2 職員への意識啓発

個人情報保護制度の円滑な実施と統一的な運用を図るためには、職員の制度理解が必要不可欠です。

このため、「理解度チェックテスト」を活用した研修について、自治総合研究センター主催で新規採用職員研修（1回）及び階層別研修（全8回）を実施したほか、総務部行政事務監察担当及び情報システム課と連携し事故防止を図る目的で、職場研修指導者研修（全4回）及び新任所属長研修（全5回）を実施しました。また、各部局が実施する事故防止等の研修あるいは県主導第三セクターや公益法人の職員に対する研修にも講師を派遣しました。

また、自治総合研究センター主催で参加希望者を募って実施した、特定課題対応研修「情報公開制度・個人情報保護制度」では、2日間かけて集中的に研修を実施することにより、若手・中堅職員を中心に深くこれらの制度について意識啓発を図りました。

さらに職員課発行の「教養月報（10月号から「かもめ広場」に改名）」に、個人情報の適正な取扱いに関して解説記事等を掲載し、制度の周知及び意識啓発を図りました。

3 個人情報保護啓発強調月間の実施

平成8年度に設定した「個人情報保護啓発強調月間」を平成15年度も10月に実施し、県民、事業者、職員を対象にした意識啓発を、様々な広報媒体を活用して効果的かつ多角的に推進しました。

1 情報公開審査会答申の概要

答申第 138 号

件名	行政事務監察の結果報告一部非公開の件（諮問第 213 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の県立高等学校の修学旅行が中止になった件について、実施機関が行った行政事務監察の結果を記録した文書である。		
請求年月日	平成 13 年 8 月 29 日	諾否決定年月日	平成 13 年 9 月 12 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（管理部総務室）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	<p>1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る、又は特定の個人を識別できないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>2 県の機関が行う事務に関する情報であって、公開することにより、行政事務監察に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがある。</p>		
不服申立年月日	平成 13 年 11 月 20 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 実施機関が、今回の修学旅行の中止に関する調査について、職員の心情や考え方を吐露したものであるとの前提を一方的に作り、その上で職員の心情や考え方を吐露したものは、職務遂行に含まれないとして、これを非公開の理由としているのは不当である。</p> <p>2 校長と教頭の本件調査における言質は、公教育の公共性に照らしても、その公開は極めて重大である。とりわけ、校長は、学校の代表として対外的に表示を行う権限と責務を担っている立場である。</p> <p>3 教育委員会は、本件調査を公正・透明な職場づくり推進要綱に基づくものであり、これを公開すると、今後の要綱に基づく調査において、被聴取者のありのままの発言を得ることができなくなるおそれがあるとしているが、条例の解釈及び運用の基準との法的位置付けを明確に示すべきである。</p>		
諮問年月日	平成 13 年 12 月 7 日		
審査会の結論	本件行政文書の非公開部分のうち、一部を公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>ア 次の情報は、本文に該当すると判断する。</p> <p>(ア) 校長、教頭、教諭及びその他の被聴取者の氏名</p> <p>(イ) 法人の担当者の氏名</p> <p>(ウ) 教育委員会担当課の職員の氏名及び職名</p> <p>(エ) 被聴取者の前職名及び現所属</p> <p>(オ) 当事者以外の被聴取者の特定につながる事項のうち、担当学年を除く部分</p> <p>イ 被聴取者の反省、心情の吐露及び評価等に関する情報（以下「被聴取者の反省等」という。）は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。</p>		

	<p>ウ 本件高校名及び本件高校が識別され得る情報は、それらが公開された場合には、校長、教頭、教諭及びその他の被聴取者が識別される可能性があると考えられる。したがって、本件高校名及び本件高校が識別され得る情報は、容易に取得し得る他の情報とを照合することにより特定の個人が識別され得ると認められる。</p> <p>(2) 条例第5条第1号ただし書該当性について</p> <p>ア 本件行政文書に記載されている情報は、条例第5条第1号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。</p> <p>イ 条例第5条第1号ただし書イ該当性について</p> <p>(ア) 被聴取者である校長、教頭、教諭及びその他の学校関係者（以下「被聴取職員」という。）の氏名は、事件の関係者として本件調査の対象となった職員の氏名であるから、当該職員の職務の遂行に関して記載された情報とはいえ、これらの情報は慣行として公にされておらず、公にすることが予定されている情報とは認められない。</p> <p>(イ) 前記ア（ア）に掲げた情報のうち事情聴取の対象外である教諭の氏名及び前記ア（ウ）に掲げた情報のうち教育委員会担当課の職員の氏名については、公務員の職務の遂行に関して記載されたものであるため、同号ただし書イに該当すると判断する。</p> <p>ウ 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について</p> <p>(ア) 教育委員会担当課の職員の職名については、公務員の職務遂行の内容に関して記載されたものであり、同号ただし書ウに該当する。</p> <p>(イ) 被聴取者の前職名及び現所属については、公務員の職務遂行に関して記載されたとは認められないため、同号ただし書ウに該当しない。</p> <p>(ウ) 本件高校名及び本件高校名が識別され得る情報は、被聴取職員が識別され得る情報であるが、被聴取職員は事件の関係者として本件調査の対象となった職員であるから、当該情報が被聴取職員の職務遂行に関して記載されたものとは認められないため、同号ただし書ウに該当しない。</p> <p>(エ) 被聴取者の反省等に係る記述は、公務員の職務遂行の内容に関して記載されたものとは認められないため、同号ただし書ウに該当しない。</p> <p>エ 被聴取職員の識別につながるただし書該当情報について</p> <p>事情聴取の対象外である教諭の氏名は、前記イ（イ）で判断したとおり、条例第5条第1号ただし書イに該当するが、当該情報を公開すると、当該情報とそれ以外の部分の情報とを照合することにより被聴取職員が識別され得ると考えられるため、当該情報を公開することは適当でないものと判断する。</p> <p>2 条例第5条第4号該当性について</p> <p>本諮問案件においては、前記1（1）及び（2）で判断したとおり、被聴取者が識別され又は識別され得る情報及び被聴取者を識別することはできないが、公開することにより、被聴取者の権利利益が害されるおそれがある情報については、公開することは適当でないものと判断している。したがって、その余の情報を公開することにより、今後の要綱に基づく調査において、被聴取者のありのままの発言を得ることができなくなるおそれがあり、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。</p>
答申年月日	平成15年5月14日（答申第138号）

答申第 139 号

件名	事情聴取記録一部非公開の件（諮問第 214 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の県立高等学校の修学旅行が中止になった件について、実施機関が関係者から事情聴取を行い、その内容を記録した文書である。		
請求年月日	平成 13 年 8 月 29 日	諾否決定年月日	平成 13 年 9 月 12 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（管理部教職員課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	<p>1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る、又は特定の個人を識別できないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>2 県の機関が行う事務に関する情報であって、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。</p>		
不服申立年月日	平成 13 年 11 月 20 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 実施機関が今回の修学旅行の中止に関する調査について、職員の心情や考え方等を吐露したものであるとの前提を一方的に作り、その上で職員の心情や考え方等を吐露したものは、職務遂行に含まれないとして、これを非公開の理由としているのは不当である。</p> <p>2 本件行政文書に対する請求は、通常時に行われる調査ではない、いわば学校責任者の不祥事に関する言質の公開を求めるものである。実施機関は、それを通常時の調査のあり方にすり替えて非公開理由に援用し、また一般の「監査、検査、取締り又は試験に係る事務」の場合にすり替えている。</p>		
諮問年月日	平成 13 年 1 月 27 日		
審査会の結論	本件行政文書の非公開部分のうち、一部を公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>ア 次の情報は、本文に該当すると判断する。</p> <p>(ア) 事情聴取を受けた教員 2 名（以下「本件教員」という。）の氏名、生年月日、年齢、住所、最終学歴、教員歴、その他本件教員が識別される情報</p> <p>(イ) 事情聴取の立会者の氏名</p> <p>(ウ) かつて本件高校の管理職にあった職員の氏名及び職名</p> <p>(エ) かつて本件高校の管理職にあった職員の現所属</p> <p>(オ) 本件教員が心情を吐露する部分</p> <p>(カ) 生徒の私生活に関する記述の部分</p> <p>(キ) 学校名</p> <p>(2) 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について</p> <p>ア 本件行政文書に記載されている情報は、条例第 5 条第 1 号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。</p>		

	<p>イ 条例第5条第1号ただし書イ該当性について</p> <p>(ア) 本件高校の管理職にある職員及びかつて管理職にあった職員の氏名は、本件教員の管理監督者としての職務の遂行に関して記載されたものであり、同号ただし書イに該当すると判断する。</p> <p>(イ) 本件高校の管理職にある職員を除く事情聴取の立会者は、当該職員は職務上の必要からこれに立会ったものではないと考えられるため、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められない。したがって、当該情報は、同号ただし書イに該当しないと判断する。</p> <p>(ウ) 本件教員の氏名は、本件教員の身分の取扱いに関して記載された情報であって、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められない。このような情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、本件教員の氏名は、同号ただし書イに該当しないと判断する。</p> <p>ウ 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について</p> <p>(ア) かつて本件高校の管理職にあった職員の職名は、本件教員の管理監督者としての職務遂行の内容に関して記載されたものであるため、同号ただし書ウに該当すると判断する。</p> <p>(イ) かつて本件高校の管理職にあった職員の現所属は、職務遂行の内容に関して記載されたものであるため、同号ただし書ウに該当すると判断する。</p> <p>(ウ) 学校名は、本件教員が識別され得る情報であるが、本件行政文書は、本件教員に対して行われた事情聴取に関するものであり、当該事情聴取の内容によっては本件教員に対して処分が行われる可能性があるものである。したがって、学校名は、本件教員の身分の取扱いに関して記載された情報であって、本件教員の職務遂行に関して記載されたものとは認められない。したがって、同号ただし書ウに該当しないと判断する。</p> <p>エ 本件教員の識別につながるただし書該当情報について</p> <p>(ア) 本件高校の管理職にある職員及びかつて管理職にあった職員の氏名は、前記イ(ア)で判断したとおり、条例第5条第1号ただし書イに該当するが、当該情報は、これ以外の部分の情報とを照合することにより本件教員が識別され得ると考えられるため、当該情報を公開することは適当でないものと判断する。</p> <p>(イ) かつて本件高校の管理職にあった職員の現所属については、前記ウ(イ)で判断したとおり、条例第5条第1号ただし書ウに該当するが、当該情報は、それ以外の部分の情報とを照合することにより本件教員が識別され得ると考えられるため、当該情報を公開することは適当でないものと判断する。</p> <p>2 条例第5条第4号該当性について</p> <p>実施機関は、聴取概要について、条例第5条第4号に該当するとして非公開としたが、本件処分後に、事情聴取概要については、公開することにより、実施機関における事務又は事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとまでは認められない旨の答申第119号が出されたことを受け、現時点では、本件についてもこの答申の趣旨に沿って考えていると説明している。当該情報は、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同号に該当しないと判断する。</p>
答申年月日	平成15年5月14日(答申第139号)

答申第 140 号

件名	特定の警察署送致に係る脅迫事件について捜査概要等が分かる文書一部非公開の件（諮問第 219 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 13 年 2 月頃、特定の警察署が送致した脅迫事件について捜査の経緯と指揮の内容等が記載された警察署長事件指揮簿である。		
請求年月日	平成 14 年 1 月 17 日	諾否決定年月日	平成 14 年 1 月 29 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 6 号		
非公開理由	<p>1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>2 公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある。</p>		
不服申立年月日	平成 14 年 3 月 7 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める
不服申立ての理由	<p>1 本件行政文書には、請求者本人に係る情報が記載されているため自己情報決定権あるいは自己情報コントロール権に基づいて、公開されなかった部分の公開を求めるものである。</p> <p>2 本件行政文書に記載された内容は請求者本人に係るものであり、第三者が公開請求した場合には非公開とすべきであるが、自己の情報を自己が知り得るのは当然であり、本人には公開すべきである。このことは条例の特別な例外になると考える。</p> <p>3 公開・非公開の判断が、個別の事情で決まるものではないという条例の基本的な考え方は承知しているが、「自己情報は公開する」とのリーディングケースとするためにも、公開を求める。</p>		
諮問年月日	平成 14 年 3 月 13 日		
審査会の結論	請求者本人に係る情報であっても、非公開とされる個人に関する情報を公開することは認められないと判断する。		
審査会の判断理由	<p>1 本件不服申立てについて 不服申立人は、当初、実施機関が特定した本件行政文書以外に警察本部長事件指揮簿があるはずであるとして、その公開を求めて、本件処分の取消しを求める旨の不服申立てを行ったが、平成 15 年 1 月 20 日付け意見書及び平成 15 年 3 月 5 日に行われた不服申立人の意見陳述により、本件行政文書には、請求者本人に係る情報が記載されていることから当該情報の公開を求めるとの趣旨の不服申立てに変更した。 したがって、当審査会は、変更された後の不服申立ての趣旨について以下に検討する。</p> <p>2 個人情報の本人への公開について 不服申立人は、本件行政文書には請求者本人に係る情報が記載されており、第三者に対しては非公開とされるべき個人情報であっても、本人には公開すべきである旨主張している。 しかし、条例は、県民等に等しく行政文書の公開を請求する権利を保障することなどにより、公正で開かれた県政の実現を図り、県民と県との信頼関係を増進することを目的として制定されている。 この条例に基づく請求者は、県民等の一人として、所定の要件の下において行政文書の公開を求めることができるにとどまり、そこに記録されている情報が請求者本人の個人情報であることを理由に特別に行政文書の公開を受けることができることまで認められたものではないと解すべきである。 したがって、この条例の趣旨に照らすと、仮に請求者本人に係る情報であったとしても、そのことを理由に非公開とされる個人情報を公開することは認められないと判断する。</p>		
答申年月日	平成 15 年 5 月 14 日（答申第 140 号）		

答申第 141 号

件名	特定の警察署が取り扱った恐喝事件の捜査に係る指揮伺い一部非公開の件 (諮問第 224 号)		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、警察本部の特定の課及び特定の警察署が捜査した関連事件に係る警察本部長事件指揮簿の一部であり、本件請求対象文書には、関連事件の余罪として判明した本件恐喝事件の捜査着手から結了までの経緯等が記載されている。		
請求年月日	平成 14 年 4 月 10 日	諾否決定年月日	平成 14 年 4 月 30 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号、第 4 号及び第 6 号		
非公開理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定個人が識別され、又は識別され得るもの及び個人の権利利益を害するおそれがある。 2 犯罪捜査方針の決定等に係る事務に支障を及ぼすおそれがある。 3 犯罪の予防、捜査、公訴の維持等に影響を及ぼすおそれがある。 		
不服申立年月日	平成 14 年 5 月 17 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 恐喝事件の被害者の氏名等は、実施機関が自ら公表し、その内容が報道されていること、当該恐喝事件に関連した事件は公判中でその裁判は誰でも傍聴できること、被害者自らが被害届を提出したことを公の場で認めていることから公開すべきである。 2 恐喝事件は、関連事件の余罪であるため、公訴維持に影響するとは考えられない。検察と警察の信頼関係を保つためになぜ国民が犠牲にならなければならないのか。 3 どのような場合に恐喝事件を立件するかを公開すると立件基準が明らかとなり、犯罪の予防、捜査等に重大な支障を及ぼすという説明は、罪刑法定主義を否定するものである。 		
諮問年月日	平成 14 年 5 月 23 日		
審査会の結論	本件事件指揮簿に記載された「余罪事件の概要」、「本件恐喝事件の強制捜査打ち切り事由」及び「経緯」のうち、被害者の職名及び氏名並びに事件名は公開すべきである。		
審査会の判断理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 「被害者の住所、氏名、職名、生年月日及び年齢」、「被害関係者の氏名、職名、生年月日及び年齢」、「被疑者の氏名、取引金融機関名及び口座番号」については、公開することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であって、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。 また、「事件名及び脅迫場所」については、公開することにより、容易に取得できる他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であって、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。 2 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について 本件恐喝事件については、実施機関自らが公表した事実は認められず、報道されたとい 		

	<p>う事実をもって直ちに公にされ又は公にすることが予定されているものであるとは認められない。</p> <p>また、関連事件は公判中であるが、裁判の公開は、裁判の公正と司法権に対する信頼を確保する観点から行われているもので、その限度において、当該裁判の被告人やその関係者のプライバシーは、一定の制約を受けざるを得ないとしても、どのような場合にも、当然に、一般に公開されるべきものとは認められない。</p> <p>しかし、本件処分後に被害者自身が公の場で被害届を提出した旨を発言しており、その記録は特定の場所において誰にでも閲覧等が可能であることから、そこに記載された「被害者の職名及び氏名並びに事件名」は、条例第5条第1号ただし書イに該当すると判断する。</p> <p>3 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について</p> <p>被害者が、被害届を提出した行為は、公務の遂行に関連性があると認められるもののそのことをもって直ちに公務の遂行の内容に係る情報とまでは言い切れないことから被害者の氏名等は、第5条第1号ただし書ウには該当しないものと判断する。</p> <p>4 条例第5条第4号該当性について</p> <p>「経緯」の項目は、事件を立件し送致するか否かを検討したものであり、これが公開されると、今後反復継続される捜査方針を決定する事務に支障を及ぼすと認められる。また、公判中の関連事件と本件恐喝事件とが、実施機関が説明する特殊な関係を有する場合、本件恐喝事件を立件し送致することを断念した経緯が公開されると、公判中の関連事件の情状面を含め量刑にも影響を及ぼすことが十分予想され、検察官の公訴維持に係る事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p> <p>以上のことから、条例第5条第4号に該当すると判断する。</p> <p>5 条例第5条第6号該当性について</p> <p>「余罪事件の概要」の項目は、被害申告の内容に関する情報であり、これが公開されると、被疑者等から嫌がらせを受けるなど、特定個人の生命、身体等の安全を脅かす犯罪が誘発されることが十分予想される。また、公判中の関連事件の情状面も含め量刑にも影響を及ぼすことも予想される。</p> <p>「本件恐喝事件の強制捜査打ち切り事由」の項目は、立件基準の内容に関する情報であり、これが公開されると、検挙に至らない程度の恐喝事件や同種粗暴的犯罪が反復して敢行されるなどの対抗措置が取られることが予想される。また、公判中の関連事件にも影響を及ぼすことも予想される。</p> <p>以上のことから、これらの情報は、公開することにより、犯罪の予防、捜査、公訴の維持等に影響を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第5条第6号に該当すると判断する。</p> <p>但し、条例5条第1号ただし書イ該当性で判断したとおり、「被害者の職名及び氏名並びに事件名」については、現時点では特定の場で誰にでも閲覧等が可能であることから、条例第5条第6号には該当しないと判断する。</p>
答申年月日	平成15年5月14日（答申第141号）

答申第 142 号

件名	主任事務主査等昇任選考基準不存在の件（諮問第 232 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、各市町村立学校（横浜市・川崎市を除く）の事務職員及び栄養職員の昇任選考の基準に係る内規として作成された主任事務主査等選考基準（昭和 50 年 11 月 19 日付け職第 392 号教育庁管理部長通知）（以下「本件基準」という。）が記載された文書（以下「本件行政文書」という。）である。		
請求年月日	平成 14 年 5 月 7 日	諾否決定年月日	平成 14 年 5 月 14 日
諾否の決定内容	公開拒否（文書不存在）	実施機関	教育委員会（管理部教職員課）
非公開根拠条	—		
非公開理由	文書の保存期間が経過し、廃棄されたため		
不服申立年月日	平成 14 年 7 月 17 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分（不存在）の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 本件基準は、公務員の勤務条件に係る重要な基準であって、条例に規定され、条例に織り込まれるべき基本的事項が記載されている。したがって、本件行政文書は、神奈川県教育庁等行政文書管理規則（以下「文書管理規則」という。）別表（第 9 条関係）中の「30 年保存とするもの」として掲げられている「1 条例、規則及び訓令の制定及び改廃に関するもの」に相当し、仮にそうでなくとも「18 1 から 17 までに掲げるものに類するもの」に相当する。</p> <p>2 本件基準は、市町村立学校事務職員一般に関する選考基準のほずであり、本件行政文書が同別表で保存期間が 30 年とされる「4 条例、規則等の解釈及び運用方針に関するもので重要なもの（主務課の所掌するものに限る。）」から除外され、保存期間が 10 年とされていることは、行政文書としての重要性が没却されていると理解するほかない。</p> <p>3 今なお現職者も存在する状況において、本件行政文書が存在しないことは、現に効力を有する基準に関する文書を廃棄したものと解釈するほかない。</p> <p>4 本件基準は昭和 61 年に廃止されたが、人事関係書類は永年保存すべきものである以上、当該文書が適正に保存されていれば、本件行政文書も存在すべきものである。存在しないとすると何を根拠に選考を行ったかが分からなくなる。</p>		
諮問年月日	平成 14 年 7 月 30 日		
審査会の結論	本件行政文書を実施機関が保存していないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件基準は、職務の等級制度の改正に伴い、職第 597 号教育庁管理部長通知により昭和 61 年 3 月 31 日付で廃止されていると認められる。</p> <p>2 本件基準が廃止された当時の教育庁の文書管理については、神奈川県教育庁等文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）が適用されており、文書保存期間に関して現行の文書管理規則に相当する規定が設けられていたことが認められる。したがって、以下文書管理規程の適用条項を併記することとする。</p> <p>3 本件基準は、内規として定められていることからすると、文書管理規則（第 9 条関係）中の「1 条例、規則及び訓令の制定及び改廃に関するもの」（文書管理規程第 47 条第 2 項永年に属する文書中の「(1) 条例、規則及び訓令の制定及び改廃に関する文書」）に該当するとは認められない。</p> <p>4 当審査会が調査したところ、現行の昇任選考基準には、条例又は規則に規定されるべき公務員の勤務条件に係る重要な基本的事項というよりも、昇任選考事務を処理する上での具体的な運用に係る事項が記載されていると解するのが適当と思われる。そして、現行の昇任選考基準が、本件基準に代わるものとして、本件基準廃止後から適用されることとなったことを考慮すると、実施機関が、本件行政文書を 30 年保存文書に該当するものとして取り扱わず、10 年保存文書である「4 条例、規則等の解釈及び運用方針に関するもの（主務課の所掌するものに限る。）」（文書管理規程第 47 条第 2 項 10 年に属する文書中の「(4) 条例、規則等の解釈及び運用方針に関する文書（主務課の所掌するものに限る。）」）に該当するものとして、処理したことは文書管理規則に反するものとは解されない。</p> <p>5 本件基準は、昭和 61 年に廃止され、これに代わる新たな基準が制定され、この新たな基</p>		

	<p>準が現に効力を有するものとされている以上、過去に本件基準によって選考された職員が在職しているとしても、そのことをもって、本件基準が現に効力を有するとはいえない。したがって、実施機関が本件行政文書を既に廃止された基準に関するものとして取り扱ったことが不当であるとは解されない。</p> <p>6 以上から、本件基準は、昭和 61 年に廃止されたため、本件行政文書は、保存期間満了により既に廃棄されており、現在は保存されていない旨の実施機関の説明は首肯できる。</p> <p>7 過去の選考の経緯を調査するために本件行政文書が必要とされる場合も考えられるが、本件行政文書の取扱いが文書管理規則に反するものとは認められない以上、保存期間を超えて本件行政文書を保存しておくべきかどうかについて、当審査会は意見を述べる立場にない。</p>
答申年月日	平成 15 年 7 月 15 日 (答申第 142 号)

答申第 143 号

件名	公立中学校等教員の体罰に係る事故報告書一部非公開の件（諮問第 184 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の市教育委員会から県教育委員会に提出された、特定の公立中学校及び小学校の教員（以下「本件教員」という。）の体罰に係る事故報告書である。		
請求年月日	平成 13 年 1 月 16 日	諾否決定年月日	平成 13 年 2 月 13 日（1 月 29 日付けで決定期限延伸）
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（管理部教職員課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	<p>1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され若しくは識別され得る、又は特定の個人を識別できないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>2 県の機関が行う事務等に関する情報であって、公開することにより、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ等がある。</p>		
不服申立年月日	平成 13 年 3 月 12 日		
不服申立ての趣旨	<p>本件事故報告書のうち、次の部分（本件教員の氏名を除く。）を非公開とした処分の取消しを求める。</p> <p>1 体罰発生場所の教室の学年 2 本件教員の年齢、担当教科、担当学年及び校務分掌 3 被害児童生徒の保護者の言動及び意見（以下「保護者の言動等」という。） 4 本件教員の見解 5 被害児童生徒の見解 6 校長の本件教員に対する評価 7 市教育委員会の見解</p>		
不服申立ての理由	<p>1 教員の体罰に係る事件を構成する基本情報等は、特定の個人が識別され得ない限り、公開し、体罰を県民が監視等していくべきである。</p> <p>2 保護者の意見、申入れ等も個人を特定することは不可能であり、校長による客観的な事実の聴取という適正手続を経た報告書の内容が個人の利益を侵すことはないので、公開すべきである。</p> <p>3 教職員の見解は、事件を構成する基本情報であり、これが公開されると、報告書の信頼性が高められる。また、事情聴取記録を公開して、本件教員の意識を高める必要がある。</p> <p>4 生徒の聴取内容、主張等は、プライバシーを侵害しない限り公開すべきである。</p> <p>5 本件教員に対して校長が行った指導及び評価並びに市教育委員会の見解は、公務の執行に係る情報であり、条例第 5 条第 1 号ただし書ウに該当する。</p>		
諮問年月日	平成 13 年 3 月 26 日		
審査会の結論	<p>不服申立て対象となった情報のうち、次の部分は公開すべきである。</p> <p>1 体罰発生場所の教室の学年 2 本件教員の担当教科、担当学年及び校務分掌 3 保護者の言動等の一部 4 本件教員の見解の一部 5 被害児童生徒の見解 6 校長の本件教員に対する評価の一部</p>		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>（1）条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>ア 本件教員に係る情報のうちの担当教科、担当学年及び校務分掌並びにそれらが識別できる部分は、学校名、体罰の発生日時が公開されているため、特定の個人である本件教員が識別され、又は識別され得る情報である。</p> <p>また、本件教員の年齢及び体罰発生場所の教室の学年は、学校名等と照合することにより、本件教員が識別され、又は識別され得る。</p> <p>イ 前記アに係る情報から本件教員が識別され得るとしても、本諮問案件においては、このことから被害児童生徒等が識別され得るとまでは認められない。</p> <p>ウ 保護者の言動等のうち、保護者の行動に対する校長の認識が記載された部分については、既に学校名が公開されているので、校長が識別され得る。</p> <p>保護者の言動等のうち、本件教員に対する具体的な評価に係る部分については、</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>公開することにより、本件教員の権利利益が害されるおそれがある。 その他の部分は、特定の個人が識別され得ない保護者の事実認識や希望又は事実の経過等であり、被害児童生徒の保護者の発言として、通常想定される範囲内のものにとどまるため、同号本文に該当しない。</p> <p>エ 本件教員の見解は、公開することにより個人の権利利益が害されるおそれがある。 オ 被害児童生徒の見解は、特定の個人が識別され、又は識別され得るものではない。また、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。</p> <p>カ 校長の本件教員に対する評価は、校長が識別され得る情報であるとともに、その内容には、本件教員に対する具体的な評価や本件教員の反省、心情の吐露等が含まれているため、公開することにより本件教員の権利利益が害されるおそれがある。</p> <p>キ 市教育委員会の見解は、校長・本件教員に対する処分に直接関係する具体的な評価であるため、公開することにより、校長等の権利利益が害されるおそれがある。</p> <p>(2) 条例第5条第1号ただし書該当性について ア 条例第5条第1号ただし書イ該当性について (ア) 保護者の言動等のうち、条例第5条第1号本文に該当する部分は、本件教員に対する具体的な評価及び校長の保護者の行動に対する個人的な認識であるため、ただし書イに該当しない。 (イ) 市教育委員会の見解は、校長・本件教員に対する処分に直接関係する具体的な評価であり、身分の取扱いに関する情報に当たるため、ただし書イに該当しない。</p> <p>イ 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について (ア) 本件教員の年齢・保護者の言動等は、ただし書ウに当たらない。 (イ) 教員の体罰は、学校教育法第11条で禁止されている非違行為であるが、教員による指導の過程でなされていることから、当該職務遂行の内容に係る情報に該当すると解されるので、次に掲げる情報は、ただし書ウに当たる。 a 体罰発生場所の教室の学年 b 本件教員の担当教科、担当学年及び校務分掌 c 校長の本件教員に対する評価のうち、本件教員の校務分掌に係る部分及び本件教員の担当学年が識別できる部分 (ウ) 本件教員の見解のうち、本件教員の反省、心情の吐露等の部分は、ただし書ウに当たらない。しかし、その余の部分は、本件教員の実事経過に関する認識等であり、ただし書ウに当たる。 (エ) 校長の本件教員に対する評価のうち、本件教員に対する具体的な評価や本件教員の反省、心情の吐露等の部分は、ただし書ウに当たらない。しかし、その余の部分は、校長の実事経過に関する認識や本件教員に対する一般的な評価、指導内容等であるので、ただし書ウに当たる。 (オ) 市教育委員会の見解は、校長及び本件教員の身分の取扱いに関する情報に当たるため、ただし書ウに当たらない。</p> <p>2 条例第5条第4号該当性について 保護者の言動等については、公開されることにより、今後、保護者の発言が抑制される場合が皆無とは断言できない。しかし、被害児童生徒の保護者に対する聴取は校長等が行ったものであり、学校外の第三者による聴取の場合のように、その内容が新たに学校側に知られることによって発言が抑制されるということもあり得ない。また、その内容には、発言した保護者が識別され得る情報は含まれていないこと及び前記1で判断したとおり、本件教員に対する具体的な評価等の部分については、公開することは適当でない旨判断していることから、その他の情報を公開することにより、今後の校長等が行う事情聴取の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。</p>
<p>申年月日</p>	<p>平成15年8月4日(答申第143号)</p>

答申第 144 号

件名	特定の県立高等学校職員会議録一部非公開の件（諮問第 233 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 12 年 1 月から平成 14 年 3 月までの特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）通信制の職員会議録（以下「本件行政文書」という。）である。		
請求年月日	平成 14 年 3 月 18 日	諾否決定年月日	平成 14 年 5 月 16 日（4 月 1 日付けで決定期限延伸）
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（県立学校）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	<p>1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され若しくは識別され得る、又は特定の個人を識別できないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>2 県の機関が行う事務等に関する情報であって、公開することにより、継続中の教育指導の円滑な実施及び今後反復継続される教育指導の円滑な実施を著しく困難にする。</p>		
不服申立年月日	平成 14 年 6 月 18 日		
不服申立ての趣旨	<p>本件行政文書のうち、次の部分を非公開とした処分の取消しを求める。</p> <p>1 平成 12 年度の本件高校通信制の入学式における国旗・国歌反対行動に関する記述</p> <p>2 平成 13 年 3 月 23 日に起きた本件高校の特定の教諭（以下「本件教諭」という。）に関する暴力事件（以下「3 月事件」という。）に関連する記述</p>		
不服申立ての理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当の点について</p> <p>(1) 職員という身分を利用して、勤務時間中に行われた違法な国旗・国歌反対行動については、納税者である県民に対し情報公開し、説明をする責任が発生するので、公開すべきである。</p> <p>(2) 国旗・国家に関する校長の提案に対する賛否の人数だけでは、特定の個人を識別することはできない。</p> <p>(3) 本件行政文書の内容が生徒の個人識別情報であるというのであれば、生徒の氏名だけを非公開とすればよい。</p> <p>(4) 本件行政文書を、個人のプライバシーが記載されていることを理由に公開できないというのであれば、起訴について確定していない 3 月事件について職員会議で論じられること自体がおかしい。3 月事件は、本件教諭がねつ造した自作自演の暴力事件であり、当事者の一方の言い分だけが記録として残るのはおかしい。</p> <p>(5) 教職員の氏名は、非公開でよいとしても、発言内容は公開すべきである。</p> <p>2 条例第 5 条第 4 号該当の点について</p> <p>(1) 3 月事件の一方の当事者である本件教諭は、生徒が対話を求めたのに対して、一切の対応を拒否するという差別を行い、指導を放棄した。したがって、教育委員会が 3 月事件に関連する記述を継続している生徒の指導に関する内容と説明するのは誤りである。</p> <p>(2) 3 月事件に関連する記述は、生徒指導という観点からではなく、犯罪行為という観点から判断すべきである。現時点では、当事者の双方とも不起訴処分ということで片が付いているので、犯罪行為として継続しておらず、公開すべきである。</p>		
諮問年月日	平成 14 年 8 月 7 日		
審査会の結論	不服申立て対象となった情報のうち、一部は公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>ア 卒業式・入学式における国旗・国歌の指導に係る校長の提案に対する賛否の人数に係る部分（以下「賛否人数」という。）は、特定の個人を識別することはできないが、国旗・国歌の指導に係る賛否は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であり、これを公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがある。</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>イ 継続している生徒の指導に関する内容に係る部分(以下「指導等の内容」という。)のうち、次に掲げるものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る。 (ア) 本件生徒の氏名及び本件生徒が識別され得る情報 (イ) 教職員の氏名及び教職員が識別され得る情報 (ウ) その他の関係者の氏名</p> <p>ウ 指導等の内容のうち、次に掲げる情報は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であり、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがある。 (ア) 教職員の思想・信条及び心情を吐露する部分 (イ) 本件生徒及びその他の関係者の思想・信条、教職員に対する具体的言動並びに本件生徒に対する評価に関わる部分</p> <p>(2) 条例第5条第1号ただし書該当性について ア 条例第5条第1号ただし書イ該当性について 職員会議において議題となった本件生徒の指導等に関する教職員の言動等の内容は、教職員の立場に基づくものと自己の思想・信条に基づくものが密接不可分な関係にあり、これらの情報が明らかにされると、特定の教職員個人の思想・信条が公開されることになると考えられる。このような情報に関する教職員の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とまでは認められない。</p> <p>イ 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について (ア) 教職員の職名については、職員会議における教職員としての職務遂行の内容に関して記載されたものであるため、同号ただし書ウに該当する。 (イ) 賛否人数は、確かに職員会議における教職員の職務遂行の内容に係る情報としての面を有するが、同時に、国旗・国歌の指導に係る賛否に関わる情報であるため、個人の思想・信条に関する情報としての側面も有するものと認められる。このような情報は、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であり、これを公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるので、同号ただし書ウに該当しない。 (ウ) 指導等の内容は、本件高校の教職員の本件生徒に対する指導や対応に関する情報であるが、このうち、前記(1)ウに掲げる情報は、教職員の立場に基づく職務遂行の内容に係る情報としての面と個人の思想・心身の状況等に関する情報としての面とが密接不可分な関係にあり、これらの情報が公開されることにより、特定の教職員個人の思想・心身の状況等が明らかにされることになると考えられる。このような情報は、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であり、これを公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるので、同号ただし書ウに該当しない。</p> <p>2 条例第5条第4号該当性について 指導等の内容には、生徒の指導等に関する教職員相互の率直な意見交換の過程が記載されている部分があり、こうした部分が公開されると、継続している本件生徒に対する今後の指導等を著しく困難にし、今後も行われる同様の生徒指導等においても著しい支障が生じると認められるため、同条第4号に該当する。 その余の部分は、生徒の指導等に関する事実の経過が記載されているにすぎないため、同条第4号に該当しない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成15年8月4日(答申第144号)</p>

答申第 145 号

件名	採石業務管理者変更届一部非公開の件（諮問第 242 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の 2 法人（以下「本件法人」という。）が知事に提出した採石業務に係る登録事項変更届書（以下「本件行政文書」という。）及び添付書類であり、このうち不服申立ての対象となったのは、本件行政文書に記載された変更の理由である。		
請求年月日	平成 14 年 1 月 1 日	諾否決定年月日	平成 14 年 1 月 29 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（県土整備部砂防海岸課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る。		
不服申立て年月日	平成 14 年 1 月 3 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 採石業務管理者（以下「業務管理者」という。）は、採石業に係る登録事項の一つであるが、本件法人のうち、一つの法人については、前任の業務管理者が退任した後、後任の業務管理者が選任されるまでの間、2 ヶ月半以上業務管理者が不在であった。これは、採石法に違反するものであり、事実関係を明らかにするためにも変更の理由は公開されるべきである。</p> <p>2 本件行政文書に記載された変更の理由は個人に関する情報であるため公開できないというのが実施機関の説明であるが、業務管理者は選任されていないのであるから、変更の理由は、個人に関する情報ではなく、事業者である本件法人に関する情報である。そして、選任されていないということはあくまでも本件法人の責任である。</p>		
諮問年月日	平成 14 年 1 月 1 日		
審査会の結論	本件行政文書に記載された変更の理由は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができるとしている。</p> <p>(2) 本件行政文書は、本件法人が採石業者として登録を受けた事項の一部である業務管理者の変更を届け出たものであり、変更の理由には、当該法人において業務管理者を変更した理由が記載されている。</p> <p>(3) 非公開とされた変更の理由は、本件法人の業務に関する情報であって、その内容も業務管理者が変更される場合の理由として通常想定される範囲にとどまるものであり、当該業務管理者の個人に関する情報には当たらないものと解される。したがって、当該情報は、同号本文に該当しないと判断する。</p>		
答申年月日	平成 15 年 8 月 4 日（答申第 145 号）		

答申第 146 号

件名	特定の2法人の業務管理者等に係る調査報告書一部公開の件（諮問第 246 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、採石法（以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき実施した、特定の2法人（以下「本件法人」という。）の採石業務に関する業務管理者等に係る調査の報告書である。		
請求年月日	平成 14 年 11 月 25 日	諾否決定年月日	平成 14 年 12 月 27 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	知事（土木事務所）
非公開根拠条	条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る。		
第三者照会の実施	公開請求に対する諾否決定に先立って、条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、本件法人に対して意見書提出の機会を与えた。		
不服申立人	第三者照会において反対意見書を提出した本件法人である。		
不服申立年月日	平成 15 年 1 月 16 日	不服申立ての趣旨	一部公開処分を取り消し、全部非公開とすることを求める。
不服申立ての理由	<p>1 現在の社会状況の中で本件行政文書が公開されることにより、本件法人の競争上の地位を害し、又は係属中の訴訟に影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>2 本件行政文書が公開されることにより、本件法人のイメージが悪くなる可能性があることから、本件法人の競争上の地位を害するおそれがある。</p>		
諮問年月日	平成 15 年 1 月 23 日		
審査会の結論	本件行政文書を一部公開するとしたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件不服申立ての対象は、原処分において公開するとされた部分であり、不服申立人は、当該部分が条例第 5 条第 2 号に該当する旨主張しているため、この点について判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 2 号該当性について 「指導事項」、「是正措置」等は、調査の結果に基づき本件法人に対して行った指導事項及び本件法人が行う是正措置を記録したものである。当該情報を公開すれば、本件法人が実施機関からは是正指導を受けたことが明らかとなる。 しかし、是正指導は、本件法人に対し法を遵守し、再発防止のための対応を実施することを求めているに過ぎないものであり、本件行政文書の記載内容にかんがみると、当該情報を公開することにより、本件法人の正当な利益を害するとは認められない。 上記以外の情報についても、行政内部での処理手続上の情報、本件法人の認可及び登録の内容に関する情報並びに実施機関が調査により確認した事実についての情報であり、公開することにより、本件法人の正当な利益を害するとは認められない。 したがって、これらの情報は、条例第 5 条第 2 号本文に該当しないと判断する。</p>		
答申年月日	平成 15 年 8 月 4 日（答申第 146 号）		

答申第 147 号

件名	民間退職金支給実態調査資料等一部非公開の件（諮問第 234 号）		
請求文書の概要	<p>本件請求対象文書は、神奈川県（以下「県」という。）が平成 12 年度に実施した「神奈川県らしい税制づくりを考える県民集会」における質問に対して、県のホームページにおいて回答した内容に基づいて不服申立人が請求した以下の文書である。（1）「給与事務ハンドブック」の退職手当についての記載部分（2）概ね 5 年ごとに国で調査する民間の退職金の支給実態の調査資料及び国家公務員の最新と過去 3 回分の退職金の資料（以下「国の調査資料」という。）（3）国と県、民間企業との均衡資料（以下「三者の均衡に関する資料」という。また「国の調査資料」及び「三者の均衡に関する資料」について、以下「本件行政文書」という。）</p>		
請求年月日	平成 14 年 6 月 24 日	諾否決定年月日	平成 14 年 7 月 8 日
諾否の決定内容	一部非公開（文書不存在）	実施機関	知事（総務部人事課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	本件行政文書は、作成又は取得していないため。		
不服申立年月日	平成 14 年 8 月 21 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 インターネットで見えた県のホームページにおける退職金の説明内容の真偽を確認するため、本件公開請求をしたところ、本件行政文書は存在しないということだが、これらの資料がなければ内容の真偽は判定できない。</p> <p>2 実施機関が、国の調査資料を行政文書として入手していないとすると、どうして国が 5 年ごとに調査していることを知り得たのか疑問である。</p> <p>3 過去に実施機関から不服申立人へあてて回答した文書において、実施機関が国の調査資料を入手したと思われる記述がある。</p> <p>4 県が、三者の均衡に関する資料を作成していないにもかかわらず、均衡を図っているといえるか疑問である。国、県及び民間の資料があつて、初めて均衡を図るといえるはずである。</p>		
諮問年月日	平成 14 年 9 月 9 日		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書を作成又は取得していないため、存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審査会の判断理由	<p>本件行政文書の存否について</p> <p>1 国の調査資料について</p> <p>(1) 県のホームページにおける退職金に関する記載内容は、一般に販売されている刊行物である『公務員の退職手当法詳解』及び「人事院月報」の記載に基づいて記述することは可能であると認められ、国が概ね 5 年ごとに調査を行っていることは上記の刊行物から知り得たのであり、国の調査資料を取得したため知り得たわけではないとの実施機関の説明は、首肯できる。</p> <p>(2) 実施機関が参照した『公務員の退職手当法詳解』及び「人事院月報」は、条例第 3 条第 1 項ただし書第 1 号に規定する「新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に該当し、同条同項本文で規定する行政文書には該当しないものと解される。</p>		

	<p>(3) 不服申立人は、過去に実施機関から不服申立人へあてて回答した文書に、実施機関が国の調査資料を取得したと思われる記述があると主張している。しかし、その内容は、国では、退職手当について民間の状況を調査していること及びその調査結果が「人事院月報」に公表されているというものであり、当該部分は、実施機関が当該「人事院月報」を参照することにより記述したものと考えられる。</p> <p>(4) 以上のことからすると、国の調査資料を取得していないとする実施機関の説明は、首肯できる。</p> <p>2 三者の均衡に関する資料について</p> <p>(1) 実施機関は、三者の均衡を図ることについては、国が民間企業の支給実態を調査した上で、支給率を決定し、県は国が決定した支給率に準拠することにより、民間との均衡を図る仕組みになっているため、三者の均衡に関する資料を県が独自に作成しているわけではないと説明している。</p> <p>(2) 県のホームページの記載は、実施機関の説明と合致するものであり、こうした方法によって、三者の均衡を図ることは手法として十分考えられるものである。</p> <p>したがって、国が民間企業の支給実態を調査した上で決定した支給率に準拠することにより、民間との均衡を図る仕組みになっているため、三者の均衡に関する資料を県が独自に作成しているわけではないとする実施機関の説明は、首肯できる。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成15年9月1日（答申第147号）</p>

答申第 148 号

件名	道路使用許可申請書等一部非公開の件（諮問第 236 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、横浜市営地下鉄工事に伴い、その周辺道路において、工事の支障となる既設の電気・ガスの埋設物を移設する工事に関して、特定の警察署長に提出された道路使用許可申請書及びその添付書類である。		
請求年月日	平成 14 年 7 月 3 日	諾否決定年月日	平成 14 年 7 月 17 日
諾否決定の内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため。		
不服申立年月日	平成 14 年 9 月 13 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 申請者の氏名及び印影並びに現場責任者の氏名及び携帯電話番号（以下「申請者の氏名等」という。）について</p> <p>(1) 押なつされている印影は、実印ではなく三文判か認印のたぐいである。フルネームではないので個人が識別されることはなく、非公開の理由に当たらない。</p> <p>(2) 横浜市道路占用規則等（以下「占用規則等」という。）により、工事標示板の裏面には道路使用許可証（以下「許可証」という。）を貼付し、既に公表することになっているので、公開を拒む法益を有しない。また、本件工事に関しては、工事標示板の裏面に許可証が貼付されているのを確認した。</p> <p>2 決裁欄の課（隊）員及び受付の欄に押なつされた印影（以下「警部補以下の印影」という。）について</p> <p>(1) 個人が印鑑登録済の実印を申請書に押なつすることは考えられない。</p> <p>(2) 警察職員の印影を公開するか非公開とするかの判断が、職階により区別されるというのは、合理的な理由とは認められない。</p> <p>(3) 警察のみが公権力を行使する特殊な機関ではなく、行政代執行等により公権力を行使し得る機関は他にも存在する。横浜市に情報公開請求をしたところ、交通局職員の氏名については、役職にかかわらず、すべて公開している。また、横浜市は、道路使用（占用）許可協議書の決裁欄の印影についても、すべて公開している。</p> <p>(4) 決裁欄に押なつされた印影は、職務上押印しているのであり、職務上の行為は名前も印影も、すべて公開すべきである。</p>		
諮問年月日	平成 14 年 10 月 2 日		
審査会の結論	特定の警察署長に提出された道路使用許可申請書及びその添付書類のうち、道路使用許可申請書に関して、申請者の氏名及び印影、現場責任者の氏名及び携帯電話番号並びに決裁欄の課（隊）員及び受付の欄に押なつされた警部補以下の階級にある警察官の印影を非公開としたことは、妥当である。		

<p>審査会の 判断理由</p>	<p>1 条例第5条第1号本文該当性について 申請者の氏名等及び警部補以下の印影は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であって、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第5条第1号ただし書ア該当性について (1) 占用規則等は、条例第5条第1号ただし書アに規定する「法令又は条例」に該当しないと考えられる。また、占用規則等により公表されることとなる情報は、道路法上の道路占用許可に係るものであって、道路使用許可申請書に記載されている情報と必ずしも一致するものでもないことから、申請者の氏名等は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」とは認められないので、同号ただし書アには該当しないと判断する。 (2) 警部補以下の印影は、法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報とは認められないので、同号ただし書アには該当しないと判断する。</p> <p>3 条例第5条第1号ただし書イ該当性について (1) 占用規則等において、許可証を工事標示板に貼付すべき旨の規定はなく、実施機関が確認したところ、本件工事について申請者が許可証を貼付した事実もないとのことであるから、申請者の氏名等は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イには該当しないと判断する。 (2) 当審査会で調査したところ、昭和46年以降、警部補以下の階級にある者（相当職を含む。）の氏名は、神奈川県職員録に掲載されておらず、また、昭和48年以降、新聞の異動記事でも公表されていない事実が認められることから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、警部補以下の印影もこれと同様に解すべきであることから、当該情報は、同号ただし書イには該当しないと判断する。</p> <p>4 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について 印影は職務の遂行として押なつされたものであっても、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報に含まれるものとは認められず、同号ただし書ウには該当しないと判断する。</p> <p>5 条例第5条第1号ただし書エ該当性について 申請者の氏名等及び警部補以下の印影は、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、同号ただし書エには該当しないと判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成15年9月1日</p>

答申第 149 号

件名	県立高等学校転編入学試験合否判定会議録等一部非公開の件（諮問第 107 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 12 年 4 月に特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）で実施された転編入学試験において 2 人の生徒の合否を取り違えて通知した事件に係る合否判定会議録及び会議資料（以下「本件行政文書」という。）である。		
請求年月日	平成 12 年 5 月 29 日	諾否決定年月日	平成 12 年 6 月 12 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（教育部高校教育課）
非公開根拠	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある。		
不服申立年月日	平成 12 年 6 月 29 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 実施機関は、本件行政文書に記載された教員の印影、各学年の受検者数等、合否判定会議録及び会議資料の一部を条例第 5 条第 1 号に該当するとして非公開としたが、条例は公務員の職及び当該職務遂行の内容に関する情報の公開を認めており、当該非公開部分は非公開情報ではない。本件処分は条例の解釈を誤ったものであり、条例に違反している。</p> <p>2 実施機関は、本件高校が特定される情報が公開された場合、生徒が疑心暗鬼となり生徒間で詮索等が行われること及び誤った合否通知を受けた生徒のみならずすべての生徒が、本来自分は不合格だったのではないかと思ひ込み、個人的に追い詰められる可能性があることを非公開の理由にしているが、このことと本件行政文書を公開することとは直接関係がない。</p>		
諮問年月日	平成 12 年 7 月 13 日		
審査会の結論	<p>本件行政文書のうち、次に掲げる情報を除いて公開すべきである。</p> <p>(1) 合否判定会議録のうち、不合格者が識別され得る情報</p> <p>(2) 会議資料のうち、転編入生各人に関する情報を記載した表（表題等表の枠外の記載及び表頭の項目を除く。）</p>		
審査会の理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>(1) 本件行政文書のうち、次に掲げるものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>ア 会議録のうち、教員（校長、教頭、司会及び記録）の印影</p> <p>イ 会議録のうち、不合格者が識別され得る情報</p> <p>ウ 会議資料のうち、転編入生各人に関する情報を記載した表（表題等表の枠外の記載及び表頭の項目を除く。）</p> <p>(2) 次に掲げた情報は、これを公開することにより、本件高校を特定し得るものと認められる。しかし、本件高校の平成 12 年度の転編入者数からすると、本件高校が特定されることによって、特定の個人が識別され得るとは認められない。また、当該情報の内容は、転編入に係る統計数字や期日等であり、個人の人格と密接に関連する情報とは認められず、公開することにより、実施機関が危惧するような学校運営及び指導上の不都合が生じる可能性を全く否定することはできないにしても、それによって特定個人の権利利益を害するおそれがあるとまでは認められない。したがって、当該情報は条例第 5 条第 1 号本文に該当しないと判断する。</p> <p>ア 会議録及び会議資料の表題の一部</p> <p>イ 会議録及び会議資料の日付</p> <p>ウ 会議録のうち、転編入生の学年、各学年の受検者数及び合格者数</p> <p>エ 会議録のうち、合否判定基準に関する情報</p> <p>オ 会議録のうち、連絡事項の一部</p> <p>カ 会議資料のうち、転編入生の志願者数、欠席者数及び受検者数</p> <p>キ 会議資料のうち、転編受検者特記事項分布状況</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について</p> <p>本件行政文書のうち、会議録に記載された教員（校長、教頭、司会及び記録）の印影については、本件高校における合否判定事務という本件高校の教員としての職務の遂行に関して記載されたものであり、職務の遂行に関する職員の氏名は、職員録等により公にされている</p>		

	ことなどから、当該情報は、同号ただし書イに該当すると判断する。
答申年月日	平成15年10月9日（答申第149号）

答申第 150 号

件名	県立高等学校転編入学試験の合否判定に係る意思決定関連書類不存在的件（諮問第 115 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 12 年 4 月に特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）で実施された転編入学試験で誤って合格通知を渡された生徒（以下「本件生徒」という。）の転入を認めた意思決定に関する書類（以下「本件行政文書」という。）である。		
請求年月日	平成 12 年 6 月 29 日	諾否決定年月日	平成 12 年 7 月 10 日
諾否決定内容	公開拒否（文書不存在的）	実施機関	教育委員会（教育部高校教育課）
非公開根拠	—		
非公開理由	<p>1 転入学許可の決定は学校教育法施行規則第 61 条第 1 項の規定により、転学先の校長が行うことになっており、教育庁が転学許可を行った事実はなく、教育庁は本件行政文書を作成していない。</p> <p>2 本件高校では、不合格であった生徒に誤って合格通知が渡された事実が判明したため、直ちに事後の対応について検討した。この結果、本件高校の校長が教育的な配慮から本件生徒には事実を伝えずに引き続き在籍を認める決定を行い、臨時の教職員打合せの際に口頭で伝達した。本件高校に確認したところ、本件高校にはその際の意思決定に関する記録は存在しないとのことであった。</p> <p>3 本件については、本件高校の校長から教育庁に対して、本件の事実の概要と処理の結果を記載した報告書（以下「事故報告書」という。）が事後に提出されているが、事故報告書には、本件生徒の在籍を引き続き認める旨の意思決定の経緯は記載されておらず、請求趣旨には合致しないため、事故報告書は請求対象文書に該当しないと判断した。</p>		
不服申立年月日	平成 12 年 7 月 27 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分（不存在的）の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 県立高校の転編入学試験において誤った合否通知が生徒に渡された事件として新聞報道もされた本件は、生徒の合否に係る重大な問題であって、決して軽易な問題ではない。神奈川県教育庁等文書管理規則では軽易な事項を除いて文書を作成することになっており、このような重大な問題に関する文書が存在しないのは不自然である。</p> <p>2 当初は口頭で報告されていたとしても、事後には本件高校で事件のてん末に関する文書が作成されているはずであり、本件高校から教育庁に本件のてん末に関する報告書が提出されていないことはあり得ない。</p> <p>3 本件については、実施機関が記者発表をしている以上、本件高校からの報告書がない状態で教育庁が関係者から情報を得て、それをそのまま発表したとは考えられず、教育庁自身が本件行政文書を作成していないはずがない。</p>		
諮問年月日	平成 12 年 8 月 8 日		
審査会の結論	実施機関が本件行政文書は作成していないため存在しないと、公開を拒んだことは、相当である。		
審査会の判断理由	<p>本件行政文書の存否について</p> <p>(1) 当審査会が、本件高校から実施機関に提出された事故報告書を実際に見分したところ、本件の事実の概要とその処理の結果については記載されているが、校長が本件生徒の転入を認めた意思決定を行った経緯が記載されているとは認められない。したがって、「誤って合格通知を渡された生徒の転入を認めた意思決定に関する書類一式」という不服申立人の請求趣旨には合致しないと考えられるため、請求対象文書には該当しないと実施機関が判断したことは首肯できる。</p> <p>(2) 本件生徒の転入学許可を本件高校の所属長である校長自身が決定し、教職員に口頭で伝達していることからすると、本件生徒の転入学を認めた意思決定に関する文書が作成されなかったとの実施機関の説明は、不自然とはいえない。また、転入学許可の決定は、転学先の校長が行うことになっていることからすると、教育庁が転入学許可の決定を行った事実はなく、当該意思決定に関する文書を教育庁において作成していないとの実施機関の説明は首肯できる。</p>		
答申年月日	平成 15 年 10 月 9 日（答申第 150 号）		

答申第 151 号

件名	名誉毀損事件に係る事件指揮簿一部非公開の件（諮問第 243 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の警察署が取り扱った名誉毀損事件に係る警察署長事件指揮簿であり、本件名誉毀損事件の捜査着手から結了までの捜査経緯、特定の警察署長による捜査指揮の内容等が記載されている。		
請求年月日	平成 14 年 10 月 11 日	諾否決定年月日	平成 14 年 10 月 22 日
諾否決定の内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 6 号		
非公開理由	<p>1 特定の個人が識別され、又は識別され得る情報及び個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため。</p> <p>2 犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。</p>		
不服申立ての年月日	平成 14 年 12 月 13 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 実施機関は、氏名の欄を非公開とした理由について特定の個人が識別される情報に該当する旨説明しているが、アスタリスク記号で上書きして氏名を消せば、特定の個人が識別されるおそれはなくなる。公開する公益上の必要性和公開することにより生ずる支障を利益考慮し、公益上の必要性が高い場合には、個人の権利利益を害するおそれのある情報であっても公開されるべきであるから、関係者の氏名については、公開されるべきである。</p> <p>2 本件名誉毀損事件は、名誉毀損罪の保護法益である外部的名誉のない者に対する事件であり、犯罪の構成要件に該当しないものであるから、本件名誉毀損事件に係る捜査は違法不当である。違法な職務遂行に基づく情報は、すべて公開されるべきである。</p> <p>3 条例第 5 条第 6 号の規定は、適法な職務遂行に基づく情報について適用されるものであり、本件捜査のように、違法な職務遂行に基づく情報には適用されない。</p> <p>4 本件行政文書は、警察の違法行為を弾劾するための裁判で疎明資料として使うものであるから、公益上の理由及び必要性がある。また、本件名誉毀損事件をめぐる紛争の種を孫子の代まで残さず、早期に決着をつけておくことには、公益上の理由がある。</p> <p>5 本件行政文書に記載された情報は、違法な職務遂行に基づくものであり、それが請求者本人に係る情報である場合は、本人には、公開されるべきである。</p>		
諮問年月日	平成 14 年 12 月 18 日		
審査会論の結論	特定の警察署が取り扱った名誉毀損事件に係る警察署長指揮簿を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>被疑者、被害者、捜査主任官及び捜査担当者の氏名等は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、事件名に関する情報は、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であって、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>また、被疑者の身上関係及び供述内容並びに本件名誉毀損事件の詳細な経緯等は、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるので、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p>		

<p>審査会の 判断理由</p>	<p>2 条例第5条第1号ただし書イ該当性について</p> <p>被疑者及び被害者の氏名等並びに事件名に関する情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、条例第5条第1号ただし書イに該当しないと判断する。</p> <p>警察職員の氏名について、当審査会で調査したところ、昭和46年以降、警部補以下の氏名は、職員録に掲載されておらず、また、昭和48年以降、新聞の異動記事でも公表されていない事実が認められることから、捜査担当者の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、条例第5条第1号ただし書イに該当しないと判断する。</p> <p>3 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について</p> <p>捜査主任官の職名及び捜査担当者の職名等については、公務員の職務の遂行に関して記載されたものであり、条例第5条第1号ただし書ウに該当すると判断する。</p> <p>なお、不服申立人は、違法な職務遂行に基づく情報は本号ただし書ウの規定を根拠にすべて公開すべきである旨主張しているが、公務員の職務遂行自体が適法であるか否かは、本号該当性の判断に影響を及ぼすものではないと考える。</p> <p>4 条例第5条第6号該当性について</p> <p>捜査主任官及び捜査担当者の氏名等が公開されると、当該警察官が特定され、被疑者等から嫌がらせを受けるなど、その生命、身体等の安全を脅かす犯罪が誘発されることが十分予想され、実施機関が犯罪の予防に重大な支障を及ぼすおそれがあると判断したことには、合理的な理由があると認められ、条例第5条第6号に該当すると判断する。</p> <p>また、捜査方針等の情報が公開されると、捜査の手の内が明らかとなり、検挙に至らない程度の同種事件が敢行される等の対抗措置が取られることが十分予想され、実施機関が犯罪の予防及び捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあると判断したことには、合理的な理由があると認められ、条例第5条第6号に該当すると判断する。</p> <p>5 条例第7条該当性について</p> <p>本諮問案件においては、実施機関は、本件非公開情報について条例第5条第1号及び第6号に該当すると判断した上で、当該情報を非公開とすべき必要性を超えて公益上公開すべき特別の必要がないと判断したものであって、実施機関としての裁量を誤ったものではないと認めない。</p> <p>6 個人に関する情報の本人への公開について</p> <p>条例に基づく請求者は、県民等の一人として、所定の要件の下において行政文書の公開を求めることができるにとどまり、そこに記載されている情報が請求者本人の個人に関する情報であることを理由に、特別に行政文書の公開を受けることまで認められたものではないと解すべきであるから、仮に請求者本人に係る情報であったとしても、そのことを理由に非公開とされる個人に関する情報を公開することは認められないと判断する。なお、不服申立人は、違法な職務遂行に基づく情報は公開すべきである旨主張しているが、公務員の職務遂行自体が適法であるか否かは、上記の判断に影響を及ぼすものではないと考える。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成15年11月20日（答申第151号）</p>

答申第 152 号

件名	通信傍受法に基づく令状請求に係る文書等不存在の件（諮問第 244 号）		
請求文書の概要	実施機関が犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「通信傍受法」という。）の規定に基づいて、平成 11 年 12 月から平成 12 年 5 月までの期間（以下「特定期間」という。）において不服申立人を当事者とした通信傍受を行うために、裁判官に請求したとされる傍受令状の請求書及び同令状に基づき作成されたとされる通信の記録（以下「本件行政文書」という。）である。		
請求年月日	平成 14 年 12 月 3 日	諾否決定年月日	平成 14 年 12 月 12 日
諾否決定の内容	公開拒否（不存在）	実施機関	警察本部長
非公開根拠条項	—		
非公開理由	本件行政文書は、作成していないため。		
不服申立年月日	平成 14 年 12 月 16 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求め
不服申立ての理由	<p>1 実際令状に基づく盗聴・盗撮が行われたと考えるので、本件行政文書は、存在するはずである。</p> <p>存在しないとすれば、日本は、公然と人権侵害を行い得る無法国家ということになる。</p> <p>2 不服申立人は、実施機関の職員が何らかの書類を隠蔽している旨の話をしているのを聞いている。盗聴・盗撮という違憲な行為に対する訴訟において、本件行政文書は、重要な証拠となるのであるから、本件行政文書を提出して誠意を示してもらいたい。</p>		
諮問年月日	平成 14 年 12 月 25 日		
審査会の結論	実施機関が、通信傍受法の施行前であるため、同法に基づく傍受令状の請求書及び通信傍受の記録は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審査会の判断理由	<p>○ 本件行政文書の存否について</p> <p>通信傍受法は平成 11 年 8 月 18 日に公布され、平成 12 年 8 月 15 日に施行されている。</p> <p>法律の効力は法律が施行されたことにより発生するものであるが、不服申立人が本件公開請求の対象とする特定期間は、通信傍受法の施行期日よりも前であるから、裁判官に対して傍受令状を請求し、裁判官から当該傍受令状の発付を受けて通信傍受を行い、その記録を作成することはあり得ないと考える。したがって、本件行政文書は存在しないという実施機関の説明は首肯できる。</p>		
答申年月日	平成 15 年 12 月 18 日（答申第 152 号）		

答申第 153 号

件名	火薬類（煙火）消費許可申請書等一部非公開の件（諮問第 248 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の花火大会の主催者が火薬類取締法第 25 条の規定に基づき、火薬類消費について知事の許可を得るために提出した火薬類（煙火）消費許可申請書及びその添付書類である。		
請求年月日	平成 15 年 1 月 21 日	諾否決定年月日	平成 15 年 1 月 31 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（地区行政センター）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。		
不服申立年月日	平成 15 年 3 月 10 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当の点について</p> <p>(1) 東京地裁平成 8 年（行ウ）第 31 号判決では、職務に関する氏名等の情報は公開されるべきとされているので、本件行政文書において非公開とされた情報（以下「本件非公開情報」という。）は、公開されるべきである。</p> <p>(2) どこの誰が、火薬類取締法で危険性があると認めている行為を行うのか、われわれの生命、身体、健康、生活又は財産等の安全を託しても大丈夫なのか知りたいのは当然であり、本件非公開情報は、条例第 5 条第 1 号ただし書エに該当する。</p> <p>(3) 本件申請書に記載された申請者である特定の法人（以下「本件申請法人」という。）の代表者の住所及び年齢は、一般の刊行物である特定の紳士録に掲載されており、一般人が誰でも簡単に閲覧できるので、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当する。</p> <p>(4) 小型船舶の登録等に関する法律は、船舶の所有者の氏名等を小型船舶登録原簿に登録することを規定し、また、原簿の謄本等の交付を何人も請求することができるとしている。したがって、船長名は条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当する。仮に漁船であったとしても、漁船法に同様の規定がある。</p> <p>2 条例第 5 条第 2 号該当の点について</p> <p>本件行政文書は、本件申請法人が花火大会を行うため、知事に対して許可申請をしたものであるため、本件非公開情報は、個人に関する情報ではなく、法人に関する情報であって、解釈運用基準に記載された条例第 5 条第 2 号の公開情報に該当する。</p>		
諮問年月日	平成 15 年 3 月 24 日		
審査会の結論	<p>本件行政文書の非公開部分のうち、次の部分は公開すべきである。</p> <p>1 本件申請法人の代表者の住所及び年齢</p> <p>2 煙火保安責任者の氏名、煙火連絡責任者の職及び氏名並びに煙火業者（煙火消費総責任者）、現場責任者（推進者）及び各消費現場責任者の氏名</p> <p>3 煙火打揚従事者名簿に記載された経験年数、手帳番号及び備考欄の記載</p>		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>煙火打揚従事者名簿に記載された経験年数、手帳番号及び備考欄の記載は、一般県民等からみて、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、個人を識別できるとは認められず、本文には該当しないと判断する。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 1 号ただし書ア該当性について</p> <p>ア 本件申請法人の代表者の住所については、商業登記法第 10 条第 1 項の規定により何人でも閲覧をすることができることとされている情報であるため、ただし書アに該当すると判断する。</p> <p>イ 小型船舶の登録等に関する法律及び漁船法のいずれにおいても、船舶の所有者は登録事項となっているものの、船長名は登録事項となっておらず、所有者は船長とは異なるので、船長名は、ただし書アに該当しないと判断する。</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>(3) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について</p> <p>ア 本件非公開情報は、公務員等の氏名等ではなく、申請者である特定の法人又は煙火製造業者の従業員等の氏名等であり、これら従業員等の氏名が記載された名簿等が公表されている事実も認められないことから、これらの情報はただし書イに該当しないと判断する。不服申立人が引用する判決は、公務員に関するものであるから本諮問案件の判断には影響しない。</p> <p>イ 本件申請法人の代表者の住所及び年齢は、一般に市販され、図書館等で容易に閲覧できる刊行物である特定の紳士録に掲載されていることから、これらの情報はただし書イに該当すると判断する。</p> <p>ウ 煙火打揚従事者名簿に記載された煙火打揚従事者氏名、生年月日及び住所は、煙火打揚従事者手帳を作成している特定の社団法人が一般に公表しているとは認められず、ただし書イに該当しないと判断する。</p> <p>(4) 条例第5条第1号ただし書エ該当性について</p> <p>ア 会場付近においては、様々な規模の煙火打揚げ等が繰り返し行われており、将来、同種の煙火打揚げ等の火薬類消費により、人の生命、身体等への危害が発生するおそれ否定できない。また、煙火打揚げ等に伴って発生する騒音等により、会場付近の住民の生活に少なからぬ影響を与えており、将来も同様に影響を与えることが予測される。</p> <p>こうしたことからすると、火薬類消費の各部署等における責任の所在を明確にするために記載された現場責任者等の職及び氏名は、これを非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりも、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するためにこれを公開することの利益の方がより大きいと認められる。したがって、現場責任者等の職及び氏名は、ただし書エに該当すると判断する。</p> <p>イ 火薬類消費の各部署等における責任の所在は、現場責任者等の氏名等が公開されることにより明確になることからすると、現場責任者等の住所及び年齢については、ただし書エに該当しないと判断する。</p> <p>ウ 煙火打揚従事者名簿に記載された煙火打揚従事者氏名、生年月日及び住所並びに監視船の船長名については、火薬類消費の各部署等における責任の所在を明確にするために記載されたものとは認められず、ただし書エに該当しないと判断する。</p> <p>2 条例第5条第2号該当性について</p> <p>本件非公開情報は、本件申請法人及び特定の煙火製造業者に係るいわゆる法人等に関する情報であるが、それと同時に、いずれも特定の個人に関する情報でもあることから、条例第5条第1号に規定する個人に関する情報に該当すると判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成16年1月14日(答申第153号)</p>

答申第 154 号

件名	教育庁スポーツ課に係る執行何票兼支出命令票等一部非公開の件（諮問第 111 号）		
請求文書の概要	<p>本件請求対象文書は、次に掲げる文書である。</p> <p>1 平成 12 年 3 月分の県内旅費に係る執行何票兼支出命令票及びマイペースウォークかながわ 2000 開催費ほか 3 件の補助金に係る執行何票等並びにそれらの付属資料（以下「本件一部非公開文書」という。）</p> <p>2 特定のスポーツ振興団体（以下「振興団体」という。）の預金通帳における特定の日付に記載された金額の出納に関する文書（以下「本件公開拒否文書」という。）</p>		
請求年月日	平成 12 年 6 月 7 日	諾否決定年月日	平成 12 年 6 月 21 日
諾否決定内容	一部非公開及び不存在	実施機関	教育委員会（教育部スポーツ課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	<p>1 本件一部非公開文書について 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され若しくは識別され得る、又は特定の個人を識別できないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>2 本件公開拒否文書について 本件公開拒否文書は、振興団体が管理する文書であり、実施機関では管理していないため。</p>		
不服申立年月日	平成 12 年 6 月 29 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分及び公開拒否処分の取消しを求め
不服申立ての理由	<p>1 本件一部非公開文書について</p> <p>(1) 職員番号及び級・号給は、非公開情報ではない。</p> <p>(2) 各実行委員会委員等の所属団体名、役職名及び氏名並びに写真中の顔部分は、県費で運営している事業に関するものであり公開しても支障がない。</p> <p>2 本件公開拒否文書について</p> <p>(1) 実施機関と振興団体は別の組織であり、振興団体の業務は実施機関の職員が職務専念義務を免除（以下「職専免」という。）されて行っている旨説明するが、振興団体の事務局は実施機関の事務室内にあり、職専免を受けていない職員が業務に関与している。</p> <p>(2) 実施機関は、過去に振興団体の預金通帳を複数回にわたり公開している。</p> <p>(3) 実施機関は、振興団体に分担金を支出しており、振興団体から提出された文書が存在するはずである。</p>		
諮問年月日	平成 12 年 7 月 25 日		
審査会の結論	<p>1 本件一部非公開文書について不服申立ての対象となった情報のうち、各実行委員会委員等の所属団体名、団体役員の役職名及び氏名、会場写真等を公開すべきである。</p> <p>2 本件公開拒否文書を管理していないため、存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。</p>		
審査会の判断理由	<p>1 本件一部非公開文書について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>ア 同号本文該当性について 職員番号及び級・号給並びに特定の個人が識別され得る委員等の役職名及び氏名並びに写真中の顔部分は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。</p> <p>イ 同号ただし書ア該当性について 財団法人の理事の氏名は、法人登記簿に記載されており、これらの情報は商業登記法により何人にも閲覧又は謄本、抄本等の交付が認められている情報であることから、同号ただし書アに該当する。</p> <p>ウ 同号ただし書イ該当性について 委員等が所属する団体は、一般的に広く県民等を対象とする開かれたスポーツ団体であり、こうした団体の多くがそのホームページや記念誌等で団体役員の役職名及び氏名を公表しているため、団体役員の役職名及び氏名は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と認められ、同号ただし書イに該当する。</p> <p>団体役員以外の者の役職名及び氏名は、同号ただし書イには該当しない。</p> <p>写真中の顔部分は、マイペースウォークかながわ 2000 の会場風景を撮影した写真中の個人の顔部分であり、同事業は広く県民を対象とした誰でも参加することができる開かれた</p>		

	<p>スポーツ行事であり、また、撮影場所も屋外の会場付近であり、誰もが目に触れることのできる場所であるため、同号ただし書イに該当する。</p> <p>(2) 同号ただし書ウ該当性について</p> <p>職員番号は、職員の人事・給与等の管理に関して個人を識別するために使用されることのある情報であり、個人の県採用年度等を推測することができる情報である。また、級・号給は、他に容易に取得し得る情報と照合することにより、個人の所得を推測できる情報である。これらの情報は、公務員の職務にかかわる情報ではあるが、当該公務員個人の私的側面を有する情報であり、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められず、同号ただし書ウには該当しない。</p> <p>2 本件公開拒否文書の存否について</p> <p>(1) 振興団体は、その構成から教育委員会とは別個の独立した団体であると認められる。また、実施機関の職員は、職専免を受けて振興団体の業務に従事しており、さらに振興団体の文書は実施機関の管理する行政文書とは別に振興団体の文書として管理しているため、振興団体が作成した文書は、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、実施機関が管理する文書とは認められない。</p> <p>(2) 過去に例外的な措置として振興団体の預金通帳を公開したとしても、このことをもって本件公開拒否文書を実施機関が管理する行政文書として取り扱うべきものとは解されない。</p> <p>(3) 実施機関が振興団体の預金通帳における特定の日付の時点では分担金を支出していないことからすると、振興団体から文書を取得していないとの実施機関の説明は首肯できる。</p> <p>(4) 現に実施機関の職員が職務上取得していない状態で、振興団体において管理されている文書は、行政文書には該当しない。</p> <p>(5) 以上のことからすると本件公開拒否文書は、存在しないものと認められる。</p>
答申年月日	平成 16 年 2 月 12 日（答申第 154 号）

答申第 155 号

件名	国民体育大会派遣旅費に係る執行何等一部非公開の件（諮問第 112 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 4 年度から平成 8 年度までの国体旅費に係る 49 件の執行伺い及びその添付書類（以下「本件行政文書」という。）である。		
請求年月日	平成 12 年 3 月 21 日	諾否決定年月日	平成 12 年 6 月 30 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（教育部スポーツ課）
非公開根拠条	条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため。		
不服申立年月日	平成 12 年 7 月 10 日	不服申立ての趣旨	一部非公開とした処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	実施機関である教育委員会は、本件行政文書のうち、領収証、委任状、選手団名簿に記載された選手及び監督の住所（以下「選手等の住所」という。）並びに職員旅費の執行伺いに記載された職員の給料表の級・号給（以下「級・号給」という。）を条例第 5 条第 1 号本文に該当するとして非公開としたが、本件処分は条例の解釈を誤っており、条例に違反し、不服申立人の権利利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 12 年 7 月 25 日		
審査会の結論	本件行政文書のうち、選手及び監督の住所並びに職員の給料表の級・号給を非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件行政文書に記載された選手等の住所及び級・号給は、個人に関する情報であり、既に公開されている部分の情報と照合することによって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について 選手等の住所については、実施機関が説明しているとおり、国体のパンフレット等により公表されている事実は認められず、また公表することが予定されている情報とも認められないため、同号ただし書イに該当しない。また、級・号給は、特定の職員の給料表における情報であり、教育委員会において、これを一般に公表している事実は認められず、また公表することが予定されている情報とも認められないため、同号ただし書イに該当しない。</p> <p>3 条例第 5 条第 1 号ただし書ウ該当性について 級・号給は、他に容易に取得し得る情報と照合することにより、個人の所得を推測できる情報であり、公務員の職務にかかわる情報ではあるが、当該公務員個人の私的側面を有する情報というべきであり、「公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められず、同号ただし書ウには該当しない。</p>		
答申年月日	平成 16 年 2 月 12 日（答申第 155 号）		

答申第 156 号

件名	特定の団体の会計簿等一部非公開の件（諮問第 114 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 9 年度の特定の団体の会計簿（以下「団体の会計簿」という。）並びに平成 10 年度及び平成 11 年度の特定の団体の運営費補助金執行伺い（以下「団体の補助金執行伺い」という。）という。団体の会計簿及び団体の補助金執行伺いを併せて以下「本件行政文書」という。）である。		
請求年月日	平成 12 年 6 月 29 日	諾否決定年月日	平成 12 年 7 月 13 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（教育部スポーツ課）
非公開根拠条	条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため。		
不服申立年月日	平成 12 年 7 月 17 日	不服申立ての趣旨	一部非公開とした処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>実施機関は、団体の会計簿における慶弔費支払先の個人の氏名、肩書及び続柄（以下「支払先氏名等」という。）、団体の運営費補助金執行伺いに添付されている団体の名簿における体育指導委員の住所、郵便番号及び電話番号（以下「体育指導委員の住所等」という。）並びに顧問及び参与の氏名、住所、郵便番号及び電話番号（以下「顧問等の氏名等」という。）が、個人に関する情報であって、条例第 5 条第 1 号本文に該当するとして非公開としたが、県費を費消した者に関する情報については公開の対象とすべきであり、実施機関が公開した情報のみでは県費使用の適正さが確認できない。</p> <p>よって、本件処分は、条例の解釈を誤っており、条例に違反し、不服申立人の権利利益を侵害している。</p>		
諮問年月日	平成 12 年 8 月 8 日		
審査会の結論	支払先氏名等、体育指導委員の住所等及び顧問等の氏名等を非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件行政文書に記載された支払先氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。 体育指導委員の住所等及び顧問等の氏名等は、個人に関する情報であって、他の容易に取得し得る情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について (1) 特定の団体において、支払先氏名等が一般に公表されているという事実は認められず、また、実施機関が説明しているとおり、同団体は、教育委員会とは別の団体であり、その運営費は市町村の協議会が負担しており、神奈川県財務規則とは別個の会計規則に基づいて行われていることからすると、支払先氏名等が公表することが予定されている情報であるとも認められない。 したがって、支払先氏名等は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められず、同号ただし書イには該当しないと判断する。 (2) 体育指導委員は、実施機関が説明しているとおり、市町村の教育委員会により委嘱された非常勤職員としての公務員であって、その氏名は市の広報等により公表されることを前提としているものの、体育指導委員の住所等については、こうした事実が認められないため、同号ただし書イには該当しない。 (3) 顧問及び参与は、実施機関が説明しているとおり、体育指導委員を退いた者であり、体育指導委員とは異なり既に公務員ではなく、顧問等の氏名等は、一般に公表されているとは認められず、公表することが予定されている情報とも認められない。 したがって、顧問等の氏名等は、同号ただし書イに該当しない。</p> <p>3 条例第 5 条第 1 号ただし書ウ該当性について (1) 体育指導委員の住所等は、公務員の職務の遂行に関する情報ではなく、当該公務員個人の私的な情報というべきである。したがって、体育指導委員の住所等は、同号ただし書ウには該当しない。 (2) 顧問等の氏名等のうち、住所、郵便番号及び電話番号については、顧問及び参与はいずれ</p>		

	れも体育指導委員を退いた者であり公務員ではないため、同号ただし書ウに該当しない。
答申年月日	平成16年2月12日（答申第156号）

答申第 157 号

件名	教育庁が所管する特定のスポーツ振興団体に係る支出命令票等不存在の件（諮問第 117 号）		
請求文書の概要	<p>本件請求対象文書は、次に掲げる文書である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 4 年度から平成 12 年度までの特定のスポーツ振興団体（以下「振興団体」という。）分支出命令票及びその付属書類一式（以下「振興団体分支出命令票等」という。） 不服申立人が別件の行政文書公開請求に基づいて平成 12 年 7 月 14 日に閲覧し、写しの交付を受けた執行伺い 49 件の文書に関する第三者告知に伴う書類一式（以下「第三者告知文書」という。） 前記 2 の執行伺い 49 件分の文書を除く国民体育大会派遣旅費に関する平成 4 年度から平成 8 年度までの執行何票兼支出命令票、旅費請求書、旅行命令簿、出張伺い等及びその付属書類一式（以下「国体派遣旅費執行何票等」という。） 		
請求日	平成 12 年 7 月 17 日	諾否決定年月日	平成 12 年 7 月 31 日
諾否の内容	公開拒否（文書不存在）	実施機関	教育委員会（教育部スポーツ課）
非公開根拠	—		
非公開理由	<ol style="list-style-type: none"> 振興団体分支出命令票等は、振興団体が管理する文書であり、実施機関では管理していないため。 第三者告知文書を作成していないため。 既に不服申立人に公開した国体派遣旅費の執行伺い 49 件の文書以外には、存在しないため。 		
不服申立年月日	平成 12 年 8 月 8 日	不服申立の趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立の理由	<ol style="list-style-type: none"> 振興団体分支出命令票等について <ol style="list-style-type: none"> 不服申立人は、振興団体が管理する文書ではなく、実施機関が管理する文書を公開請求した。 実施機関は、過去に振興団体に分担金を支出しており文書が存在するはずである。 実施機関と振興団体は別の組織であり、振興団体の業務は実施機関の職員が職務専念義務を免除（以下「職専免」という。）されて行っている旨説明するが、振興団体の事務局は実施機関の事務室内にあり、職専免を受けていない職員が業務に関与している。 実施機関は、過去に振興団体の預金通帳を複数回にわたり公開している。 第三者告知文書について <p>実施機関は、第三者告知を行うことを理由に諾否決定の期間を延長したが、第三者告知を行わなかったことにより、閲覧を早めた事実がない。</p> 国体派遣旅費執行何票等について <p>実施機関は、既に公開されている国体派遣旅費の執行伺い 49 件の文書のほかには行政文書は存在しない旨説明するが、実施機関は旅費を流用して消費した分の領収書等を管理しながら公開していない。</p> 		
諮問年月日	平成 12 年 9 月 19 日		
審査会の結論	実施機関が、請求対象とされた文書をいずれも作成又は取得していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審査会の判断理由	<ol style="list-style-type: none"> 振興団体分支出命令票等の存否について <ol style="list-style-type: none"> 振興団体は、その構成から教育委員会とは別個の独立した団体であると認められる。また、実施機関の職員は、職専免を受けて振興団体の業務に従事しており、さらに振興団体の文書は実施機関の管理する行政文書とは別に振興団体の文書として管理しているため、振興団体が作成した文書は、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、実施機関が管理する文書とは認められない。 過去に例外的な措置として振興団体の預金通帳を公開したとしても、このことをもって振興団体分支出命令票等を実施機関が管理する行政文書として取り扱うべきものとは解されない。 当審査会が調査したところ、不服申立人は実施機関が作成した分担金に係る執行何票兼支出命令票等を本件公開請求後に新たに公開請求し、既に全部公開されたことが認められるため、本諮問案件に係る不服申立において、当該文書を本件公開請求の対象に含めるべきであると主張する意義は、失われたものと考えられる。 		

	<p>2 第三者告知文書の存否について 実施機関が行った諾否決定の期間の延伸は、第三者告知の要否の判断をも含めて第三者告知に時間を要するとしたものであると解されるため、第三者告知文書は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。</p> <p>3 国体派遣旅費執行何票等の存否について</p> <p>(1) 職員の出張伺いは、県教育庁等文書管理規程において保存期間が3年と規定されており、本件公開請求時点では、保存期間の満了により廃棄済みであるという実施機関の説明は首肯できる。</p> <p>(2) 当審査会が調査したところ、不服申立人の主張する領収書等は、既に別の公開請求において不服申立人に一部公開されており、一般に同一人が同じ行政文書を重ねて公開請求することは考え難いことからすると、実施機関がこれらの文書を本件公開請求には含まないものと解したことが不合理であるとはいえない。</p> <p>(3) したがって、国体派遣旅費執行何票等は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。</p>
答申年月日	平成16年2月12日（答申第157号）

答申第 158 号

件名	教育庁における職務専念義務免除申請許可書等一部非公開の件（諮問第 118 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、教育庁における平成 4 年度から平成 12 年度までの職務専念義務免除承認申請書及び営利企業等従事許可申請書及びそれらの添付資料である。		
請求日	平成 12 年 7 月 27 日	諾否決定年月日	平成 12 年 8 月 31 日（延伸）
諾否の決定内容	一部非公開及び不存在	実施機関	教育委員会（管理部総務室）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号、2 号及び 4 号		
非公開理由	<p>1 平成 4 年度から平成 6 年度までに係る文書（以下「本件公開拒否文書」という。） 既に保存期間が満了したことにより、廃棄したため存在しない。</p> <p>2 平成 7 年度から平成 12 年度までに係る文書（以下「本件一部非公開文書」という。） (1) 個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため。 (2) 公開することにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 (3) 公開することにより大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>		
不服申立年月日	平成 12 年 9 月 7 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 本件公開拒否文書について 保存期間が満了したからといって文書をすぐに廃棄しているとは限らない。廃棄せずに文書が現実には保管されているのであれば、公開すべきである。</p> <p>2 本件一部非公開文書について (1) 公務員以外の者の職・氏名は公金管理に関する情報であるので、公開すべきである。 (2) 参加料納入先並びに負担金振込先の金融機関名、支店名、口座名、預金種別及び口座番号（以下「本件口座番号等」という。）については、口座番号等を非公開としたことを不当とした最高裁の判決があり、神奈川県でも公開している事例があるので、本件においても同様に判断して公開すべきである。 (3) 試験問題点検協力者の氏名、職務専念義務免除申請者の職・氏名、印影及び担当科目（以下「本件試験問題点検協力者名等」という。）を公開しても試験の適正な遂行の支障になるおそれはないので、公開すべきである。</p>		
諮問年月日	平成 12 年 9 月 20 日		
審査会の結論	<p>(1) 実施機関が、本件公開拒否文書は廃棄したため存在しないとして公開を拒んだことは相当である。</p> <p>(2) 本件一部非公開文書について不服申立ての対象となった情報のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。 ア 情報教育シンポジウム等への職員派遣依頼文書に記載された発信者の職・氏名 イ 情報教育シンポジウムのプログラム等に記載された講師等の職・氏名 ウ 公立学校建物の標準面積に関する調査研究（その 2）委嘱要項に記載された小委員会等の構成員の職・氏名 エ 参加料納入先及び負担金振込先の口座名に記載された団体名</p>		
審査会の判断理由	<p>1 本件公開拒否文書の存否について 本件公開拒否文書は、神奈川県教育庁等行政文書管理規程に規定される 5 年保存文書に該当するものと認められるため、保存期間が満了したことにより、廃棄したため存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。</p> <p>2 本件一部非公開文書について (1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 次に掲げる情報は、同号本文に該当する。 ① 情報教育シンポジウムへの職員派遣依頼文書に記載された発信者の職・氏名 ② 情報教育シンポジウムのプログラムに記載された講師等の氏名</p>		

	<p>③交通安全教育指導者中央研修会開催要項に記載された講師等の職・氏名 ④青年招へい合宿セミナーへの職員派遣依頼文書に記載された発信者の職・氏名 ⑤特定の財団法人の担当者名 ⑥公立学校建物の標準面積に関する調査研究（その２）委嘱要項に記載された小委員会等の構成員の職・氏名 ⑦全国自治体職員サッカー選手権大会要項に記載された実行委員会の担当者の氏名</p> <p>(2) 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について</p> <p>ア 上記(1)に掲げた情報のうち、①については、当該シンポジウムの主催団体のホームページ上でその職・氏名が公表されている。 また、④については、特定の財団法人が実施する、全国的規模で参加者を募る性格の青年招へい合宿セミナーに関して記載されたものであり、当該発信者の職・氏名は、当該法人を対外的に代表して職員の派遣を依頼するために記載された情報である。</p> <p>イ ②については、情報教育シンポジウムの協賛団体のホームページ上で過去のプログラムが当該情報を含めて公表されている。 また、③については、国等が主催し、全国的な規模で行われる公的な研修会であって、単なる内部的な研修とは認められない。こうしたことからすると、これらの者の職・氏名は、公開すべきである。 さらに、⑥に係る小委員会は、事実上国から委嘱を受けて、国が実施する事務事業に関する事項について調査研究を行う、行政の意思形成と密接な関わりを持つ公的な性格のものである。したがって、構成員の職・氏名は、公開すべきである。</p> <p>ウ 以上のことからすると、①から④まで及び⑥に掲げた情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められるので、同号ただし書イに該当する。</p> <p>エ ⑤及び⑦については、各団体における事務担当者に係る情報であって、文書の送信先以外に一般的に公にする性格の情報ではないと認められるので、同号ただし書イには該当しない。</p> <p>(3) 条例第 5 条第 2 号該当性について</p> <p>ア 本件口座番号等のうち参加料納入先は、特定のサッカー連盟がその主催するサッカー選手権大会の参加チームに対して参加料の振込先を指定する趣旨で記載したものであり、また、負担金振込先は、特定のスポーツ協会が身体障害者競技の国際大会に派遣が決定した選手に対して一部負担金の振込先を指定する趣旨で、派遣選手決定通知文書に記載したものである。</p> <p>イ 本件法人等の性格及び記載された文書の性格等を考慮すると、本件口座番号等は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであると考えられ、本諮問案件においては、本件口座番号等を原則として本件法人等の内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。</p> <p>ウ ただし、本件口座番号等のうち、口座名として記載された団体名については、いずれも既に公開されていることから、当該情報を公開しても本件法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。</p> <p>エ 以上のことからすると、本件口座番号等は、口座名として記載された団体名を除いて、これを公開することにより、本件法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第 5 条第 2 号に該当する。</p> <p>(4) 条例第 5 条第 4 号該当性について</p> <p>試験問題点検協力者は、センター試験実施前に試験問題の内容を知り得るなど入試に関する機密に属する事項を知り得る立場にある。したがって、試験問題点検協力者の氏名等を公開すると、外部からの不正な働きかけや圧力等により、センター試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。したがって、本件試験問題点検協力者名等は、公開することによりセンター試験に係る事務に関し、「違法若しくは不当な行為を容易にするおそれがある」と認められるので、条例第 5 条第 4 号に該当する。</p>
答申年月日	平成 16 年 2 月 12 日（答申第 158 号）

答申第 159 号

件名	国民体育大会旅費随時監査職員に係る旅行命令簿一部非公開の件（諮問第 119 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 9 年に行われた国民体育大会派遣旅費随時監査の関係人調査（以下「関係人調査」という。）に携わった監査事務局職員の旅行命令簿である。（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 12 年 8 月 29 日	諾否決定年月日	平成 12 年 9 月 12 日
諾否の内容	一部非公開	実施機関	監査委員（監査事務局総務課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	<p>1 個人に関する情報であって、職員個人の所得に関する情報であり、公開することにより特定の個人を識別し得るとともに、個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>2 関係人調査に携わった 4 名の職員のうち 1 名が、旅費の請求を行わなかったことから、関係人調査に係る当該職員の旅行命令簿が存在しないため、3 名分の旅行命令簿を公開請求の対象として特定した。</p> <p>3 本件行政文書及び情報公開請求により既に不服申立人に公開された文書以外に不服申立人の請求の趣旨に合致する文書は存在しない。</p>		
不服申立年月日	平成 12 年 9 月 18 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 県職員の級・号給は、職員に支払われた日当、旅費金額が適正であったかどうかを確認するために必要な情報であるので、公開すべきである。</p> <p>2 県職員の級・号給については、一覧表が作成され公表されており、この表を見れば、ある年齢の職員の給与がいくらぐらいか大体分かるようになっているので、職員の給与に関する情報は公開すべきである。</p> <p>3 実施機関は、関係人調査に携わった 4 名のうち、3 名分の旅行命令簿しか請求対象として特定していないが、職務で命じられて職員が旅行している以上、旅費の請求をするしないにかかわらず神奈川県行政文書管理規程等に従って文書が作成されているはずであり、残りの 1 名分の文書についても公開すべきである。</p> <p>4 実施機関は、3 名の旅行命令簿を公開したが、これとは別に旅費請求書を作成しているはずであるから、旅費請求書を公開すべきである。</p>		
諮問年月日	平成 12 年 9 月 22 日		
審査会の結論	実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として、関係人調査に携わった監査事務局職員 3 名分の旅行命令簿を特定し、そのうち、職員の級・号給を非公開としたことは妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号ただし書ウ該当性について 職員の級・号給は、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定個人の所得を推測できる情報である。したがって、当該情報は、公務員の職務にかかわる情報ではあるが、当該公務員個人の私的側面を有する情報というべきであり、「公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められず、同号ただし書ウには該当しない。</p> <p>2 旅行命令簿の一部不存在について (1) 旅行命令簿は、様式上「旅行命令簿（依頼）簿（旅費請求書）（内国）」となっており、1 つの様式で旅行命令簿と旅費請求書を兼ねていることが認められる。したがって、旅行を命じられた職員が旅費の請求をしなかった場合には、当該旅行に係る部分の旅行命令簿が作成されていないことも、それが事務処理上適切であったか否かは別として、あり得ないことではないと考えられる。 したがって、4 名の職員のうち 1 名が、当日旅行を命じられた 2 箇所の用務地のうち関係人調査に関する旅行分について旅費請求を行わなかったことから、3 名分の旅行命令簿しか存在しないとの実施機関の説明は、不自然とはいえない。 (2) 旅行命令簿は 1 つの様式で旅行命令簿と旅費請求書を兼ねていることから、旅行命令簿のほかに旅費請求書が別に存在するとは考えられず、既に不服申立人に公開した文書及び本件行政文書のほかに不服申立人の請求の趣旨に合致する文書は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。</p>		
答申年月日	平成 16 年 2 月 12 日（答申第 159 号）		

答申第 160 号

件名	特定のスポーツ振興団体に係る事業報告書等不存在の件（諮問第 157 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 4 年度から平成 6 年度まで及び平成 11 年度の特定のスポーツ振興団体（以下「振興団体」という。）に係る事業報告書一式（以下「本件事業報告書」という。）並びに平成 11 年度の振興団体事務局員名簿（以下「本件事務局員名簿」という。）である。		
請求年月日	平成 12 年 8 月 23 日	諾否決定年月日	平成 12 年 9 月 6 日
諾否の内容	公開拒否（文書不存在）	実施機関	教育委員会（教育部スポーツ課）
非公開根拠	—		
非公開理由	<p>1 本件事業報告書の保存期間は 5 年であるため、平成 4 年度から平成 6 年度までの事業報告書は、保存期間の満了により廃棄済みであり、また、平成 11 年度の事業報告書は、振興団体が平成 10 年度末で解散しており、実施機関が取得していないため。</p> <p>2 本件事務局員名簿については、振興団体が平成 10 年度末で解散しており、実施機関が取得していないため。</p>		
不服申立年月日	平成 12 年 9 月 29 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 実施機関は、本件事業報告書の保存期間が満了し、廃棄済みである旨説明するがスポーツ振興事業に係る補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）等の規定より事業報告書の保存期間は 5 年であり、本件事業報告書の全部が保存期間を満了しているわけではなく、また、廃棄したのであれば当該文書を廃棄したことを証明する書類が存在するはずである。</p> <p>2 不服申立人が平成 11 年度の事業報告書とした趣旨は、平成 10 年度事業は平成 11 年度に繰り越して文書の報告等がされると考えて、平成 11 年度としたものであり、平成 11 年度に報告されたものを含む趣旨である。</p>		
諮問年月日	平成 12 年 12 月 20 日		
審査会の結論	実施機関が、本件事業報告書及び本件事務局員名簿を取得又は保存していないため存在しないと、公開を拒んだことは、相当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件事業報告書の存否について</p> <p>(1) 本件事業報告書の保存期間は、県教育庁等文書管理規程及び交付要綱で 5 年と規定されており、また、当審査会において平成 4 年度から平成 6 年度までの保存期間 5 年の保存文書に係る保存文書引継票を調査したところ、その中に「負担金」の項目があることが認められた。当該保存文書引継票に上記各年度の事業報告書が含まれているかどうかを直接確認することはできないものの、事業報告書は振興団体への「負担金」の支出に関する文書であることから、当該事業報告書は、公文書館長に引き継がれたものと推測される。そして、当該事業報告書が保存期間満了後もなお、実施機関において保存されているとする事情も認められない。</p> <p>したがって、平成 4 年度から平成 6 年度までの事業報告書について保存期間満了により既に廃棄済みであるという実施機関の説明は、首肯できる。</p> <p>(2) 当審査会が調査したところ、不服申立人は既に別の公開請求で平成 10 年度の事業報告書を一部公開されていることが認められる。請求対象とされる行政文書の特定は、請求書の記載内容等から客観的に判断されるべきであるが、本件公開請求の請求書に記載された文言からすると、平成 10 年度事業に関する事業報告書を指すものとは一般的には理解し難いこと及び一般に同一人がほぼ同時期に同じ行政文書を重ねて公開請求するとは考え難いことから、平成 10 年度の事業報告書は本件公開請求には含まれないものと解される。</p> <p>(3) したがって、平成 11 年度の事業報告書は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。</p> <p>2 本件事務局員名簿の存否について</p> <p>振興団体は、平成 10 年度末で解散しており平成 11 年度に振興団体事務局は存在しなかったことから本件事務局員名簿は存在しないものと認められる。</p>		
答申年月日	平成 16 年 2 月 12 日（答申第 160 号）		

答申第 161 号

件名	特定の県立射撃場に係る県公安委員会公認手数料執行伺等一部不存在の件（諮問第 162 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 4 年度からの国民体育大会派遣旅費残金の不正流用の返還に関する返還側の返還金の調達と支払いの文書及びその後受取側から返還側に還流した事実がある場合はその文書（以下「不正流用返還文書」という。）、特定の県立射撃場（以下「県立射撃場」という。）竣工以来の神奈川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の公認手数料の執行伺一式（以下「公安委員会公認手数料執行伺」という。）並びに特定のスポーツ振興団体（以下「振興団体」という。）事務局賃貸に伴う敷金及びその行方に関する文書（以下「賃貸に関する文書」という。）である。		
請求の日	平成 12 年 9 月 29 日	諾否決定日	平成 12 年 10 月 13 日
諾否決定の内容	全部公開及び不存在	実施機関	教育委員会（教育部スポーツ課）
非公開根拠	—		
非公開理由	1 不正流用返還文書については全部公開しており、それ以外には存在しない。 2 公安委員会公認手数料執行伺及び賃貸に関する文書を作成又は取得していないため。		
不服申立年月日	平成 12 年 10 月 25 日	不服申立ての趣旨	本件処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	1 不正流用返還文書について 不服申立人が別の公開請求で同じ不正流用返還文書を閲覧したところ、原本には、はがき大の文書が 2 枚添付されていたが、交付された写しには 1 枚しか添付されていなかった。そこで改めて本件公開請求を行ったところ、公開された不正流用返還文書には、はがき大の文書が 1 枚しか添付されていなかった。また、別の公開請求で交付された不正流用返還文書の写しの交付代金と実施機関が説明する原本の枚数に食い違いがある。 2 公安委員会公認手数料執行伺について 県立射撃場は公安委員会に公認申請手数料が支払われたため公認されており、公安委員会の公認が更新されるごとに公認手数料を支払う必要があるはずである。公安委員会公認手数料執行伺が存在しないことは財務規則違反である。 3 賃貸に関する文書について 不服申立人は、振興団体が管理する文書ではなく、実施機関が管理する文書を公開請求した。また、実施機関は振興団体から事業報告書を取得しており、この中に賃貸に関する文書が含まれているはずである。		
諮問年月日	平成 12 年 12 月 27 日		
審査会の結論	1 実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として不正流用返還文書を特定し、これを公開したことは、相当である。 2 実施機関が、公安委員会公認手数料執行伺及び賃貸に関する文書を作成又は取得していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審査会の判断理由	1 不正流用返還文書について (1) 不服申立人が存在する旨主張するもう 1 枚のはがき大の文書は、支払案内書と同様の文書を指すものと考えられる。財務規則によると支払案内書は債権者に送付されるべき性格の文書であり、また、その控えが作成又は添付されていたと認めることは困難である。 (2) また、当審査会が調査したところ、別の公開請求の交付代金は、実施機関が説明する原本の枚数とも不服申立人の主張とも整合しないため、交付代金と原本の枚数に食い違いがあることのみをもってはがき大の文書が存在したものと認め難い。 (3) したがって、不服申立人の主張する内容からはがき大文書があったものと認めることは困難である。 2 公安委員会公認手数料執行伺の存否について 射撃場の指定に関する法令等には、射撃場に係る公安委員会への指定の申請に手数料が必要との規定は存在せず、手数料は不要であることが認められるため、公安委員会公認手数料執行伺は、存在しないものと認められる。 3 賃貸に関する文書の存否について (1) 振興団体は、その構成から教育委員会とは別個の独立した団体であったと認められる。また、実施機関の職員は職務専念義務を免除されて振興団体の業務に従事しており、さらに振興団体の事務局も実施機関の事務室とは別の場所で業務を行っていたことから、振興団体の		

	<p>文書は実施機関が管理する行政文書とは別に振興団体の文書として管理されていたものと認められるため、振興団体が作成した文書は、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、実施機関において管理する文書とは認められない。</p> <p>(2) また、当審査会が調査したところ、実施機関が振興団体から取得した事業報告書について、不服申立人は既に別の公開請求で一部公開されていることが認められ、一般に同一人がほぼ同時期に同じ行政文書を重ねて公開請求することは考え難いことからすると、実施機関がこれらの文書を、本件公開請求には含まないものと解したことが不合理であるとはいえない。</p> <p>(3) したがって、賃貸借に関する文書は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。</p>
答申年月日	平成 16 年 2 月 12 日 (答申第 161 号)

答申第 162 号

件名	特定のスポーツ振興団体謝金及び旅費に関する文書不存在の件（諮問第 166 号）		
請求文書の概要	<p>本件請求対象文書は、次に掲げる文書である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 8 年度から平成 10 年度までの特定のスポーツ振興団体（以下「振興団体」という。）謝金及び旅費に係る文書一式（以下「振興団体謝金等文書」という。） 平成 12 年 9 月に振興団体に係る書類に手を加えた事実がある場合、その前後の文書一式（以下「振興団体書類に手を加えた文書」という。） 平成 12 年 9 月に国体旅費執行伺票・支出命令票に係る書類に手を加えた事実がある場合、その前後の文書一式（以下「国体旅費書類に手を加えた文書」という。） 		
請求年月日	平成 12 年 10 月 25 日	諾否決定年月日	平成 12 年 11 月 8 日
諾否の内容	公開拒否（文書不存在）	実施機関	教育委員会（教育部スポーツ課）
非公開根拠	—		
非公開理由	<ol style="list-style-type: none"> 振興団体謝金等文書は、振興団体が管理する文書であり、実施機関は管理していないため。 振興団体書類及び国体旅費書類に手を加えた事実がないため。 		
不服申立年月日	平成 12 年 11 月 27 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<ol style="list-style-type: none"> 不服申立人は、振興団体が管理する文書ではなく実施機関が管理する文書を公開請求した。 実施機関は、振興団体から事業報告書を取得しており、この中に振興団体謝金等文書が含まれている。また、当該文書の保存期間は 5 年であるため、存在するはずである。 実施機関は、振興団体書類に手を加えた文書について、手を加えた事実がないことから存在しない旨説明するが、その説明は誤りである。 		
諮問年月日	平成 12 年 12 月 27 日		
審査会の結論	振興団体謝金等文書を管理していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審査会の判断理由	<ol style="list-style-type: none"> 振興団体謝金等文書の存否について <ol style="list-style-type: none"> 振興団体は、その構成から教育委員会とは別個の独立した団体であったと認められる。また、実施機関の職員は職務専念義務を免除されて振興団体の業務に従事しており、さらに振興団体の事務局も実施機関の事務室とは別の場所で業務を行っていたことから、振興団体の文書は実施機関が管理する行政文書とは別に振興団体の文書として管理されていたものと認められるため、振興団体が作成した文書は、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成した文書とは認められない。 当審査会が調査したところ、実施機関が振興団体から取得した事業報告書について、不服申立人は、既に別の公開請求で一部公開されていることが認められ、一般に同一人がほぼ同時期に同じ行政文書を重ねて公開請求することは考え難いことからすると、実施機関がこれらの文書を本件公開請求には含まないものと解したことが不合理であるとはいえない。 したがって、振興団体謝金等文書は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。 振興団体書類に手を加えた文書及び国体旅費書類に手を加えた文書について <p>当審査会は、振興団体書類及び国体旅費書類に実施機関が手を加えた事実があるかどうかについては、判断する立場にない。</p> 		
答申年月日	平成 16 年 2 月 12 日（答申 162 号）		

答申第 163 号

件名	住民監査請求関係書類一部非公開の件（諮問第 175 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 12 年 10 月に提出された住民監査請求に関する請求から結果までの一切の書類であるが、このうち、不服申立ての対象となっているのは、住民監査請求を行った請求人の住民票の写し（以下「本件住民票」という。）である。		
請求年月日	平成 13 年 2 月 5 日	諾否決定年月日	平成 13 年 2 月 13 日
諾否の内容	一部非公開	実施機関	監査委員（監査事務局総務課）
非公開根拠	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	本件住民票には、請求人の住所、氏名、生年月日等が記載されているが、これらは個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため。		
不服申立年月日	平成 13 年 2 月 26 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 実施機関は、本件住民票を非公開としたが、不服申立人は市議会議員である請求人の氏名を記載して公開請求しており、市議会議員は公人である以上、これを公開すべきである。</p> <p>2 実施機関は、本件住民票を一部公開したとしても非公開部分を除いた部分では意味のない内容になるという理由で全部非公開としたと考えられるが、請求人の住所のうち番地を非公開とすることはやむを得ないとしても、その他の部分は公開すべきである。</p>		
諮問年月日	平成 13 年 3 月 6 日		
審査会の結論	住民監査請求を行った請求人の住民票の写しを非公開としたことは、妥当である。		
審査会の理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号ただし書ア該当性について 住民基本台帳法第 11 条第 1 項は、何人でも、市町村長に対し当該市町村が備える住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求できる旨規定している。しかし、同条第 2 項は、当該請求は請求事由を明らかにしてしなければならない旨規定している。このことからすると、住民基本台帳の一部の写しの閲覧が法令上何人にも認められているとは解し得ない。したがって、本件住民票は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報には該当しない。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について 一般に、行政文書に記載された市議会議員の氏名等が、当該議員の職務の遂行に関して記載されたものである場合には、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められることもあり得る。しかし、本件住民票は、住民監査請求が、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、当該地方公共団体の住民として行うことができるものとされていることから、請求人が神奈川県の住民であることを確認するために監査事務局職員が入手したものである。したがって、本件住民票に記載された情報は、当該職員の職務の遂行に関して記載されたものであるとは認められない。 以上のことからすると、本件住民票に記載された内容は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、同号ただし書イには該当しない。</p> <p>3 条例第 6 条第 1 項該当性について 本件住民票については、当審査会が非公開とすることが妥当であると認めた部分の範囲及び内容にかんがみると、その他の情報を分離して公開することは、「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」に該当しない。</p>		
答申年月日	平成 16 年 2 月 12 日（答申第 163 号）		

答申第 164 号

件名	県立高等学校教員補助者選考に係る面接文書様式非公開の件（諮問第 237 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 14 年度県立高等学校教員補助者選考に係る面接文書様式（以下「本件行政文書」という。）である。		
請求年月日	平成 14 年 6 月 12 日	諾否決定年月日	平成 14 年 6 月 25 日
諾否の決定内容	非公開	実施機関	教育委員会（教育部高校教育課）
非公開根拠条	条例第 5 条第 4 号		
非公開理由	<p>本件行政文書には、選考に関する判断基準が詳細に示されているため、これを公開した場合には、面接者が応募者に質問するときの観点が想定できることとなり、次に行われる教員補助者選考の際に、事前に情報を知り得た応募者に恣意的な行為を許してしまうなど選考に当たり公平性が損なわれ、応募者の正確な人物の把握を困難にするおそれがあることから、条例第 5 条第 4 号アに該当する。</p>		
不服申立年月日	平成 14 年 8 月 21 日	不服申立ての趣旨	非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 実施機関である教育委員会は、本件行政文書を条例第 5 条第 4 号アに該当するとして非公開としたが、本件行政文書は高校ごとに使用していたり、使用していなかったりとその取扱いが異なっており、本件行政文書を面接の際に使用していない高校にとっては、これを公開しても選考事務に支障がなく、正確な事実の把握を困難にするおそれもない。</p> <p>したがって、本件行政文書は、同号に該当しない。</p> <p>2 県立高等学校における教員補助者の採用は、「県立高等学校教員補助者配置事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づいて行われているが、実施要綱によれば、事業期間の終了が平成 17 年 3 月 31 日となっていることから、非公開とする理由のなくなる期日を明示できたにもかかわらず、本件処分の際にこれを行わなかったことは、行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにすることを規定している条例第 10 条第 3 項に違反する。</p>		
諮問年月日	平成 14 年 10 月 7 日		
審査会の結論	本件行政文書は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 4 号該当性について</p> <p>本件行政文書には、実施機関が説明するとおり、面接者が応募者に質問するときの観点が想定できると考えられる部分が含まれているものの、当該部分は市販されている面接試験関連図書に記載されている内容と同程度の抽象的なものであり、同種の試験又は選考を受けようとする者であれば、おおそ想定し得る内容であると考えられる。</p> <p>さらに、本件行政文書は、参考として高校に配布されたものにすぎず、必ずしも、教員補助者の選考の際に、高校が使用しなければならないものではない。また、実際上も、面接における質問は、被面接者の応答内容や態度に応じて臨機応変に行われるものと考えられる。</p> <p>以上のことからすると、これを公開することにより、「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ」があるものとは認められず、条例第 5 条第 4 号アに該当しない。</p> <p>2 時限性公開について</p> <p>不服申立人は、実施要綱には事業期間の終了が平成 17 年 3 月 31 日と明記されていることから、本件処分に係る諾否の決定の通知書には、条例第 10 条第 3 項に基づいて、非公開とする理由のなくなる期日を明示すべきである旨主張している。</p> <p>条例第 10 条第 3 項は、情報公開請求に対して行政文書の全部又は一部の公開を拒む諾否の決定を請求者に通知する場合には、「行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない」と規定している。</p> <p>この点について、実施機関は、県立高等学校教員補助者配置事業は実施要綱上平成 17 年 3 月 31 日で一応終了することになっているが、同事業は実質的には国の補助事業として平成 11 年度から 3 ヶ年にわたり実施されてきた雇用対策事業が引き続いて平成 14 年度から実</p>		

	<p>施されてきたものであることから、この事業は今後も継続する可能性があり、事業の終了日は確定期日とはなっておらず、時限性公開の規定には該当しないと説明している。</p> <p>以上のことからすると、この種の県立高等学校の教員補助者選考は、今後も行われることが考えられ、実施機関が公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示できないとしたことは不合理とはいえない。</p>
答申年月日	平成 16 年 2 月 12 日（答申第 164 号）

答申第 165 号

件名	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等（環境農政総務室）一部非公開の件（諮問第 121 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、神奈川県（以下「県」という。）が補助金を支出している平成 10 年度から平成 12 年度までの環境農政部に係る事業に関するすべての文書（ただし、市町村に対する補助金、国庫補助金を財源とする補助金及び交付対象者が個人又は事業者である補助金を除く。）及びそれらに関する預貯金通帳である。		
請求年月日	平成 12 年 8 月 29 日	諾否決定年月日	平成 12 年 9 月 11 日
諾否の決定内容	一部非公開及び文書不存在	実施機関	知事（環境農政部環境農政総務室）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び 2 号		
非公開理由	<p>1 平成 10 年度から平成 12 年度までの特定の法人（以下「本件法人」という。）の施設運営費補助金に係る文書（以下「本件一部非公開文書」という。）</p> <p>（1）個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため。</p> <p>（2）公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>2 県が補助金を支出している事業に関する預貯金通帳（以下「本件公開拒否文書」という。）補助金の支出は補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行なわれることから、預貯金通帳は不要であり、存在しないため。</p>		
不服申立年月日	平成 12 年 9 月 18 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分及び公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	実施機関が、本件一部非公開文書を一部非公開とした処分並びに本件公開拒否文書を不存在とした処分には条例違反があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 12 年 10 月 4 日		
審査会の結論	<p>1 本件一部非公開文書のうち、口座名義人として記載された情報は、公開すべきである。</p> <p>2 実施機関が、本件公開拒否文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。</p>		
審査会の判断理由	<p>1 本件一部非公開文書について</p> <p>（1）条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について</p> <p>当審査会が調査したところ、本件法人においては職員の氏名を名簿等により一般に公表している事実は認められない。また、本件一部非公開文書に記載された職員の氏名は、給与手当等内訳表及び収支予算書に記載されたものであり、既に公開されている他の部分と照合することにより、特定の個人の所得が明らかとなる情報である。</p> <p>以上のことからすると、職員の氏名は、慣行として公にされ又は、公にすることが予定されている情報とは認められない。したがって、当該情報は、同号ただし書イには該当しない。</p> <p>（2）条例第 5 条第 2 号該当性について</p> <p>ア 執行伺票及び支出命令票に記載された本件法人の取引先金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人（以下「本件口座番号等」という。）は、本件法人が知事に対し補助金の交付を申請するに当たり、その補助金の振込先として指定する趣旨で記載されたものである。</p> <p>イ このような本件口座番号等が記載された文書の性格等を考慮すると、本件口座番号等は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、本件法人は、本件口座番号等を原則として本件法人の内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。</p>		

	<p>ウ ただし、本件口座番号等のうち、口座名義人として記載された情報については、いずれも本件一部非公開文書の他の部分において既に公開されていることから、当該情報を公開しても本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。</p> <p>エ 以上のことからすると、本件口座番号等は、口座名義人として記載された情報を除いて、これを公開することにより、本件法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当する。</p> <p>2 本件公開拒否文書の存否について</p> <p>通常、実施機関と金融機関等との取引等の記録は、金融機関等において預貯金通帳が作成され、これに記帳される場合と、これに代わる文書が作成される場合とが考えられるが、補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行われていることからすると、本諮問案件においては、当該手続において預貯金通帳が作成されているとは考え難い。</p> <p>したがって、本件公開拒否文書は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成16年3月22日（答申第165号）</p>

答申第 166 号

件名	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等（環境計画課）一部非公開の件（諮問第 122 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、神奈川県（以下「県」という。）が補助金を支出している平成 10 年度から平成 12 年度までの特定の 2 法人に関するすべての文書、県が補助金を支出している平成 10 年度から平成 12 年度までの環境農政部に係る事業に関するすべての文書（ただし、市町村に対する補助金、国庫補助金を財源とする補助金及び交付対象者が個人又は事業者である補助金を除く。）及びそれらに関する預貯金通帳である。		
請求年月日	平成 12 年 8 月 29 日	諾否決定年月日	平成 12 年 9 月 12 日
諾否の決定内容	一部非公開及び文書不存在	実施機関	知事（環境農政部環境計画課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 2 号		
非公開理由	<p>1 平成 10 年度から平成 12 年度までの特定の 2 法人及び 1 団体（以下「本件法人等」という。）に対する補助金に係る文書（以下「本件一部非公開文書」という。）公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>2 県が補助金を支出している事業に関する預貯金通帳（以下「本件公開拒否文書」という。）補助金の支出は補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行なわれることから、預貯金通帳は不要であり、存在しないため。</p>		
不服申立年月日	平成 12 年 9 月 18 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分及び公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	実施機関が、本件一部非公開文書を一部非公開とした処分及び本件公開拒否文書を不存在とした処分には条例違反があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 12 年 10 月 4 日		
審査会の結論	<p>1 本件一部非公開文書のうち、口座名義人として記載された情報は、公開すべきである。</p> <p>2 実施機関が、本件公開拒否文書は存在しないと、公開を拒んだことは、相当である。</p>		
審査会の判断理由	<p>1 本件一部非公開文書について 条例第 5 条第 2 号該当性について</p> <p>(1) 執行伺票、支出命令票、歳出予算執行依頼票及び補助金交付申請書に記載された本件法人等の取引先金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人（以下「本件口座番号等」という。）は、本件法人等が知事に対し補助金の交付を申請するに当たり、その補助金の振込先として指定する趣旨で記載されたものである。</p> <p>(2) このような本件口座番号等が記載された文書の性格等を考慮すると、本件口座番号等は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、本件法人等は、本件口座番号等を原則として本件法人等の内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。</p> <p>(3) ただし、本件口座番号等のうち、口座名義人として記載された情報については、いずれも本件一部非公開文書の他の部分において既に公開されていることから、当該情報を公開しても本件法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。</p> <p>(4) 以上のことからすると、本件口座番号等は、口座名義人として記載された情報を除いて、これを公開することにより、本件法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第 5 条第 2 号本文に該当する。</p>		

	<p>2 本件公開拒否文書の存否について</p> <p>通常、実施機関と金融機関等との取引等の記録は、金融機関等において預貯金通帳が作成され、これに記帳される場合と、これに代わる文書が作成される場合とが考えられるが、補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行われていることからすると、本諮問案件においては、当該手続において預貯金通帳が作成されているとは考え難い。</p> <p>したがって、本件公開拒否文書は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成16年3月22日（答申第166号）</p>

答申第 167 号

件名	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等（大気水質課）一部非公開の件（諮問第 123 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、神奈川県（以下「県」という。）が補助金を支出している平成 10 年度から平成 12 年度までの環境農政部に係る事業に関するすべての文書（ただし、市町村に対する補助金、国庫補助金を財源とする補助金及び交付対象者が個人又は事業者である補助金を除く。）及びそれらに関する預貯金通帳である。		
請求年月日	平成 12 年 8 月 29 日	諾否決定年月日	平成 12 年 9 月 12 日
諾否の決定内容	公開拒否（文書不存在）	実施機関	知事（環境農政部大気水質課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	本件請求の対象とされた行政文書のうち大気水質課に係る文書（以下「本件行政文書」という。）は存在しないため。		
不服申立年月日	平成 12 年 9 月 18 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	実施機関が本件行政文書を不存在とした処分には条例違反があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 12 年 10 月 4 日		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審査会の判断理由	<p>本件公開拒否文書の存否について</p> <p>当審査会が調査したところ、大気水質課において、平成 10 年度から平成 12 年度までの間に、補助金（市町村に対する補助金、国庫補助金を財源とする補助金及び交付対象者が個人又は事業者である補助金を除く。）を支出した事実はないことが認められる。したがって、該当する事務事業がないとする実施機関の説明は首肯でき、本件行政文書は、存在しないものと認められる。</p>		
答申年月日	平成 16 年 3 月 22 日（答申第 167 号）		

答申第 168 号

件名	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等（廃棄物対策課）一部非公開の件（諮問第 124 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、神奈川県（以下「県」という。）が補助金を支出している平成 10 年度から平成 12 年度までの特定の法人に関するすべての文書、県が補助金を支出している平成 10 年度から平成 12 年度までの環境農政部に係る事業に関するすべての文書（ただし、市町村に対する補助金、国庫補助金を財源とする補助金及び交付対象者が個人又は事業者である補助金を除く。）及びそれらに関する預貯金通帳である。		
請求年月日	平成 12 年 8 月 29 日	諾否決定年月日	平成 12 年 9 月 12 日
諾否の決定内容	一部非公開及び文書不存在	実施機関	知事（環境農政部廃棄物対策課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び 2 号		
非公開理由	<p>1 平成 10 年度から平成 12 年度までの特定の 3 法人（以下「本件法人」という。）に対する補助金に係る文書（以下「本件一部非公開文書」という。）</p> <p>（1）個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため。</p> <p>（2）公開することにより、本件法人及び第三者法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>2 県が補助金を支出している事業に関する預貯金通帳（以下「本件公開拒否文書」という。）補助金の支出は補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行われることから、預貯金通帳は不要であり、存在しないため。</p>		
不服申立年月日	平成 12 年 9 月 18 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分及び公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	実施機関が、本件一部非公開文書を一部非公開とした処分並びに本件公開拒否文書を不存在とした処分には条例違反があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 12 年 10 月 4 日		
審査会の結論	<p>1 本件一部非公開文書のうち、口座名義人として記載された情報は、公開すべきである。</p> <p>2 実施機関が、本件公開拒否文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。</p>		
審査会の判断理由	<p>1 本件一部非公開文書について</p> <p>（1）条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について</p> <p>本件一部非公開文書に記載された職員の氏名及び職員の職名は、給与等支払明細等に記載されたものであり、既に公開されている他の部分と照合することにより、特定の個人の所得が明らかとなる情報であり、このような情報は一般に公表されているとはいえず、当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。したがって、職員の氏名及び職員の職名は、同号ただし書イには該当しない。</p> <p>（2）条例第 5 条第 2 号該当性について</p> <p>ア 本件口座番号等について</p> <p>（ア）執行伺票、支出命令票、補助金交付申請書及び請求書に記載された本件法人の取引先金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人（以下「本件口座番号等」という）は、本件法人が知事に対し補助金の交付を申請するに当たり、その補助金の振込先として指定する趣旨で記載されたものである。</p> <p>（イ）このような本件口座番号等が記載された文書の性格等を考慮すると、本件口座番号等は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、本件法人は、本件口座番号等を原則として本件法人の内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。</p>		

	<p>(ウ) ただし、本件口座番号等のうち、口座名義人として記載された情報については、いずれも本件一部非公開文書の他の部分において既に公開されていることから、当該情報を公開しても本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。</p> <p>(エ) 以上のことからすると、本件口座番号等は、口座名義人として記載された情報を除いて、これを公開することにより、本件法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当する。</p> <p>イ 総合振込データについて</p> <p>(ア) 総合振込データは、本件法人と第三者法人との取引の状況を記録したものであり、当該第三者法人の取引先金融機関における口座番号等や本件法人から当該第三者法人の口座に振り込まれた金額等が記載されており、法人等に関する情報であると認められる。</p> <p>(イ) このような法人等の取引に係る情報は、本来、当該法人等が事業活動を行う上での内部管理事務に属する情報であり、原則として知らせるべき相手方を限定する利益を有する情報であると考えられ、これらの情報は、当該第三者法人の内部限りで管理されているものと考えられる。</p> <p>(ウ) 以上のことからすると、総合振込データは、これを公開することにより、第三者法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当する。</p> <p>2 本件公開拒否文書の存否について</p> <p>通常、実施機関と金融機関等との取引等の記録は、金融機関等において預貯金通帳が作成され、これに記帳される場合と、これに代わる文書が作成される場合とが考えられるが、補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行われていることからすると、本諮問案件においては、当該手続において預貯金通帳が作成されているとは考え難い。</p> <p>したがって、本件公開拒否文書は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成16年3月22日（答申第168号）</p>

答申第 169 号

件 名	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等（緑政課）一部非公開の件（諮問第 125 号）		
請 求 文 書 の 概 要	本件請求対象文書は、神奈川県（以下「県」という。）が補助金を支出している平成 10 年度から平成 12 年度までの環境農政部に係る事業に関するすべての文書（ただし、市町村に対する補助金、国庫補助金を財源とする補助金及び交付対象者が個人又は事業者である補助金を除く。）及びそれらに関する預貯金通帳である。		
請 求 日 年 月 日	平成 12 年 8 月 29 日	諾 否 決 定 年 月 日	平成 12 年 9 月 11 日
諾 否 の 決 定 内 容	一部非公開及び文書不 在	実 施 機 関	知事（環境農政部緑政課）
非 公 開 根 拠 条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び 2 号		
非 公 開 理 由	1 平成 10 年度から平成 12 年度までの特定の 2 法人（以下「本件法人」という。）に対する補助金に係る文書（以下「本件一部非公開文書」という。） （1）個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため。 （2）公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 2 県が補助金を支出している事業に関する預貯金通帳（以下「本件公開拒否文書」という。）補助金の支出は補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行われることから、預貯金通帳は不要であり、存在しないため。		
不 服 申 立 年 月 日	平成 12 年 9 月 18 日	不 服 申 立 て の 趣 旨	一部非公開処分及び公開拒否処分の取消しを求める。
不 服 申 立 て の 理 由	実施機関が、本件一部非公開文書を一部非公開とした処分並びに本件公開拒否文書を不存 在とした処分には条例違反があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮 問 年 月 日	平成 12 年 10 月 4 日		
審 査 会 の 結 論	1 本件一部非公開文書のうち、口座名義人として記載された情報は、公開すべきである。 2 実施機関が、本件公開拒否文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審 査 会 の 判 断 理 由	1 本件一部非公開文書について （1）条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について 当審査会が調査したところ、本件法人においては補助対象者の氏名を名簿等により一般に公表している事実は認められない。また、本件一部非公開文書に記載された補助対象者の氏名は、執行何票及び支出命令票並びに確定何いに記載されたものであり、既に公開されている他の部分と照合することにより、特定の個人の所得が明らかとなる情報である。以上のことからすると、補助対象者の氏名は慣行として公にされ又は、公にすることが予定されている情報とは認められない。したがって、当該情報は、同号ただし書イには該当しない。 （2）条例第 5 条第 2 号該当性について ア 執行何票及び支出命令票並びに確定何いに記載された本件法人の取引先金融機関の口座番号及び口座名義人（以下「本件口座番号等」という。）は、本件法人が知事に対し補助金の交付を申請するに当たり、その補助金の振込先として指定する趣旨で記載されたものである。		

	<p>イ このような本件口座番号等が記載された文書の性格等を考慮すると、本件口座番号等は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、本件法人は、本件口座番号等を原則として本件法人の内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。</p> <p>ウ ただし、本件口座番号等のうち、口座名義人として記載された情報については、いずれも本件一部非公開文書の他の部分において既に公開されていることから、当該情報を公開しても本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。</p> <p>エ 以上のことからすると、本件口座番号等は、口座名義人として記載された情報を除いて、これを公開することにより、本件法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当する。</p> <p>2 本件公開拒否文書の存否について</p> <p>通常、実施機関と金融機関等との取引等の記録は、金融機関等において預貯金通帳が作成され、これに記帳される場合と、これに代わる文書が作成される場合とが考えられるが、補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行われていることからすると、本諮問案件においては、当該手続において預貯金通帳が作成されているとは考え難い。</p> <p>したがって、本件公開拒否文書は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成16年3月22日（答申第169号）</p>

答申第 170 号

件名	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等（林務課）一部非公開の件（諮問第 126 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、神奈川県（以下「県」という。）が補助金を支出している平成 10 年度から平成 12 年度までの環境農政部に係る事業に関するすべての文書（ただし、市町村に対する補助金、国庫補助金を財源とする補助金及び交付対象者が個人又は事業者である補助金を除く。）及びそれらに関する預貯金通帳である。		
請求年月日	平成 12 年 8 月 29 日	諾否決定年月日	平成 12 年 9 月 11 日
諾否の決定内容	一部非公開及び文書不存在	実施機関	知事（環境農政部林務課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び 2 号		
非公開理由	<p>1 平成 10 年度から平成 12 年度までの特定の 2 法人及び 3 団体（以下「本件法人等」という。）に対する補助金に係る文書（以下「本件一部非公開文書」という。）</p> <p>（1）個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため。</p> <p>（2）公開することにより、本件法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>2 県が補助金を支出している事業に関する預貯金通帳（以下「本件公開拒否文書」という。）補助金の支出は補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行われることから、預貯金通帳は不要であり、存在しないため。</p>		
不服申立年月日	平成 12 年 9 月 18 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分及び公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	実施機関が、本件一部非公開文書を一部非公開とした処分並びに本件公開拒否文書を不存在とした処分には条例違反があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 12 年 10 月 4 日		
審査会の結論	<p>1 本件一部非公開文書のうち、次に掲げる情報は、公開すべきである。</p> <p>（1）補助金実績報告書に記載された講演及び研修の講師の氏名</p> <p>（2）補助金実績報告書に記載された被表彰者の氏名</p> <p>（3）補助金実績報告書に記載された特定の団体の会員の職名及び氏名のうち、当該団体の代表者並びに役員の職名及び氏名</p> <p>（4）通常総会提出資料のうちの会員・役員等名簿に記載された氏名</p> <p>（5）口座名義人として記載された情報</p> <p>2 実施機関が、本件公開拒否文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。</p>		
審査会の判断理由	<p>1 本件一部非公開文書について</p> <p>（1）条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について</p> <p>ア 本件一部非公開文書に記載された、会員の職名及び氏名並びに会員・役員等名簿（以下「本件名簿」という。）の氏名のうち、本件法人等の代表者については、対外的にも当該法人等を代表する者である。</p> <p>イ 本件一部非公開文書に記載された講師の氏名は、全国的な規模で行われた総会の中での講演又は県から補助金を受けている本件法人が実施する事業の一環として行う研修に係るものであり、これらは単に内部的な会議や研修とは認められない。</p> <p>ウ 本件一部非公開文書に記載された被表彰者の氏名は、表彰という行為そのものが公にすることを前提としていると考えられる。</p> <p>エ 本件名簿の氏名は、林業振興等を目的とし、県下の関係市町村長を会員とする公共的な団体に係る名簿に記載された氏名である。</p>		

	<p>オ 本件一部非公開文書に記載された、特定の団体の会員の職名及び氏名のうち、役員である会員の職名及び氏名については、当該団体は、林業振興等を目的とし、その活動内容も県と共催して林業普及事業の記念大会や講演会を開催したり、林業振興に係る行事に協賛団体として協力するなど、広く公的な活動を行っている団体であると認められる。また、その役員の職名及び氏名が既に公表されている例も見られる。</p> <p>カ 以上のことからすると、前記ア、イ、ウ、エ及びオに掲げた情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められるので、同号ただし書イに該当する。</p> <p>(2) 条例第5条第2号該当性について</p> <p>ア 本件法人等の取引先金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人（以下「本件口座番号等」という。）は、本件法人等が知事に対し補助金の交付を申請するに当たり、その補助金の振込先として指定する趣旨で記載されたものである。また、償還表記載の口座番号等は、本件法人等が貸付を受けたことにより作成された貸出金償還表に記載された取引先金融機関の振替店舗番号及び口座番号である。</p> <p>イ このような本件口座番号等及び償還表記載の口座番号等が記載された文書の性格等を考慮すると、本件口座番号等及び償還表記載の口座番号等は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、本件法人等は、本件口座番号等及び償還表記載の口座番号等を原則として本件法人等の内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。</p> <p>ウ ただし、本件口座番号等のうち、口座名義人として記載された情報については、いずれも本件一部非公開文書の他の部分において既に公開されていることから、当該情報を公開しても本件法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。</p> <p>エ 以上のことからすると、本件口座番号等及び償還表記載の口座番号等は、口座名義人として記載された情報を除いて、これを公開することにより、本件法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められるので、条例第5条第2号本文に該当する。</p> <p>2 本件公開拒否文書の存否について</p> <p>通常、実施機関と金融機関等との取引等の記録は、金融機関等において預貯金通帳が作成され、これに記帳される場合と、これに代わる文書が作成される場合とが考えられるが、補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行われていることからすると、本諮問案件においては、当該手続において預貯金通帳が作成されているとは考え難い。</p> <p>したがって、本件公開拒否文書は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。</p>
答申年月日	平成16年3月22日（答申第170号）

答申第 171 号

件名	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等（水源の森林推進課）一部非公開の件（諮問第 127 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、県が補助金を支出している平成 10 年度から平成 12 年度までの環境農政部に係る事業に関するすべての文書（ただし、市町村に対する補助金、国庫補助金を財源とする補助金及び交付対象者が個人又は事業者である補助金を除く。）及びそれらに関する預貯金通帳である。		
請求年月日	平成 12 年 8 月 29 日	諾否決定年月日	平成 12 年 9 月 12 日
諾否決定内容	一部非公開及び文書不存在	実施機関	知事（環境農政部水源の森林推進課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	<p>1 平成 10 年度から平成 12 年度までの特定の 2 法人（以下「本件法人」という。）に係る事業費及び人件費補助金支出関係文書（以下「本件一部非公開文書」という。）</p> <p>(1)個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため</p> <p>(2)法人の事業活動に関する情報であって、公開することにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p> <p>2 県が補助金を支出している事業に関する預貯金通帳（以下「本件公開拒否文書」という。）</p> <p>補助金の支出は、補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行われることから、預貯金通帳は不要であり、存在しない。</p>		
不服申立年月日	平成 12 年 9 月 18 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分及び公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	本件一部非公開文書を一部非公開とした処分及び本件公開拒否文書を不存在とした処分には条例違反があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 12 年 10 月 4 日		
審査会の結論	(1)本件一部非公開文書のうち、口座名義人として記載された情報は、公開すべきである。 (2)実施機関が、本件公開拒否文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審査会判断理由	<p>1 本件一部非公開文書について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について</p> <p>本件法人においては期末・勤勉手当に記載された本件法人の常勤職員の氏名（以下「本件職員氏名」という。）を名簿等により一般に公表している事実は認められない。</p> <p>また、本件職員氏名は、期末・勤勉手当内訳に記載されたものであり、既に公開されている他の部分と照合することにより、特定の個人の所得が明らかとなる情報である。</p> <p>以上のことからすると、本件職員氏名は慣行として公にされ又は、公にすることが予定されている情報とは認められない。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 2 号該当性について</p> <p>ア 本件法人の取引先金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人（以下「本件口座番号等」という。）は、本件法人が知事に対し補助金の交付を申請するに当たり、その補助金の振込先として指定し記載されたものである。</p> <p>イ 本件口座番号等が記載された文書の性格等を考慮すると、本件口座番号等は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、本件法人は本件口座番号等を原則として本件法人の内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。</p> <p>ウ ただし、本件口座番号等のうち、口座名義人として記載された情報については、いずれも本件一部非公開文書の他の部分において既に公開されていることから、当該情報を公開しても本件法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。</p> <p>エ 以上のことからすると、本件口座番号等は、口座名義人として記載された情報を除いて、これを公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第 5 条第 2 号に該当する。</p> <p>2 本件公開拒否文書の存否について</p> <p>通常、実施機関と金融機関等との取引等の記録は、金融機関等において預貯金通帳が作成され、これに記帳される場合と、これに代わる文書が作成される場合とが考えられるが、補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行われて</p>		

	<p>いることからすると、本諮問案件においては、当該手続において預貯金通帳が作成されているとは考え難い。</p> <p>したがって、本件公開拒否文書は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。</p>
答申年月日	平成16年3月22日（答申第171号）

答申第 172 号

件名	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等（農業振興課）一部非公開の件（諮問第 128 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、県が補助金を支出している平成 10 年度から平成 12 年度までの環境農政部に係る事業に関するすべての文書（ただし、市町村に対する補助金、国庫補助金を財源とする補助金及び交付対象者が個人又は事業者である補助金を除く。）及びそれらに関する預貯金通帳である。		
請求年月日	平成 12 年 8 月 29 日	諾否決定年月日	平成 12 年 9 月 12 日
諾否の内容	一部非公開及び文書不存在	実施機関	知事（環境農政部農業振興課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	<p>1 平成 10 年度から平成 12 年度までの補助金支出関係文書（以下「本件一部非公開文書」という。） (1)個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため (2)法人等の事業活動に関する情報であって、公開することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p> <p>2 県が補助金を支出している事業に関する預貯金通帳（以下「本件公開拒否文書」という。） 補助金の支出は、補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行われることから、預貯金通帳は不要であり、存在しない。</p>		
不服申立年月日	平成 12 年 9 月 18 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分及び公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	本件一部非公開文書を一部非公開とした処分及び本件公開拒否文書を不存在とした処分には条例違反があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 12 年 10 月 4 日		
審査会の結論	(1) 本件一部非公開文書のうち、口座名義人として記載された情報は、公開すべきである。 (2) 実施機関が、本件公開拒否文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件一部非公開文書について (1) 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について ア 補助対象者及び給与受給者の氏名、職名及び年齢（以下「本件補助対象者名等」という。）について 補助金の支出対象とされる法人等において、本件補助対象者名等を名簿等により一般に公表している事実は認められない。また、本件補助対象者名等は、給与額一覧表等に記載されたものであり、既に公開されている他の部分と照合することにより、特定の個人の所得が明らかとなる情報である。 イ 農業振興資金計算表確認書に記載された融資機関の確認責任者の職名、氏名及び印影（以下「本件確認責任者名等」という。）について 本件確認責任者名等は、金融機関の融資担当者に係る情報であり、一般に公表され、又は公表を予定されているものとは認められない。 ウ 以上のことからすると、本件補助対象者名等及び本件確認責任者名等は慣行として公にされ又は、公にすることが予定されている情報とは認められない。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 2 号該当性について ア 補助金の支出対象とされる法人等（以下「本件法人等」という。）の取引先金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人（以下「本件口座番号等」という。）について (ア)本件口座番号等は、本件法人等が知事に対し補助金の交付を申請するに当たり、その補助金の振込先として指定し記載されたものである。 (イ)本件口座番号等が記載された文書の性格等を考慮すると、本件口座番号等は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、本件法人等は本件口座番号等を原則として本件法人の内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。 (ウ)ただし、本件口座番号等のうち、口座名義人として記載された情報については、いずれも本件一部非公開文書の他の部分において既に公開されていることから、当該情報を公開しても本件法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。</p>		

	<p>イ 農業後継者対策資金利子補給費及び農業経営合理化資金利子補給費に係る文書に記載された借入者名（以下「本件借入者名」という。）について 本件借入者名は民間法人への融資に係る情報であり、当該法人の資金計画が明らかになることにより、当該法人の経営状態等が推測され得る情報である。</p> <p>ウ 以上のことからすると、本件口座番号等及び本件借入者名は、口座名義人として記載された情報を除いて、これを公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号に該当する。</p> <p>2 本件公開拒否文書の存否について</p> <p>通常、実施機関と金融機関等との取引等の記録は、金融機関等において預貯金通帳が作成され、これに記帳される場合と、これに代わる文書が作成される場合とが考えられるが、補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行われていることからすると、本諮問案件においては、当該手続において預貯金通帳が作成されているとは考え難い。</p> <p>したがって、本件公開拒否文書は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 16 年 3 月 22 日（答申第 172 号）</p>

答申第 173 号

件名	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等（農地課）一部非公開の件（諮問第 129 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、県が補助金を支出している平成 10 年度から平成 12 年度までの環境農政部に係る事業に関するすべての文書（ただし、市町村に対する補助金、国庫補助金を財源とする補助金及び交付対象者が個人又は事業者である補助金を除く。）及びそれらに関する預貯金通帳である。		
請求年月日	平成 12 年 8 月 29 日	諾否決定年月日	平成 12 年 9 月 12 日
諾否内容	一部非公開及び文書不存在	実施機関	知事（環境農政部農地課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	<p>1 平成 10 年度から平成 12 年度までに係る神奈川県土地改良事業強化促進費補助金支出関係文書及び相模川等関係農業用水施設維持管理費補助金支出関係文書並びに予算見積書（以下「本件一部非公開文書」という。）</p> <p>(1)個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため (2)法人等の事業活動に関する情報であって、公開することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p> <p>2 県が補助金を支出している事業に関する預貯金通帳（以下「本件公開拒否文書」という。） 補助金の支出は、補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行われることから、預貯金通帳は不要であり、存在しない。</p>		
不服申立年月日	平成 12 年 9 月 18 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分及び公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	本件一部非公開文書を一部非公開とした処分及び本件公開拒否文書を不存在とした処分には条例違反があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 12 年 10 月 4 日		
審査会の結論	(1) 本件一部非公開文書のうち、口座名義人として記載された情報は、公開すべきである。 (2) 実施機関が、本件公開拒否文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件一部非公開文書について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について</p> <p>ア 特定の団体職員の名義、職名、年齢及び生年月日（以下「本件団体職員名等」という。）について</p> <p>(ア) 特定の団体においては本件団体職員名等を名簿等により一般に公表している事実は認められない。さらに、本件団体職員名等のうち人件費補助の対象となっている職員の名義等の情報は、人件費補助割当内示内訳等に記載されたものであり、既に公開されている他の部分と照合することにより、特定の個人の所得が明らかとなる情報である。</p> <p>(イ) 以上のことからすると、本件団体職員名等は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 2 号該当性について</p> <p>ア 法人等の事業活動に関する経理内容にかかわる部分（以下「本件経理内容」という。）について</p> <p>(ア) 法人等に関する情報であっても、補助金等の公金が支出された部分に関する情報であって、ノウハウ等を除いたものについては、公金の支出内容として公にすることが予定されているものとして、必ずしも、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるとは解されない場合があると考えられるが、当審査会が調査したところ、実施機関が非公開とした本件経理内容は、県の補助金が支出された項目を除いた部分であることが認められる。</p> <p>(イ) 以上のことからすると、本件経理内容は、公開することにより当該法人等の経営状態が推測され得ることになるため、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第 5 条第 2 号本文に該当する。</p> <p>イ 補助金の支出対象とされる法人等（以下「本件法人等」という。）の取引先金融機関預金種別、口座番号及び口座名義人（以下「本件口座番号等」という。）について</p> <p>(ア) 本件口座番号等は、本件法人等が知事に対し補助金の交付を申請するに当たり、その補助金の振込先として指定し記載されたものである。</p> <p>(イ) 本件口座番号等が記載された文書の性格等を考慮すると、本件口座番号等は、特定の</p>		

	<p>関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、本件法人は本件口座番号等を原則として本件法人の内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。</p> <p>(ウ)ただし、本件口座番号等のうち、口座名義人として記載された情報については、いずれも本件一部非公開文書の他の部分において既に公開されていることから、当該情報を公開しても本件法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。</p> <p>(エ)以上のことからすると、本件口座番号等は、口座名義人として記載された情報を除いて、これを公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当する。</p> <p>2 本件公開拒否文書の存否について</p> <p>通常、実施機関と金融機関等との取引等の記録は、金融機関等において預貯金通帳が作成され、これに記帳される場合と、これに代わる文書が作成される場合とが考えられるが、補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行われていることからすると、本諮問案件においては、当該手続において預貯金通帳が作成されているとは考え難い。</p> <p>したがって、本件公開拒否文書は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成16年3月22日（答申第173号）</p>

答申第 174 号

件名	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等（畜産課）一部非公開の件（諮問第 130 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、県が補助金を支出している平成 10 年度から平成 12 年度までの環境農政部に係る事業に関するすべての文書（ただし、市町村に対する補助金、国庫補助金を財源とする補助金及び交付対象者が個人又は事業者である補助金を除く。）及びそれらに関する預貯金通帳である。		
請求年月日	平成 12 年 8 月 29 日	諾否決定年月日	平成 12 年 9 月 12 日
諾否内容	一部非公開及び文書不存在	実施機関	知事（環境農政部畜産課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	<p>1 平成 10 年度から平成 12 年度までの補助金支出関係書類（以下「本件一部非公開文書」という。） (1)個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため (2)法人等の事業活動に関する情報であって、公開することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p> <p>2 県が補助金を支出している事業に関する預貯金通帳（以下「本件公開拒否文書」という。） 補助金の支出は、補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行われることから、預貯金通帳は不要であり、存在しない。</p>		
不服申立年月日	平成 12 年 9 月 18 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分及び公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	本件一部非公開文書を一部非公開とした処分及び本件公開拒否文書を不存在とした処分には条例違反があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 12 年 10 月 4 日		
審査会の結論	(1) 本件一部非公開文書のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。 ア 特定の協議会の委員名 イ フェスティバルの写真に写っている参加者の顔部分 ウ 口座名義人として記載された情報 (2)実施機関が、本件公開拒否文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件一部非公開文書について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について ア 人件費明細等に記載された補助対象者の氏名及び総括畜産コンサルタント等の氏名について これらの情報は、一般に公にされ、又は公にすることが予定されている性格の情報ではないと認められる、またこれらの情報は、人件費明細等に記載されたものであり、既に公開されている他の部分と照合することにより、特定の個人の所得が明らかとなる情報であり、同号ただし書イには該当しない。 イ 特定の協議会及び同協議会の専門委員会の委員名簿に記載された一部委員の氏名（以下「本件委員名」という。）について 本件委員名のうち特定の協議会の委員名については、当該協議会が県内の畜産業の安定的発展を図るため、畜産関係団体の再編整備の推進を目的として設けられたという公的な性格を有していること、また、関係団体の代表者等が委員になっていることなどを考慮すると、当該協議会の委員名は公開すべきであると解するのが相当である。 ウ フェスティバルの写真に写っている参加者の顔部分について 当該写真は、広く一般県民等を対象とした誰でも参加可能な開かれた行事において撮影されたものであり、撮影場所も屋外の会場付近であって、誰もが目に触れることができる場所であると考えられる。こうしたことからすると、当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められる。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 2 号該当性について ア 補助金の支出対象とされる法人等（以下「本件法人等」という。）の取引先金融機関預金種別、口座番号及び口座名義人（以下「本件口座番号等」という。）について (ア)本件口座番号等は、本件法人等が知事に対し補助金の交付を申請するに当たり、その補助金の振込先として指定し記載されたものである。 (イ)本件口座番号等が記載された文書の性格等を考慮すると、本件口座番号等は、特定の</p>		

	<p>関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、本件法人は本件口座番号等を原則として本件法人の内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。</p> <p>(ウ)ただし、本件口座番号等のうち、口座名義人として記載された情報については、いずれも本件一部非公開文書の他の部分において既に公開されていることから、当該情報を公開しても本件法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。</p> <p>(エ)以上のことからすると、本件口座番号等は、口座名義人として記載された情報を除いて、これを公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当する。</p> <p>イ 牛枝肉格付明細書に記載された出荷者の氏名、整備事業一覧表等に記載された貸付農家名等、リース借受者一覧表に記載された借受者名等について これらの情報は、既に公開されている他の部分と照合することにより、特定の法人又は事業を営む個人が出荷した牛肉の肉質等が明らかになる情報又は、事業計画、経営状態等が推測され得る情報であることからすると、公開することにより当該法人又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当する。</p> <p>2 本件公開拒否文書の存否について</p> <p>通常、実施機関と金融機関等との取引等の記録は、金融機関等において預貯金通帳が作成され、これに記帳される場合と、これに代わる文書が作成される場合とが考えられるが、補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行われていることからすると、本諮問案件においては、当該手続において預貯金通帳が作成されているとは考え難い。</p> <p>したがって、本件公開拒否文書は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成16年3月22日（答申第174号）</p>

答申第 175 号

件名	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等（水産課）一部非公開の件（諮問第 131 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、県が補助金を支出している平成 10 年度から平成 12 年度までの環境農政部に係る事業に関するすべての文書（ただし、市町村に対する補助金、国庫補助金を財源とする補助金及び交付対象者が個人又は事業者である補助金を除く。）及びそれらに関する預貯金通帳である。		
請求日	平成 12 年 8 月 29 日	諾否決定年月日	平成 12 年 9 月 12 日
諾否決定内容	一部非公開及び文書不存在	実施機関	知事（環境農政部水産課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号		
非公開理由	<p>1 平成 10 年度から平成 12 年度までの補助金支出関係文書（以下「本件一部非公開文書」という。）</p> <p>(1) 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため (2) 法人等の事業活動に関する情報であって、公開することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため (3) 未成熟な情報であって、公開することにより県民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため</p> <p>2 県が補助金を支出している事業に関する預貯金通帳（以下「本件公開拒否文書」という。）</p> <p>補助金の支出は、補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行われることから、預貯金通帳は不要であり、存在しない。</p>		
不服申立年月日	平成 12 年 9 月 18 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分及び公開拒否処分の取消しを求め
不服申立ての理由	本件一部非公開文書を一部非公開とした処分及び本件公開拒否文書を不存在とした処分には条例違反があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 12 年 10 月 4 日		
審査会の論	<p>(1) 本件一部非公開文書のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。</p> <p>ア 神奈川県が出資する特定の 2 法人に関する文書のうち、平成 12 年度の工事事業費及び工事負担割合中の県費総額及び国費総額を除いた部分、平成 13 年度の事業費及び償却費の未契約工事費に係る部分</p> <p>イ 口座名義人として記載された情報</p> <p>(2) 実施機関が、本件公開拒否文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。</p>		
審査会の判断理由	<p>1 本件一部非公開文書について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について</p> <p>ア 県が出資する特定の法人の概要に記載された代表取締役専務の職歴について 県が出資する法人等の役員については、その氏名や現職はホームページ等で公表されている場合があるとしても、過去の職歴等個人の履歴情報までは、慣行として公にされ又は公にすることが予定されているものとは認められない。</p> <p>イ 融資先の保証人に関する情報について 法人等の融資関係書類に記載された連帯保証人の住所、氏名、印影等の情報を一般に公表している事実は認められない。</p> <p>ウ 補助対象職員の氏名について 特定の団体の人件費補助対象となった職員の氏名は、給与実績表等に記載されたものであり、既に公開されている他の部分と照合することにより、特定の個人の所得が明らかとなる情報である。</p> <p>エ 以上のことから、上記ア、イ及びウに掲げた情報は、同号ただし書イに該当</p>		

しない。

(2) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

船舶警備委託に関する文書に記載された担当職員の電話番号は、船舶事故発生時等の連絡先として記載された県職員の自宅の電話番号であり、公務員の職務に関連して記載された情報ではあるが、当該公務員個人の私的側面を有する情報というべきであり、「当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められず、同号ただし書ウには該当しない。

(3) 条例第5条第2号該当性について

ア 補助金の支出対象とされる法人等（以下「本件法人等」という。）の取引先金融機関預金種別、口座番号及び口座名義人（以下「本件口座番号等」という。）について
（ア）本件口座番号等は、本件法人等が知事に対し補助金の交付を申請するに当たり、その

補助金の振込先として指定し記載されたものである。

（イ）本件口座番号等が記載された文書の性格等を考慮すると、本件口座番号等は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、本件法人は本件口座番号等を原則として本件法人の内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。

（ウ）ただし、本件口座番号等のうち、口座名義人として記載された情報については、いずれも本件一部非公開文書の他の部分において既に公開されていることから、当該情報を公開しても本件法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

（エ）以上のことからすると、本件口座番号等は、口座名義人として記載された情報を除いて、これを公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当する。

イ 平成12年度の工事費及び工事費負担割合中の県費総額及び国費総額を除いた部分並びに特定の施設の収支見込みのうち償却費の未契約工事費に係る部分について

実施機関は特定の施設整備に係る契約後は公開しても支障がないと説明しているおり、現時点においては既に契約が終了していることから、条例第5条第2号本文には該当しない。

ウ 次に掲げる情報は、これを公開することにより、特定の法人等又は事業を営む個人の事業計画、経営状態等が明らかになるため、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当する。

（ア）特定の施設の収支見込みのうち売上・経費の個別の金額

（イ）担保内容、融資先の事業計画及び事業実績等

（ウ）借入者名

（エ）契約者の氏名、住所、印影及び船名

（オ）漁船名、進水年、総トン数及び単価

(3) 条例第5条第3号該当性について

平成13年度の事業費については、既に当該事業は、完了しているため、現時点で公開しても県民に不正確な理解や誤解を与える等不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれは認められない。したがって、当該情報は、条例第5条第3号には該当しない。

2 本件公開拒否文書の存否について

通常、実施機関と金融機関等との取引等の記録は、金融機関等において預貯金通帳が作成され、これに記帳される場合と、これに代わる文書が作成される場合とが考えられるが、補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行われていることからすると、本諮問案件においては、当該手続において預貯金通帳が作成されているとは考え難い。

	したがって、本件公開拒否文書は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。
答申年月日	平成 16 年 3 月 22 日（答申第 175 号）

答申第 176 号

件名	特定の労働組合に係る労働組合資格の立証に関する書類等不存在の件（諮問第 245 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、実施機関が、特定の労働組合（以下「本件労働組合」という。）について行った労働組合資格の立証及び予算・決算に係る一切の書類（以下「本件行政文書」という。）である。		
請求年月日	平成 14 年 12 月 26 日	諾否決定年月日	平成 15 年 1 月 9 日
諾否の決定内容	公開拒否（文書不存在）	実施機関	神奈川県地方労働委員会（事務局審査課）
公開拒否の理由	神奈川県地方労働委員会事務局行政文書管理規程に規定する保存期間が満了しているため、文書を保存していない。		
不服申立年月日	平成 15 年 1 月 14 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 本件労働組合の法人登記に当たり、地方労働委員会が労働組合の資格の審査を行った際に取得又は作成した文書が存在しないとは考えられない。 2 労働組合の資格証明事務又は当該事務に関する文書保存について、一定の期限を設定して行政機関の責任を免ずる旨を定めた法令上の規定はない。したがって、労働委員会が当該組合の資格審査を行い、資格の証明をした以上、当該資格証明に関する文書について有限の保存期間を設け、保存期間満了後は当該行政文書を廃棄することができ、資格を証明した責任を免れるなどということは社会通念上許されない。 		
諮問年月日	平成 15 年 1 月 17 日		
審査会の結論	実施機関が、特定の労働組合に係る労働組合資格の立証に関する書類等を保存していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審査会の判断理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働委員会における労働組合の資格立証に係る事務は、立証時点において当該労働組合に不当労働行為救済申立て、法人登記等を行うことができる資格があるかどうかを審査し、決定するものにすぎず、新たに何らかの権利等を付与するものではないものと認められ、当該労働組合のその後における資格の有無の状況について継続的に管理する必要があるとまでは考え難い。 したがって、労働組合の資格証明に関する文書について有限の保存期間を設け、保存期間満了後に廃棄することが不当であるとは解されない。 以上のことから、実施機関が、本件行政文書に関して保存期間を 1 年（不当労働行為救済申立てに係るものは 5 年）と定めていることは首肯できる。 2 労働組合資格審査に係る事件の概要は、神奈川県地労委年報に記載されており、当審査会が同年報を見分したところ、文書保存期間の起算日となる平成 9 年 4 月 1 日以降、本件労働組合が労働組合の資格の立証を行った記録又は地方労働委員会が本件労働組合に係る資格の審査等を行った記録は存在しなかった。 3 以上のことから、本件行政文書が保存期間満了により既に廃棄されて存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。 		
答申年月日	平成 16 年 3 月 22 日（答申第 176 号）		

答申第 177 号

件名	特定の警察署交通課全職員の年齢・本給等非公開の件（諮問第 259 号）		
請求文書の概要	<p>本件公開請求は、特定の警察署交通課全職員の年齢、階級、本給、総支給額及び超勤手当の額がわかる文書（各人ごと、平成 14 年年間分、平成 15 年 1 月から 4 月支給分、各月分）の公開を求めるものである。</p> <p>実施機関は、神奈川県警察職員の給与明細書を作成するための基礎データとして、電磁的記録の方式により管理している給与計算マスタダンプリストを本件行政文書に特定し、その全部を非公開とする処分を行った。</p>		
請求年月日	平成 15 年 5 月 12 日	諾否決定年月日	平成 15 年 5 月 22 日
諾否決定の内容	非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報に該当するため。		
不服申立年月日	平成 15 年 5 月 27 日	不服申立ての趣旨	非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 不服申立人が公開請求した情報は、特定の警察署の交通課全職員の年齢、階級、本給、総支給額及び超勤手当の額である。実施機関は、このうち年齢を生年月日と特定して、公開拒否決定通知書には、年齢ではなく生年月日と記載しているが、これは、不服申立人が行った公開請求の趣旨を誤解したものである。</p> <p>2 実施機関は、本件請求対象情報が階級を除いて条例第 5 条第 1 号ただし書ウに該当しないため非公開とした旨説明しているが、不服申立人は職務に関連しない住所、氏名及び生年月日については公開請求をしていないのであるから、本件公開請求に係る情報は同号ただし書ウに該当し、公開すべきである。本件処分は、条例に違反しており、違法又は不当であると考える。</p>		
諮問年月日	平成 15 年 6 月 11 日		
審査会の結論	実施機関が給与計算マスタダンプリストに記録された特定の警察署の交通課全職員の生年月日、階級、給料月額、給与支給総額及び時間外勤務手当額を非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>生年月日、階級、給料月額、給与支給総額及び時間外勤務手当額については、人数が限られた職場における警察職員に係る情報であって、各々を組み合わせ、又は容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報となることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</p>		

	<p>(2) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について</p> <p>ア 階級は、「公務員等の職」に係る情報であると認められることから、同号ただし書ウに該当する。</p> <p>イ 給料月額、給与支給総額及び時間外勤務手当額については、公務員の職務にかかわる情報ではあるが、当該公務員個人の私的側面を有する情報というべきものであり、「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められない。また、生年月日についても「当該公務委員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められない。したがって、これらの情報は同号ただし書ウに該当しない。</p> <p>(3) 請求対象として生年月日を特定したことについて</p> <p>年齢は、生年月日から容易に計算できるため、年齢と同等の意味を有すると考えられることから、実施機関が公開請求の趣旨をしんしゃくして、年齢に代えて生年月日を本件請求対象情報として特定したとしても、公開請求の趣旨に沿わないものではないと認められる。したがって、年齢に代えて生年月日を請求対象として特定した実施機関の判断は、妥当性を欠くものとは解されない。</p> <p>2 条例第6条第1項該当性について</p> <p>本件公開請求の趣旨は、特定の警察署の交通課職員ごとの年齢及び階級に対応する給料月額、給与支給総額及び時間外勤務手当額に関する情報の公開を求めるものであると認められる。したがって、条例第5条第1号ただし書ウにより、階級のみを他の情報と分離して公開したとしても、請求の趣旨に沿うものとは認められず、本諮問案件においては、同項に規定する「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」には該当しない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成16年3月22日（答申第177号）</p>

2 個人情報保護審査会答申の概要

個人情報保護審査会答申第 55 号の概要

件名	措置入院に対する審査請求に係る文書一部不開示の件（諮問第 44 号）		
請求情報の概要	本件請求情報は、平成 13 年 4 月 12 日付けで異議申立人が知事に対して行った審査請求に係る全ての文書についての自己を本人とする個人情報である。		
請求年月日	平成 13 年 8 月 24 日	決定年月日	平成 13 年 9 月 28 日（延伸）
決定内容	一部不開示	実施機関	知事（衛生部保健予防課）
不開示部分	平成 13 年 4 月 19 日付け及び平成 13 年 5 月 10 日付け入院措置処分に係る行政不服審査法に基づく審査請求の補正についての伺い並びに平成 13 年 7 月 4 日付け審査請求に対する裁決についての伺いにおける次の部分 ○精神保健指定医の氏名、通報担当者氏名、鑑定医氏名、主治医氏名等 ○病名、生活歴及び現病歴、問題行動、現在の病状又は状態像等 ○罪名、逮捕した原因、不起訴処分の要旨等		
不開示根拠条項	条例第 15 条第 4 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号		
不開示理由	1 異議申立人以外の個人に関する情報は、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すことになる（1 号）。 2 個人の指導、診断、評価等に関する情報は、開示することにより、当該診断に著しい支障が生じるおそれがある（3 号）。 3 県が行う措置入院事務に関する情報は、事務の性質上、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（5 号）。		
異議申立年月日	平成 13 年 11 月 16 日		
異議申立ての趣旨	不開示部分のうち、逮捕した原因、精神症状の概要及び現在の状態、不起訴処分の要旨、病状の概要又は麻薬中毒（の疑いのある）者と認めた理由、その他参考事項、病歴のうちの受診歴・通院歴を除く部分、現在の精神状態及び病名、犯行時の精神状態、今後の処置についての意見、問題行動、生活歴及び現病歴、診察時の特記事項、入院以降の病状又は状態像の経過、訪問指導等に関する意見を不開示とした処分の取消しを求める。		
異議申立ての理由	1 個人の評価・診断・判定・選考・指導・相談に関する公的な評価記録については、本人がその内容を知るところにより、本人が啓発され、努力目標として機能するように、本人のためとなる書き方や内容が記述されるべきである。しかし、本人のためとならぬよう記述されているので、ほぼ大部分が非開示とされた。 行政事務に支障を及ぼさぬことが開示の条件であるとの理由は、脅し文句であり権力の暴挙を正当化するものである。 異議申立人にとって不利益な内容、第三者にとって不利益となる個別具体的な理由、行政事務の目的から行政事務が成立しなくなる、又は事務の公正さを失うなどの理由を、詳細に具体的に説明するよう請求する。 2 異議申立人は、被疑事件の反省材料とするために開示請求をしたが、ほぼ全面非開示に等しい程度の情報しか開示されておらず、反省材料としては全く機能していないに等しい。反省材料が全く開示されず本人の自覚が形成されなかった経緯から、本件と同様な別の事件発生へと発展したのは、開示請求対象文書の肝心な記述を秘匿した神奈川県にその責任がある。		

諮問年月日	平成 13 年 11 月 27 日
審査会の結論	実施機関が措置入院に対する審査請求に係る文書に記録された個人情報の一部不開示とした処分は相当である。
審査会の理由	<p>1 条例第 15 条第 4 項第 1 号該当性 本件情報は、措置入院等に関して作成された一連の書類に記録された第三者の情報であり、不開示とすることが客観的にも期待され、その期待は正当であり、開示することにより、当該第三者の正当な利益が侵されることになる。</p> <p>2 条例第 15 条第 4 項第 3 号該当性 本件情報は、再度措置入院し現在は退院しているが通院治療継続中であるという異議申立人の状況、本人に開示されないことを前提としてその診断内容を記載するという本件情報の性質、措置入院の処分を行った横浜市長の意見等にかんがみると、開示することにより、当該診断に著しい支障が生じるおそれがある。</p> <p>3 条例第 15 条第 4 項第 5 号該当性 本件情報は措置入院等の際に記録された情報であり、これを開示した場合、今後指定医の適正な診断やその他関係者の調査協力が得られなくなるなど、法に定める申請、通報、届出等に係る事務の適正な執行を妨げるおそれがある。</p>
答申年月日	平成 15 年 4 月 15 日（答申第 55 号）

個人情報保護審査会答申第 56 号の概要

件名	教員の指導力判定調書等不訂正の件（諮問第 57 号）		
訂正情報概要	指導力判定調書並びに指導力不足教員の判定及び人事上の措置についての申請書に記載された、請求者に係る個人情報の一部については、事実と異なるので、訂正又は削除することを求める。		
請求年月日	平成 14 年 7 月 22 日	決定年月日	平成 14 年 8 月 20 日
決定内容	不訂正（一部を訂正）	実施機関	教育委員会（管理部教職員課）
不訂正理由	記載の根拠となった事実関係に誤りがないと認められるため。		
不服申立年月日	平成 14 年 9 月 10 日	不服申立ての趣旨	不訂正処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>本件訂正請求に係る行政文書は、全体的に個人的な利害を反映した作為性が見られ、不実記載に当たる。当該行政文書の内容に作成者の意図による過不足があるため、異議申立人に不利益を生じている。</p> <p>本件行政文書の作成に際して、事前に異議申立人の意見陳述や同人への事実確認行為が全くなされていない。</p>		
諮問年月日	平成 14 年 9 月 20 日		
審査会の論結	<p>本件訂正請求に係る行政文書の重要性にかんがみ、その原本に本件訂正請求書及び不訂正理由説明書に対する意見書（写し）を資料として添付の上、併せて保存することが相当である。</p>		
審査会の判断理由	<p>1 判断するに当たっての考え方</p> <p>本件行政文書には、作成者の認識した事実に加えて、作成者の評価と主観的見解を含む評価的事実状況が記載されている。このような報告書等に記載する事実の範囲や記載方法については、ある程度管理監督者の裁量に任されるべき性質のものであると解されるが、この事実の真否認定を事後に第三者が行おうとすれば、裁判所のような調査権限と多大な時間や労力が必要となり、これは行政不服審査法の予定していない審査方法といわざるを得ない。</p> <p>以上のことから、本諮問案件については、請求内容を一括して、総合的に判断することが適当である。</p> <p>2 本件不訂正情報の取扱いについて</p> <p>実施機関が行った関係者への事情聴取の結果等を考慮すると、本件不訂正情報に虚偽や事実誤認は認められず、総合的に判断して本件不訂正情報が誤りであるとまではいえない。</p> <p>一方、本件行政文書は、異議申立人にとって不利益な措置が行われるに当たっての主たる判断材料とされていることから、正確性、客観性等が求められる極めて重要な文書であると考えられる。しかしながら、その内容に関して、事実認識なのか、発言なのか、評価のかなどの区別が判然としない部分が見受けられるなど、その重要性に照らして作成者の配慮が不足している面があることは否定できない。</p> <p>そこで、本件行政文書の原本に本件訂正請求書及び不訂正理由説明書に対する意見書（写し）を資料として添付の上、併せて保存することが相当であると判断する。</p>		
答申年月日	平成 15 年 4 月 15 日		

個人情報保護審査会答申第 57 号の概要

件名	特定教員の文書訓告関係文書一部不開示の件（その 1）（諮問第 58 号）		
請求情報の概要	本件請求情報は、異議申立人に関する平成 14 年 5 月 31 日の文書訓告に係る、①事故報告書、②事情聴取概要（以下「聴取概要」という。）、③人事考査委員会の審査結果について（以下「審査結果」という。）、④人事上の措置について（以下「措置伺い」という。）、に記録された自己を本人とする個人情報である。		
請求年月日	平成 14 年 7 月 22 日	決定年月日	平成 14 年 8 月 5 日
決定内容	一部不開示	実施機関	教育委員会（管理部教職員課）
不開示部分	<p>ア 聴取概要のうちの</p> <p>（ア）校長に対する事情聴取の概要</p> <p>（イ）前校長に対する事情聴取の概要</p> <p>イ 審査結果のうちの</p> <p>（ア）処分の基準が推測できる事項、資料</p> <p>（イ）校長の見解</p> <p>（ウ）前校長の見解</p> <p>ウ 措置伺いのうちの、処分の基準が推測できる事項</p>		
不開示根拠条項	条例第 15 条第 4 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号		
不開示理由	<p>1 異議申立人以外の個人に関する情報であり、開示することにより当該個人の正当な利益を侵害することとなる（1号）。</p> <p>2 個人の指導、評価に関する情報であって、当該指導、評価に著しい支障を生じる（3号）。</p> <p>3 人事管理に関する情報であって、当該事務の公正かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがある（5号）。</p>		
異議申立年月日	平成 14 年 9 月 30 日		
異議申立ての趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。		
異議申立ての理由	<p>1 条例第 15 条第 4 項第 1 号該当性について</p> <p>（1）聴取概要のうちの校長及び前校長に対する事情聴取の概要、審査結果のうちの校長及び前校長の見解等は、私人としてではなく公人としてのものであって、異議申立人との関係において支障が生じる恐れがあるはずもなく、またあってはならない。したがって、個人としての校長の正当な利益を侵すことは有り得ない。</p> <p>（2）聴取概要のうちの校長及び前校長に対する事情聴取の概要、審査結果のうちの校長及び前校長の見解等は、異議申立人に対する文書訓告決定の重要な基礎資料であることを教育委員会も認めている。したがって、当該情報は異議申立人の人格・名誉に係る情報であり、異議申立人は知る権利を有する。</p> <p>2 条例第 15 条第 4 項第 3 号及び第 5 号該当性について</p> <p>（1）異議申立人が行った行為を評価する個所があったとしても、異議申立人と校長との関係において、指導上不可欠な信頼関係を損ったり、学校運営等に支障を生じることはなく、評価を明らかにすることが異議申立人と校長の信頼関係を高め、今後反復継続される指導・評価等の実を得るのに寄与する。</p> <p>（2）審査結果のうちの校長及び前校長の見解は、異議申立人を処分するための第一級の文書であるので、この文書に重大な瑕疵、誤謬、歪曲、恣意的見解が述べられていた場合、異議申立人には条例第 21 条に基づく訂正を主張する権利がある。不開示処分はこの権利行使をその入口で阻止することになり、法令上著しい不正義を惹起する。</p>		

異議申立ての理由 (続 き)	<p>(3) 平成 14 年 10 月 31 日付けで、教育委員会は地方公務員法第 27 条の懲戒処分に関する指針を配布したが、その内容は詳細で具体的である。その一方で、人事上の措置である文書訓告等に関しては、処分の基準が推測される事項の開示を、職務監督権を理由として拒否している。懲戒処分と文書訓告は、非違行為に対する判断という意味でつながっており線引きができないのに、文書訓告等の処分の基準を開示しないことはダブルスタンダードであり、教育委員会の恣意的判断を可能にし、教育委員会と教職員の信頼関係を損ねる。また、指導とは、対象者に対する納得性を前提とすることに鑑みれば、処分の基準が推測される事項は積極的に開示すべきである。</p>
諮問年月日	平成 14 年 10 月 16 日
審査会の結論	特定教員の文書訓告関係文書に記録された個人情報を実施機関が一部不開示とした処分のうち、一部を開示すべきである。
審査会の判断理由	<p>1 条例第 15 条第 4 項第 1 号該当性 本件不開示情報のうち、聴取概要のうちの校長及び前校長に対する事情聴取の概要は、校長及び前校長の発言内容等であり、審査結果のうちの校長及び前校長の見解は、教育委員会が、校長及び前校長に対する事情聴取の概要をまとめたものであり、これらの情報は、請求人以外の情報である。 このような所属職員である異議申立人に関する事情聴取の内容については、校長の職務にかんがみ判断すると、仮に、開示をすることにより、異議申立人との間で軋轢等が生じるおそれがあるとしても、それは権限ある立場にある者が職務として行った結果であり、当該職務の遂行に当然伴うものと判断されるので、そのことをもって校長の正当な利益を侵すことになるとは認められない。 しかしながら、校長及び前校長の自らの反省に立った心情を吐露する部分は、校長及び前校長にとっては他人に知られたくない情報に当たると解されることから、異議申立人に開示をすることにより、校長及び前校長の正当な利益を侵すことになると認められる。</p> <p>2 条例第 15 条第 4 項第 3 号該当性 聴取概要のうちの校長及び前校長に対する事情聴取の概要並びに審査結果のうちの校長及び前校長の見解に含まれる異議申立人に対する評価等、審査結果のうちの処分の基準が推測できる事項及び資料並びに措置伺いのうちの処分の基準が推測できる事項のうちの資料の表題を除く部分を開示すると、異議申立人の一面的な理解や誤解を招き、指導上不可欠な関係者間の信頼関係を損ない、校長等の異議申立人に対する今後の指導、評価等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるので、条例第 15 条第 4 項第 3 号に該当すると判断する。 なお、聴取概要のうちの校長及び前校長に対する事情聴取の概要、審査結果のうちの校長及び前校長の見解のうち、異議申立人に対する評価等を除いた部分は、異議申立人の氏名及び言動等に関する情報並びに異議申立人の言動等に対する校長及び前校長の発言等に関する情報であり、また、処分基準推測事項のうちの資料の表題は、単なる表題にすぎず、これらの情報を異議申立人に開示をしても、異議申立人の誤解を招いたり、関係者間の信頼関係を損なうとまではいえず、校長等の異議申立人に対する今後の指導、評価等に著しい支障が生ずるおそれがあるとは認められない。</p> <p>3 条例第 15 条第 4 項第 5 号該当性 本件不開示情報のうち、異議申立人に対する評価等及び資料の表題を除く処分基準推測事項は、条例第 15 条第 4 項第 3 号に該当するので、条例第 15 条第 4 項第 5 号該当性については判断する必要はないと解される。</p>
答申年月日	平成 15 年 9 月 22 日 (答申第 57 号)

個人情報保護審査会答申第 58 号の概要

件名	特定教員の文書訓告関係文書一部不開示の件（その 2）（諮問第 59 号）		
請求情報の概要	本件請求情報は、異議申立人に関する平成 14 年 5 月 31 日の文書訓告に係る、①事故報告書、②事情聴取概要（以下「聴取概要」という。）、③人事考査委員会の審査結果について（以下「審査結果」という。）、④人事上の措置について（以下「措置伺い」という。）、に記録された自己を本人とする個人情報である。		
請求年月日	平成 14 年 7 月 22 日	決定年月日	平成 14 年 8 月 5 日
決定内容	一部不開示	実施機関	教育委員会（管理部教職員課）
不開示部分	ア 聴取概要のうちの、校長に対する事情聴取の概要 イ 審査結果のうちの （ア）処分の基準が推測できる事項 （イ）校長の見解 ウ 措置伺いのうちの、処分の基準が推測できる事項		
不開示根拠条項	条例第 15 条第 4 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号		
不開示理由	1 異議申立人以外の個人に関する情報であり、開示することにより当該個人の正当な利益を侵害することとなる（1 号）。 2 個人の指導、評価に関する情報であって、当該指導、評価に著しい支障を生じる（3 号）。 3 人事管理に関する情報であって、当該事務の公正かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがある（5 号）。		
異議申立年月日	平成 14 年 9 月 30 日		
異議申立ての趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。		
異議申立ての理由	1 条例第 15 条第 4 項第 1 号該当性について （1）聴取概要のうちの校長に対する事情聴取の概要、審査結果のうちの校長の見解等は、私人としてではなく公人としてのものであって、異議申立人との関係において支障が生じる恐れがあるはずもなく、またあってはならない。したがって、個人としての校長の正当な利益を侵すことは有り得ない。 （2）聴取概要のうちの校長に対する事情聴取の概要、審査結果のうちの校長の見解等は、異議申立人に対する文書訓告決定の重要な基礎資料であることを教育委員会も認めている。したがって、当該情報は異議申立人の人格・名誉に係る情報であり、異議申立人は知る権利を有する。 2 条例第 15 条第 4 項第 3 号及び第 5 号該当性について （1）異議申立人が行った行為を評価する個所があったとしても、異議申立人と校長との関係において、指導上不可欠な信頼関係を損ったり、学校運営等に支障を生じることはなく、評価を明らかにすることが異議申立人と校長の信頼関係を高め、今後反復継続される指導・評価等の実を得るのに寄与する。 （2）審査結果のうちの校長の見解は、異議申立人を処分するための第一級の文書であるので、この文書に重大な瑕疵、誤謬、歪曲、恣意的見解が述べられていた場合、異議申立人には条例第 21 条に基づく訂正を主張する権利がある。不開示処分はこの権利行使をその入口で阻止することになり、法令上著しい不正義を惹起する。		

異議申立ての理由 (続 き)	<p>(3) 平成 14 年 10 月 31 日付けで、教育委員会は地方公務員法第 27 条の懲戒処分に関する指針を配布したが、その内容は詳細で具体的である。その一方で、人事上の措置である文書訓告等に関しては、処分の基準が推測される事項の開示を、職務監督権を理由として拒否している。懲戒処分と文書訓告は、非違行為に対する判断という意味でつながっており線引きができないのに、文書訓告等の処分の基準を開示しないことはダブルスタンダードであり、教育委員会の恣意的判断を可能にし、教育委員会と教職員の信頼関係を損ねる。また、指導とは、対象者に対する納得性を前提とすることに鑑みれば、処分の基準が推測される事項は積極的に開示すべきである。</p>
諮問年月日	平成 14 年 10 月 16 日
審査会の結論	特定教員の文書訓告関係文書に記録された個人情報を実施機関が一部不開示とした処分のうち、一部を開示すべきである。
審査会の判断理由	<p>1 条例第 15 条第 4 項第 1 号該当性 本件不開示情報のうち、聴取概要のうちの校長に対する事情聴取の概要は、校長の発言内容等であり、審査結果のうちの校長の見解は、教育委員会が、校長に対する事情聴取の概要をまとめたものであり、これらの情報は、請求人以外の情報である。 このような所属職員である異議申立人に関する事情聴取の内容については、校長の職務にかんがみ判断すると、仮に、開示をすることにより、異議申立人との間で軋轢等が生じるおそれがあるとしても、それは権限ある立場にある者が職務として行った結果であり、当該職務の遂行に当然伴うものと判断されるので、そのことをもって校長の正当な利益を侵すことになるとは認められない。 しかしながら、校長の自らの反省に立った心情を吐露する部分は、校長にとっては他人に知られたくない情報に当たると解されることから、異議申立人に開示をすることにより、校長の正当な利益を侵すことになると認められる。</p> <p>2 条例第 15 条第 4 項第 3 号該当性 聴取概要のうちの校長に対する事情聴取の概要並びに審査結果のうちの校長の見解に含まれる異議申立人に対する評価等、審査結果のうちの処分の基準が推測できる事項並びに措置伺いのうちの処分の基準が推測できる事項のうちの資料の表題を除く部分を開示すると、異議申立人の一面的な理解や誤解を招き、指導上不可欠な関係者間の信頼関係を損ない、校長等の異議申立人に対する今後の指導、評価等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるので、条例第 15 条第 4 項第 3 号に該当すると判断する。 なお、聴取概要のうちの校長に対する事情聴取の概要、審査結果のうちの校長の見解のうち、異議申立人に対する評価等を除いた部分は、異議申立人の氏名及び言動等に関する情報並びに異議申立人の言動等に対する校長の発言等に関する情報であり、また、処分基準推測事項のうちの資料の表題は、単なる表題にすぎず、これらの情報を異議申立人に開示をしても、異議申立人の誤解を招いたり、関係者間の信頼関係を損なうとまではいえず、校長等の異議申立人に対する今後の指導、評価等に著しい支障が生ずるおそれがあるとは認められない。</p> <p>3 条例第 15 条第 4 項第 5 号該当性 本件不開示情報のうち、異議申立人に対する評価等及び資料の表題を除く処分基準推測事項は、条例第 15 条第 4 項第 3 号に該当するので、条例第 15 条第 4 項第 5 号該当性については判断する必要はないと解される。</p>
答申年月日	平成 15 年 9 月 22 日 (答申第 58 号)

個人情報保護審査会答申第 59 号の概要

件名	推薦入試面接カード一部不開示の件（諮問第 60 号）		
請求情報の概要	本件請求情報は、特定の高等学校の平成 15 年度推薦入試の面接において、3 人の面接担当者が異議申立人についての面接評価等を記入した面接カード 3 枚である。		
請求年月日	平成 15 年 2 月 10 日	決定年月日	平成 15 年 2 月 24 日
決定内容	一部不開示	実施機関	教育委員会
不開示部分	面接カード 3 枚に記録された「面接担当者及び印影」欄、「必・選」欄、「質問文」欄及び「判定基準」欄並びに面接カード 2 枚に記録された「得点」欄のうち訂正がある部分		
不開示根拠条項	条例第 15 条第 4 項第 3 号		
不開示理由	<p>1 面接カードの「必・選」欄、「質問文」欄及び「判定基準」欄は、質問内容、評価の判断基準を詳細に示したものであり、また、全受験生に対する質問か否かが記載されているため、開示することにより、次年度以降も同様に行われる面接に対して、事前に情報を知り得た受験者に恣意的な行為を許してしまうなど、選考の性質上、著しい支障をきたすおそれがある。</p> <p>2 「面接担当者及び印影」欄等に記載された面接担当者名を開示することにより、今後行われる推薦入試の面接において、面接担当者が入学後の指導への影響を懸念することにより、正当な面接評価を行うことに著しい支障が生ずるおそれがある。</p>		
異議申立年月日	平成 15 年 2 月 26 日	異議申立ての趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。
異議申立ての理由	<p>1 推薦入試の可否基準や各高等学校の選考基準は、事前公表されており、また、質問内容は聞き取りをすれば内容を把握することは容易である。</p> <p>2 面接担当者は、公務員として面接業務に係わるのであり、氏名を隠す必要性は全くなく、また、入学者は自分を面接した面接担当者は分かっている。</p>		
諮問年月日	平成 15 年 3 月 24 日		
審査会の結論	実施機関が特定の県立高等学校の推薦入学試験における面接カードに記録された個人情報の一部不開示とした処分は相当である。		
審査会の判断理由	<p>1 推薦入試の面接における質問文、質問文の必須・選択の区分及び判定基準は、実施機関が公表している情報とは認められず、また、選考基準も判定基準を公表している事実は認められない。質問内容は、受験生から聞き取りをすれば、ある程度、再現することは可能であるが、実際の質問内容は、その受験者の調査書等の記載内容や面接における応答、態度に応じて異なる場合もあり、必ずしも受験生から聞き取った内容から質問文のすべてを把握できるとまでは認められない。したがって、これらの情報が開示された場合、事前にこれらの情報を知り得た受験生と知り得ない受験生との間に不公平が生ずるおそれがあると認められる。また、事前にこれらの情報を知り得た受験生が面接において、質問文や判定基準に沿った応答等をするなどの面接の形骸化についても全く否定することもできないため、条例第 15 条第 4 項第 3 号に該当する。</p> <p>2 面接担当者名は、一般的に受験者が了知している情報とは認められず、受験者が面接の内容や評価に不満等を持つ場合に、面接担当者に対して何らかの働きかけを行う可能性や面接担当者が入学後の教科指導等において生徒との人間関係形成に著しい支障が生ずる可能性を全く否定することはできない。この場合、面接担当者が正当な評価を行うことを躊躇し、その結果、面接試験が形骸化し、今後の反復、継続される高等学校入学者選抜に著しい支障をきたすおそれがあると認められる。したがって、条例第 15 条第 4 項第 3 号に該当すると判断する。</p>		
答申年月日	平成 15 年 12 月 9 日		

個人情報保護審査会答申第 60 号の概要

件名	定期人事異動において請求者本人が昇格を見送られた理由等に係る自己情報の一部開示の件(諮問第 61 号)		
請求情報の概要	本件自己情報は、請求者が平成 14 年 4 月 1 日付け定期人事異動において昇格を見送られた「理由」を明示する文書に記載される個人情報である。		
請求年月日	平成 15 年 4 月 18 日	決定年月日	平成 15 年 5 月 1 日
決定内容	開示	実施機関	知事(総務部人事課)
不開示部分	原処分には、不開示部分なし		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例第 15 条第 4 項の直接適用条項なし		
不開示理由	実施機関が開示した行政文書中に請求を受けた「理由」は明記されていないが、保管する書類のうちで請求者の要求に最も近似する書類を開示したいという実施機関の考えにより、昇任昇格推薦調書(以下「本件行政文書」という。)について決定を下した。実施機関としては、当該措置をもって開示決定であるものと認識した。 なお、請求者が求めるところの「理由」を明記した行政文書は存在しない。		
異議申立年月日	平成 15 年 5 月 29 日	異議申立ての趣旨	原処分の取消しを求める。
異議申立ての理由	開示・交付された文書には何らの理由の記載がなく、昇格が見送られた具体的な根拠が不明のままである。人事行政の重要性や人事担当者間の連絡協議が行われている実状を鑑みても、請求者が求める類の行政文書が存在しないという実施機関の説明には首肯できないので、重ねて請求文書の開示を求める。		
諮問年月日	平成 15 年 6 月 23 日		
審査会の結論	本件開示請求の対象となる行政文書としては本件行政文書以外には存在しないと認められ、実施機関がこれを一部開示したことは、相当である。		
審査会の判断理由	<p>1 行政文書の存否について</p> <p>(1) 当審査会が調査したところ、実施機関における昇任昇格は、人事主管課が定めた昇任昇格が可能な人数の枠と昇任昇格候補者の評価順位との関係において最終判断がなされるもので、いわゆる相対評価により行われていることが認められた。</p> <p>(2) 給料表の級別職員構成等を考慮した昇任昇格可能人数とそれを超える候補者数という前提の中で、相対評価としての順位付けを基に昇格者を決定せざるを得ない以上、個々の職員について昇格に当たっての具体的な評価理由を記載した行政文書が作成されていないとしても不自然ではなく、またこのことが昇任昇格に係る事務の執行に支障を生じさせるとまでは認められない。</p> <p>(3) 以上の昇任昇格に係る事務の実態等をかんがみると、請求者が求める情報を記録した行政文書を作成、管理していないとする実施機関の説明は、本件行政文書を別として、首肯できる。</p> <p>2 原処分について</p> <p>請求情報を記録した行政文書は存在しないと判断した実施機関が、請求内容に係る情報として本件行政文書を特定したことは、結果において相当と認められる。</p>		
答申年月日	平成 16 年 2 月 16 日(答申第 60 号)		

削除: の対象となる自己情報を記録した行政文書は存在しないとして、保有情報のうちから

削除: に対して

削除: 本件自己情報を記録した行政文書は存在しないため、

3 個人情報保護審議会諮問書・答申書

(1) 条例第8条の本人外収集の制限

情公第21号

平成15年11月7日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼 子 仁 様

神奈川県知事 松 沢 成 文

本人確認情報提供状況開示事務における個人情報の本人外収集について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第6号の規定に基づき、別添案件に係る本人外収集について御審議していただきたく諮問いたします。

神奈川県個人情報保護審議会の諮問事項

【知事】

条例第8条第3項第6号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

		区分	個別	※案件番号	45
所管室課所名	市町村課				
主管室課名	市町村課				
事務の名称	本人確認情報提供状況開示事務				
事務の根拠法令等	電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）第6-8-(5)				
事務の目的	県民からの本人確認情報の提供状況を把握したいとの要請に応えるとともに、国の機関等の本人確認情報の適正な利用の確保を目的とする。				
対象となる個人の類型	国の機関等により本人確認情報が利用及び提供された県民				
本人以外から収集する個人情報の項目名	本人確認情報（住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、市町村コード）、付加情報（機能区分、利用事由、提供事務区分、提供元、提供先、提供年月日）				
本人以外から収集する場合の収集先	指定情報処理機関（（財）地方自治情報センター）				
理由（本人以外から収集する必要性）	本人確認情報提供状況開示事務は、住民からの請求に基づき、請求者に係る本人確認情報の利用及び提供状況を開示するものであるが、開示の対象となる国の機関等への本人確認情報の提供状況の記録は、指定情報処理機関（（財）地方自治情報センター）のみが保有しており、本人から収集することができないため。				
条例第8条第4項の規定による本人通知	<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない （しない理由） 年金の事務等その件数は大量なもので収集の都度本人に通知することは、事務処理上対応が困難であり、かつ、本人外収集について通知を受けても、当該情報は指定情報処理機関のみが保有しており本人に選択する余地がないため。				

備考1 「区分」の欄には、「個別」又は「類型」と記入すること。

2 「※案件番号」の欄は、諮問の際に通し番号を付すので、記入しないこと。

個人情報審議第150号
平成15年11月13日

神奈川県知事
松 沢 成 文 様

神奈川県個人情報保護審議会
会 長 兼 子 仁

知事の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第6号の規定に基づき、平成15年11月7日付け情公第21号をもって諮問のありました本人確認情報提供状況開示事務に係る個人情報の本人外収集の取扱いについては、審議した結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、当該事務の実施にあたっては、収集先である指定情報処理機関から個人情報の提供を受け
る際、その取扱いに十分留意するとともに、当該個人情報の厳正な管理に万全を期すよう要望しま
す。

(2) 条例第10条のオンライン結合の制限(類型諮問)

人委第249号
平成16年1月7日

神奈川県個人情報保護審議会会長 殿

神奈川県人事委員会委員長

神奈川県人事委員会が保有する個人情報のオンライン結合による提供について(諮問)

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、「インターネット等を活用した県民等への行政情報提供事務」に係るオンライン結合による個人情報の提供について諮問いたします。

神奈川県個人情報保護審議会の諮問事項

【人事委員会】

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区分	類型	※案件番号	2
所管室課所名	人事委員会			
主管室課名	人事委員会			
事務の名称	インターネット等を活用した県民等への行政情報提供事務			
事務の目的	県行政と県民とのパートナーシップに基づき、県民、研究機関、ボランティア団体、企業等が行う各種社会活動、学習活動、研究活動と連携し、これを支援するため			
オンライン結合の内容	インターネット等を活用して県民等に行政情報を提供するに際して、各種活動を行う県民など特定個人に関する情報の提供が伴う			
対象となる個人の類型	学習指導者、ボランティア、人材バンク登録者等			
提供する個人情報項目名	氏名、住所、連絡先、電話番号、活動内容、研究内容等			
提供の相手先	県民等（インターネット等参加者及び利用者）			

備考1 「区分」の欄には、「個別」又は「類型」と記入すること。

2 「※案件番号」の欄は、諮問の際に通し番号を付すので、記入しないこと。

平成16年1月15日

神奈川県人事委員会
委員長 齊藤毅 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁

オンライン結合による個人情報の提供に関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成16年1月7日付け人委第249号をもって諮問のありました「インターネット等を活用した県民への行政情報提供事務」に係るオンライン結合による個人情報の提供については、審議の結果、次の諸点に十分留意されることを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

1 当該諮問事案の位置付け

当該諮問事案については、神奈川県個人情報保護条例第10条第1項に規定するオンライン結合という情報提供形態の中で、インターネット等に接続するという特定の形態により県民へ各種行政情報を提供するに際して、これに含まれる各種個人情報を取り扱うものであるため、これらの取扱いを個別の事務又は事業として捉えることは適切ではなく、これらを含めた「類型」として位置付けることとする。

今後は、今回諮問された事項に該当する事案については、「類型」として取り扱うので、当審議会への個別の諮問を要しないものであるが、「類型」への該当について判断のつきがたい事案、「類型」に該当するものの慎重な取扱いを要すると判断される事案については、当審議会に適時に報告する等慎重な対応を心掛ける必要がある。

2 類型適用の要件

インターネット等を活用して実施機関が保有する個人情報を随時に提供するシステムについては、これを利用するインターネット等の加入者又は利用者に対して、当該個人情報の適正な利用等を要求することが物理的に不可能であるため、提供する個人情報の内容等を実施機関の責任において十分に精査する仕組みとするとともに、次の要件を満たす必要がある。

- (1) 事務の目的が、県民への行政情報の提供であること。
- (2) インターネット等による個人情報の提供について本人の明確な同意があり、かつ、提供する個人情報の項目及び提供する内容の範囲について本人が選択することができること。
- (3) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続がとられていること。
- (4) 「オンライン結合の基準」に規定する項目中、「1 必要性に関する基準」及び「3 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準 ②障害の予防、回復に関する項目」に定める要件を具備するものであること。

※ 上記と同様の諮問、答申については、このほかに1回されていますが、内容は同じため省略します。

(3) 条例第30条の事業者の業務登録の申請

情公第4号 平成15年5月1日
神奈川県個人情報保護審議会 会長 兼 子 仁 様
神奈川県知事 松 沢 成 文
個人情報取扱業務の登録について（諮問）
このことについて、神奈川県個人情報保護条例第30条第3項の規定により、貴審議会のご意見をいただきたく、別紙案件表のとおり諮問いたします。

個情審議第146号 平成15年5月8日
神奈川県知事 松 沢 成 文 殿
神奈川県個人情報保護審議会 会長 兼 子 仁
個人情報取扱業務の登録について（答申）
平成15年5月1日付け情公第4号で諮問のありましたこのことについては審議した結果、別紙案件表の意見欄のとおり答申します。
当答申で登録について可と認めた個人情報取扱業務については、速やかに登録を行い、県民の縦覧に供するとともに、今後も引き続き、民間事業者団体等に対し「個人情報取扱業務の登録制度」を周知するなど登録の推進に努力することを希望します。

- ※ 別紙案件表は、登録案件番号、事業者名称、業種、業務の名称、所在地等が記載されているものですが省略します。
- ※ 上記と同様の諮問、答申については、このほかに4回されていますが、内容は同じため省略します。

(4) 条例第30条の事業者の業務登録及び第33条の登録事項の変更の申請

情公第27号
平成16年3月19日

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁 様

神奈川県知事 松 沢 成 文

個人情報取扱業務の登録及び変更について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第30条第3項及び第33条第2項の規定により、貴審議会のご意見をいただきたく、別紙案件表のとおり諮問いたします。

個情審議第154号
平成16年3月25日

神奈川県知事 松 沢 成 文 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁

個人情報取扱業務の登録及び変更について（答申）

平成16年3月19日付け情公第27号で諮問のありました標記のことについて審議した結果、別紙案件表の意見欄のとおり答申します。

当答申で登録及び登録事項の変更について可と認めた個人情報取扱業務については、速やかに登録及び変更を行い、県民の縦覧に供するとともに、今後も引き続き、民間事業者団体等に対し「個人情報取扱業務の登録制度」の周知をするなど登録の推進に努力することを希望します。

※ 別紙案件表は、登録案件番号、事業者名称、業種、業務の名称、所在地等が記載されているものですが、省略します。

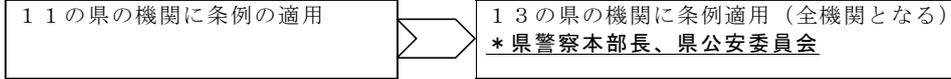
(5) 神奈川県個人情報保護制度の充実にに向けた中間報告（概要）

神奈川県個人情報保護審議会では、平成15年7月、知事から「個人情報保護制度の充実について」諮問を受け審議検討してきましたが、このたび中間報告をまとめました。審議会中間報告では、現在の条例の制度を、次のように変えることを提案しています。

＜県の実施機関に関する制度＞

1 県のすべての機関に条例を適用

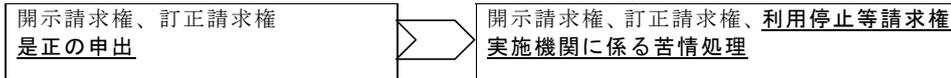
個人情報保護条例をすべての県の機関に適用させるための制度改正を提案。



警察の業務の特殊性から、条例に一定の適用除外を設ける。

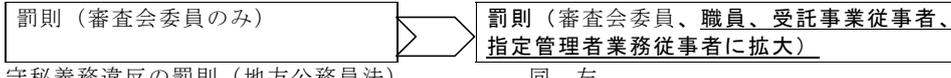
2 利用停止等請求権の導入

是正の申出制度にかえ、新たに利用停止等請求権を導入するとともに、実施機関に対する苦情処理について規定を設けることを提案。



3 職員、受託事業者等の義務違反に、罰則適用

条例に職員、受託事業者及び指定管理者業務従事者の義務規定を設け、それに違反した場合は罰則を適用することを提案。



守秘義務違反の罰則（地方公務員法）

同 左

＜民間事業者に関する制度＞

4 県が公表する事業者指針は、内容を見直す

県が事業者指針を作成・公表する制度は、今後も維持することを提案。ただし、法の内容に沿って見直すこと。



5 個人情報取扱業務登録は、今後も継続

県が行う個人情報業務登録制度は、今後も継続実施することを提案。



6 調査・勧告、公表について、一部適用除外の規定を設ける

事業者による不適正な取扱いがあった場合の調査・勧告、公表については、制度を存続させつつ、法の適用との関係で一部適用除外規定を設けることを提案。



4 情報公開条例・個人情報保護条例等制定状況

(平成16年3月31日現在)

(1) 情報公開条例制定状況(都道府県・県内市町村)

【都道府県】47団体

(施行年月日順…条例が改正されている場合は旧条例の年月日を基準とした)

団体名	条例(要綱)名	公布年月日	施行年月日
神奈川県	神奈川県情報公開条例	57.10.14	58.4.1
埼玉県	埼玉県情報公開条例	57.12.18	58.6.1
長野県	長野県情報公開条例	59.3.26	59.10.1
大阪府	大阪府情報公開条例	59.3.28	59.10.1
東京都	東京都情報公開条例	59.10.1	60.4.1
山梨県	山梨県情報公開条例	61.3.26	61.4.1
福岡県	福岡県情報公開条例	61.3.31	61.9.1
北海道	北海道情報公開条例	61.4.1	61.10.1
茨城県	茨城県情報公開条例	61.3.26	61.10.1
栃木県	栃木県情報公開条例	61.3.31	61.10.1
群馬県	群馬県情報公開条例	61.4.1	61.10.1
福井県	福井県情報公開条例	61.3.24	61.10.1
愛知県	愛知県情報公開条例	61.3.26	61.10.1
兵庫県	情報公開条例	61.3.27	61.10.1
熊本県	熊本県情報公開条例	61.10.8	62.1.1
富山県	富山県情報公開条例	61.9.30	62.4.1
香川県	香川県情報公開条例	61.12.24	62.4.1
秋田県	秋田県情報公開条例	62.3.13	62.10.1
佐賀県	佐賀県情報公開条例	62.7.16	62.10.1
滋賀県	滋賀県情報公開条例	62.10.16	63.4.1
三重県	三重県情報公開条例	62.12.24	63.6.1
鳥取県	鳥取県情報公開条例	63.3.28	63.10.1
千葉県	千葉県情報公開条例	63.3.28	63.10.1
京都府	京都府情報公開条例	63.4.1	63.10.1
鹿児島県	鹿児島県情報公開条例	63.3.28	63.12.1
大分県	大分県情報公開条例	63.8.1	64.1.1
徳島県	徳島県情報公開条例	元.3.28	元.8.1
宮崎県	宮崎県情報公開条例	元.3.30	元.9.1
静岡県	静岡県情報公開条例	元.3.29	元.10.1
広島県	広島県情報公開条例	2.3.26	2.10.1

団体名	条例(要綱)名	公布年月日	施行年月日
高知県	高知県情報公開条例	2. 3.26	2.10. 1
宮城県	情報公開条例	2. 7.16	2.10. 1
福島県	福島県情報公開条例	2.10.16	3. 4. 1
沖縄県	沖縄県情報公開条例	3.12.26	4. 7. 1
長崎県	長崎県情報公開条例	4. 3.30	5. 1.20
和歌山県	和歌山県情報公開条例	5. 3.30	5.10. 1
岩手県	情報公開条例	6. 3.30	6.10. 1
島根県	島根県情報公開条例	6. 3.25	6.10. 3
石川県	石川県情報公開条例	6. 9.27	7. 4. 1
岐阜県	岐阜県情報公開条例	6.10.14	7. 4. 1
新潟県	新潟県情報公開条例	7. 3.31	7.10. 1
青森県	青森県情報公開条例	7.10.25	8. 1. 1
岡山県	岡山県行政情報公開条例	8. 3.26	8.10. 1
奈良県	奈良県情報公開条例	8. 3.27	8.10. 1
山口県	山口県情報公開条例	9. 7. 8	9. 9. 1
山形県	山形県情報公開条例	9.12.22	10. 7. 1
愛媛県	愛媛県情報公開条例	10. 6.25	11. 1. 1

【県内市町村】 37 団体

(施行年月日順…条例が改正されている場合は旧条例の年月日を基準とした)

団体名	条例(要綱)名	公布年月日	施行年月日
川崎市	川崎市情報公開条例	59. 3.30	59.10. 1
藤沢市	藤沢市情報公開条例	60. 9.26	61. 2. 1
相模原市	相模原市情報公開条例	61. 1. 4	61. 7. 1
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市情報公開条例	61. 3.28	61.10. 1
大和市	大和市情報公開条例	61. 9.27	62. 1. 1
伊勢原市	伊勢原市情報公開条例	62. 3.30	62.10. 1
座間市	座間市情報公開条例	62. 3.31	62.10. 1
綾瀬市	綾瀬市情報公開条例	62.12.17	63. 4. 1
海老名市	海老名市情報公開条例	62.12.23	63. 4. 1
横浜市	横浜市の保有する情報の公開に関する条例	62.12.25	63. 4. 1
小田原市	小田原市情報公開条例	63. 9.26	元. 4. 1
逗子市	逗子市情報公開条例	2.12.21	3. 4. 1
厚木市	厚木市情報公開条例	4. 3.30	4. 7. 1
平塚市	平塚市情報公開条例	4.12.21	5. 7. 1
秦野市	秦野市情報の公開及び開示に関する条例	5. 9.29	6. 4. 1

団体名	条例(要綱)名	公布年月日	施行年月日
鎌倉市	鎌倉市情報公開条例	5.10.4	6.4.1
横須賀市	情報公開条例	8.3.27	8.10.1
城山町	城山町情報公開条例	8.3.26	9.1.1
津久井町	津久井町情報公開条例	9.9.16	10.4.1
南足柄市	南足柄市公文書公開条例	9.9.26	10.4.1
三浦市	三浦市情報公開条例	9.9.30	10.4.1
大磯町	大磯町情報公開条例	9.12.11	10.4.1
二宮町	二宮町公文書公開条例	9.12.19	10.10.1
湯河原町	湯河原町公文書公開条例	10.3.6	10.6.1
葉山町	葉山町公文書公開条例	10.12.21	11.4.1
愛川町	愛川町情報公開条例	11.3.30	12.1.1
寒川町	寒川町情報公開条例	11.12.21	12.4.1
箱根町	箱根町情報公開条例	11.12.27	12.4.1
清川村	清川村情報公開条例	12.6.27	13.4.1
相模湖町	相模湖町情報公開条例	13.3.1	13.7.1
中井町	中井町情報公開条例	13.3.27	13.10.1
松田町	松田町情報公開条例	13.9.27	14.1.1
山北町	山北町情報公開条例	13.9.17	14.4.1
真鶴町	真鶴町情報公開条例	13.12.14	14.4.1
開成町	開成町情報公開条例	13.12.17	14.4.1
大井町	大井町情報公開条例	13.12.20	14.4.1
藤野町	藤野町情報公開条例	14.3.18	14.10.1

(2) 個人情報保護条例制定状況(都道府県・県内市町村)

【都道府県】47団体

(施行年月日順…条例が改正されている場合は旧条例の年月日を基準とした)

団体名	条例(要綱)名	公布年月日	施行年月日
神奈川県	神奈川県個人情報保護条例	2.3.30	2.10.1
東京都	東京都個人情報の保護に関する条例	2.12.21	3.10.1
長野県	長野県個人情報保護条例	3.3.14	3.10.1
愛知県	愛知県個人情報保護条例	4.3.25	4.10.1
福岡県	福岡県個人情報保護条例	4.3.30	4.10.1
千葉県	千葉県個人情報保護条例	5.2.18	5.10.1
茨城県	茨城県個人情報の保護に関する条例	5.3.26	5.10.1
山梨県	山梨県個人情報保護条例	5.3.26	5.10.1

団体名	条例(要綱)名	公布年月日	施行年月日
埼玉県	埼玉県個人情報保護条例	6. 3. 31	6. 10. 1
北海道	北海道個人情報保護条例	6. 3. 31	6. 10. 1
沖縄県	沖縄県個人情報保護条例	6. 10. 20	7. 4. 1
福島県	福島県個人情報保護条例	6. 10. 14	7. 10. 1
広島県	広島県個人情報保護条例	7. 3. 15	7. 10. 1
滋賀県	滋賀県個人情報保護条例	7. 3. 17	7. 10. 1
京都府	京都府個人情報保護条例	8. 1. 9	8. 10. 1
大阪府	大阪府個人情報保護条例	8. 3. 29	8. 10. 1
兵庫県	兵庫県個人情報の保護に関する条例	8. 10. 9	9. 4. 1
宮城県	宮城県個人情報保護条例	8. 10. 14	9. 4. 1
岐阜県	岐阜県個人情報保護条例	10. 7. 1	11. 4. 1
新潟県	新潟県個人情報保護条例	10. 10. 16	11. 4. 1
青森県	青森県個人情報保護条例	10. 12. 24	11. 7. 1
鳥取県	鳥取県個人情報保護条例	11. 3. 12	11. 10. 1
香川県	香川県個人情報保護条例	11. 3. 19	11. 10. 1
奈良県	奈良県個人情報保護条例	12. 3. 30	12. 10. 1
群馬県	群馬県個人情報保護条例	12. 6. 14	13. 1. 1
熊本県	熊本県個人情報保護条例	12. 9. 27	13. 4. 1
山形県	山形県個人情報保護条例	12. 10. 13	13. 4. 1
秋田県	秋田県個人情報保護条例	12. 10. 17	13. 4. 1
栃木県	栃木県個人情報保護条例	13. 3. 27	13. 10. 1
高知県	高知県個人情報保護条例	13. 3. 27	13. 10. 1
岩手県	岩手県個人情報保護条例	13. 3. 30	13. 10. 1
長崎県	長崎県個人情報保護条例	13. 7. 12	14. 4. 1
佐賀県	佐賀県個人情報保護条例	13. 10. 9	14. 4. 1
愛媛県	愛媛県個人情報保護条例	13. 10. 16	14. 4. 1
山口県	山口県個人情報保護条例	13. 12. 18	14. 4. 1
大分県	大分県個人情報保護条例	13. 12. 25	14. 6. 1
岡山県	岡山県個人情報保護条例	14. 3. 19	14. 10. 1
三重県	三重県個人情報保護条例	14. 3. 20	14. 10. 1
福井県	福井県個人情報保護条例	14. 3. 22	14. 10. 1
島根県	島根県個人情報保護条例	14. 3. 26	14. 10. 1
徳島県	徳島県個人情報保護条例	14. 7. 29	15. 1. 1
宮崎県	宮崎県個人情報保護条例	14. 10. 4	15. 4. 1
鹿児島県	鹿児島県個人情報保護条例	14. 10. 15	15. 4. 1
静岡県	静岡県個人情報保護条例	14. 10. 25	15. 4. 1

団体名	条例(要綱)名	公布年月日	施行年月日
和歌山県	和歌山県個人情報保護条例	14.12.24	15.7.1
石川県	石川県個人情報保護条例	15.3.24	15.7.1
富山県	富山県個人情報保護条例	15.3.19	16.1.1

【県内市町村】 37 団体

(施行年月日順…条例が改正されている場合は旧条例の年月日を基準とした)

団体名	条例(要綱)名	公布年月日	施行年月日
秦野市	秦野市電子計算組織に係る個人情報の取扱いに関する条例	60.7.1	60.8.1
川崎市	川崎市個人情報保護条例	60.6.29	61.1.1
藤沢市	藤沢市個人情報保護条例	62.9.28	63.4.1
小田原市	小田原市個人情報保護条例	3.9.25	4.4.1
逗子市	逗子市個人情報保護条例	3.12.25	4.4.1
厚木市	厚木市個人情報保護条例	4.3.30	4.7.1
相模原市	相模原市個人情報保護条例	4.12.24	5.7.1
横須賀市	個人情報保護条例	5.4.1	5.10.1
鎌倉市	鎌倉市個人情報保護条例	5.10.4	6.4.1
平塚市	平塚市個人情報保護条例	6.12.19	7.7.1
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市個人情報保護条例	8.3.25	8.10.1
綾瀬市	綾瀬市電子計算機処理個人情報保護条例	9.3.25	9.7.1
津久井町	津久井町個人情報保護条例	9.9.16	10.4.1
南足柄市	南足柄市個人情報保護条例	9.9.26	10.4.1
三浦市	三浦市個人情報保護条例	9.9.30	10.4.1
湯河原町	湯河原町個人情報保護条例	10.3.6	10.6.1
海老名市	海老名市個人情報保護条例	9.12.22	10.7.1
二宮町	二宮町個人情報保護条例	10.3.20	10.10.1
大和市	大和市個人情報保護条例	10.3.26	10.10.1
伊勢原市	伊勢原市個人情報保護条例	10.12.11	11.4.1
城山町	城山町個人情報保護条例	11.3.23	11.10.1
愛川町	愛川町個人情報保護条例	11.3.30	12.1.1
座間市	座間市個人情報保護条例	11.6.29	12.2.28
葉山町	葉山町個人情報保護条例	11.12.20	12.4.1
寒川町	寒川町個人情報保護条例	11.12.21	12.4.1
横浜市	横浜市個人情報の保護に関する条例	12.2.25	12.7.1
大磯町	大磯町個人情報保護条例	12.3.28	12.7.1
清川村	清川村個人情報保護条例	12.6.27	13.4.1

団体名	条例(要綱)名	公布年月日	施行年月日
相模湖町	相模湖町個人情報保護条例	13. 3. 1	13. 7. 1
中井町	中井町個人情報保護条例	13. 9. 20	14. 4. 1
山北町	山北町個人情報保護条例	13.10. 1	14. 4. 1
藤野町	藤野町個人情報保護条例	14. 3. 18	14.10. 1
開成町	開成町個人情報保護条例	14. 9. 24	15. 4. 1
松田町	松田町個人情報保護条例	14.12.12	15. 4. 1
真鶴町	真鶴町個人情報保護条例	14.12.20	15. 4. 1
箱根町	箱根町個人情報保護条例	14.12.20	15. 4. 1
大井町	大井町個人情報保護条例	14.12.26	15. 4. 1